

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全
施策	① 自然環境の保全に向けた調査研究及び推進体制の構築	
対応する 主な課題	①本県は亜熱帯性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海に囲まれ、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。 ②野生生物等の保全については、本県に生息している生物種のそれぞれの生態、生息域、個体数等の的確な把握が必要である。 ③沖縄県に国立自然史博物館を設立するため、全県的な機運を高めるための取組や国等への積極的な働きかけが必要である。	
関係部等	環境部、土木建築部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等				
1	10,278	順調	生物多様性の普及啓発と県内の生物多様性の状況把握の一助となるよう、県内小学校の4～6学年全員を対象に「生きものいっせい調査」を実施した。 生物多様性保全利用指針八重山編暫定版の策定に併せ八重山で企画展を実施した。	県
2	16,355	順調	生物多様性の普及啓発と県内の生物多様性の状況把握の一助となるよう、県内小学校の4～6学年全員を対象に「生きものいっせい調査」、一般を対象にフォトコンテストを実施した。その情報をHPに一元化し、県民への普及啓発を図った。	県
3	101,851	順調	生物多様性情報の収集について宮古・久米島6地域と周辺離島7地域を対象に実施することができた。情報の収集・指針の策定に関する事業検討委員会を開き、また、ホームページの情報更新を行うことで普及啓発に努めた。	県
4	3,644	順調	県内の気運醸成を図るため、経済団体への協力依頼、令和3年2月に県主催のシンポジウムを開催（オンライン開催）する等の取組を行った。 また、令和2年9月には沖縄及び北方対策担当大臣に対し、県内への設立を要望した。	県
○野生生物の生息・生育の実態把握				
5	102,848	順調	希少野生動植物種の指定を行った。 生物多様性おきなわブランド発信事業において、宮古・久米島6地域、周辺離島7地域を対象に現地調査・文献調査を実施した。	県
6	997	順調	鳥獣保護区候補地において、地元市町村及び関係者等と意見交換等に取り組んだ。 また、既存の鳥獣保護区等において生息調査（チービシ（アジサイ調査等））の実施や、鳥獣保護管理員と連携しながら野生鳥獣の分布状況などについて調査した。	県

○在来種の保護・保全に向けた研究					
7	希少種回復状況調査 (環境部自然保護課)	86,345	順調	沖縄島北部地域を1エリアと設定し、プレイバック調査、自動撮影カメラによる調査等を行い、調査エリア数の実績値が1エリアとなった。	県
8	うちなーロードセーフティー事業 (土木建築部道路管理課)	22,201	順調	北部地区において、ヤンバルクイナのロードキル対策として警戒標識を設置する対策工事を1件、路上調査や横断ボックスへのカメラ設置などのモニタリング調査を2件実施した。	県
9	ジュゴン保護対策事業 (環境部自然保護課)	9,953	順調	ジュゴンの生息状況調査(情報収集及び現地調査)、普及啓発(勉強会及び不発弾の水中爆破処理に係る配慮依頼)等の実施、検討委員会の開催、保護対策の検討を行った。	県

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 沖縄の絶滅種数	19種 (H23年度)	21種	21種	21種	21種	21種	21種	達成	21種
担当部課名	環境部自然保護課								
状況説明	H28調査では2種の絶滅種数の増加が新たに確認されたが、それ以降は新たな絶滅種は確認されておらず、目標値の21種の維持は達成できた。なお、絶滅種が増加した背景としては、様々な要因が考えられるが、環境の悪化も原因の一つと推測される。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	100.0%
II 成果指標の達成状況（Do）	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

（2）施策の推進状況の分析

当該施策は、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。

[主な取組]

内部要因の分析

○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等

・生物多様性おきなわ戦略の普及啓発、生物多様性地域戦略事業については、県民生活は生物多様性がもたらす食料、水質浄化、観光基盤など生態系からもたらされる恩恵を受けており、生物多様性は日常生活と密接な関わりがあることから、生物多様性に関する取組には、県民参加が必要不可欠である。

・生物多様性おきなわブランド発信事業については、「生物多様性保全利用指針OKINAWA」の策定に向けて、計画的に現地調査、文献からの情報収集を進めるとともに、令和2年度末に策定する生物多様性保全利用指針OKINAWA（宮古久米島編暫定版）に向けて、専門家等の意見も踏まえながら進める必要がある。

・国立自然史博物館の誘致については、取組を継続しなければ、普及啓発や気運醸成が図られず、沖縄県への誘致が実現しない。

○野生生物の生息・生育の実態把握

・野生生物の保全・保護事業については、希少種とその生息域を把握するための情報収集が必要である。

・特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生息状況調査事業については、現在、鳥獣保護区等の新規指定に向けて取り組んでいる自治体は少なく、本県でも平成25年度以降、新規指定は行っていないことから、鳥獣保護区等の指定及び管理にあたり、最新の生息状況についての情報を持ち合わせておく必要がある。

○在来種の保護・保全に向けた研究

・希少種回復状況調査については、生息範囲等を検証するためには、長期間継続してモニタリングを実施する必要がある。

・うちなーロードセーフティー事業については、環境省ではやんばる地域における希少生物のロードキル件数の集計を行っており、道路管理者と連携してロードキル防止に取り組んでいる。

・ジュゴン保護対策事業については、検討委員において、調査の継続や効率的、効果的な保全策の検討などの意見が挙がった。環境省の実施した調査において、伊良部島や波照間島周辺において、ジュゴンの食み跡が確認された。

外部環境の分析

○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等

・生物多様性おきなわ戦略の普及啓発、生物多様性地域戦略事業、生物多様性おきなわブランド発信事業については、世界自然遺産登録に向けた取組などにより、生物多様性の保全について関心が高まっている。

・国立自然史博物館の誘致については、令和2年1月に公表された日本学術会議提言「マスタープラン2020」では、「国立沖縄自然史博物館の設立」計画が重点大型研究計画（特に優先度が高く、国や地方自治体等によって予算化され、可及的速やかに推進されるべきもの）に選定された。沖縄及び北対策担当大臣へ等々要望しているものの、国において実現に向けた取組は行われていない。

○野生生物の生息・生育の実態把握

・野生生物の保全・保護事業については、本県の希少種保護に関して、認知度の向上が必要である。

・特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生息状況調査事業については、鳥獣保護区の指定にあたっては、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき取り組んでいくこととしているが、自然環境の変化や指定に対する県民のニーズの変化があることを念頭に、慎重に取り組んでいかなければならない。

○在来種の保護・保全に向けた研究

・希少種回復状況調査については、奄美沖縄の世界自然遺産登録を目指す上で、推薦地の遺産価値の維持向上が重要であり、その一環として希少種保護に取り組む必要がある。

・うちなーロードセーフティー事業については、沖縄県はやんばる地域及び西表島の世界自然遺産登録に向け、生態系生物多様性の維持に取り組んでおり、希少な生物の保護対策（ロードキル防止）は重要な課題の一つである。

・ジュゴン保護対策事業については、2019年3月に今帰仁村で雌の死亡個体が確認され、頭数の減少が危惧される。南西諸島のジュゴンの地域個体群がIUCNレッドリストで絶滅危惧IA類と評価されるなど、本県周辺に生息するジュゴンの絶滅が危惧される状況が続いている。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○生物多様性地域戦略の策定・情報発信等

・生物多様性おきなわ戦略の普及啓発、生物多様性地域戦略事業については、「生きものいっせい調査」の実施にあたり、教育委員会の後援を継続するとともに、各教育事務所とも充実した連携を図る。また、生物多様性に関連した情報をより充実させるために、沖縄県において作成されているウェブコンテンツ「オキナワイキモノラボ」に掲載する種を随時増やす。加えて、生物多様性おきなわ戦略の改訂作業については、国の次期生物多様性国家戦略の動向を確認する。

・生物多様性おきなわブランド発信事業については、計画的な現地調査、文献からの情報収集に関し、月1回程度の打ち合わせや調査日程等をメール等で密に連絡を取り、進捗状況の把握に努める。

・生物多様性保全利用指針OKINAWA（沖縄島編、八重山編、宮古久米島編、周辺離島編の完成版）の策定に向けて、専門家の助言等を踏まえ、引き続き、ワーキンググループ等において、課題の解決をスムーズに行えるようメーリングリストなどによる情報共有の体制を継続する。

・国立自然史博物館の誘致については、県主催のシンポジウム開催を継続するとともに、有識者と連携した経済団体等への説明会を開催し、効果的な気運醸成を図る。また、国等への要請を継続して実施する。

○野生生物の生息・生育の実態把握

・野生生物の保全・保護事業については、レッドデータおきなわの県民への普及のために、引き続き、ウェブサイトの周知に努める。また、希少種の分布状況を把握することと、その生息域を保全・利活用するため、生物多様性保全利用指針OKINAWAの策定を継続して進める。加えて、希少種条例における希少野生動植物の指定種の追加指定にあたり、専門家等の意見を踏まえ、検討する。

・特殊鳥類生息環境調査及び鳥獣保護区生息状況調査事業については、鳥獣保護区等の新規指定や管理にあたり、鳥獣保護管理員等と連携しながら最新の生息状況に関する情報収集に努める。

○在来種の保護・保全に向けた研究

・希少種回復状況調査については、平成29年度に設定した調査計画（調査対象種、調査サイクル等）に基づき、希少種回復実態調査を実施し、その実績も踏まえながら取組の改善を実施する。

・うちなーロードセーフティー事業については、沖縄の生態系生物多様性の維持のため、これまでに実施して来たモニタリング調査やロードキル対策工事の事業効果や課題について、関係機関（環境省等）との情報共有を図り、連携したロードキル対策に取り組む。

・ジュゴン保護対策事業については、環境省と協働して生息個体の探知に努めるとともに、普及啓発及び情報発信を行いながら、県民にジュゴン保護や藻場保全の重要性を浸透させる。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全
施策	② 外来種対策の推進	
対応する主な課題	④ マングース等の人為的に持ち込まれた外来種が在来希少種の生存を脅かしているなど、本県の在来種の多くは生存の危機に瀕している。	
関係部等	環境部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度					
	主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
○ マングース等外来種防除対策					
1	マングース対策事業 （環境部自然保護課）	86,345	順調	第1北上防止柵と第3北上防止柵の間のエリアにおいて、マングースの捕獲等を実施した。わなやマングース探索犬の活用により、414個体のマングースを捕獲した。また、やんばる地域にて、希少種回復状況調査を実施し、ヤンバルクイナの推定生息範囲が拡大していることが確認できた。	県
2	外来植物防除対策事業 （環境部環境再生課）	23,282	順調	有識者委員会を2回開催し、ギンネムの防除対策に必要な実証試験及びモニタリング調査を行い、対策方法の検討を行った。	県
○ 新たな外来種の侵入防止対策					
3	外来種対策事業 （環境部自然保護課）	175,563	順調	沖縄県外来種対策指針等に基づき、生態系への影響が大きい外来種の捕獲、ヒアリ等の侵入・定着防止のためのモニタリングを実施した。 また、主に第1北上防止柵から第3北上防止柵の間でマングースの捕獲等を実施するとともに、沖縄島北部地域において希少種回復状況調査も行った。	県

II 成果指標の達成状況（D○）

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	沖縄県北部地域におけるヤンバルクイナの推定生息範囲	173メッシュ (H23年度)	182メッシュ	190メッシュ	204メッシュ	207メッシュ	217メッシュ	197メッシュ	達成	200メッシュ
	担当部課名	環境部自然保護課								
	状況説明	調査時の自然環境等に大きく影響されるため、調査年度により変動があり、調査結果が一定傾向ではないものの、平成23年度基準値以上を維持しており、進捗状況は順調であると考えられる。								

III 施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%
II 成果指標の達成状況 (Do)	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策は、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。

[主な取組]

内部要因の分析

○マングース等外来種防除対策

- ・マングース対策事業については、マングースの生息数が減少した低密度地域における効果的な捕獲手法の導入が必要である。マングース生息数の高密度地域から低密度地域への個体の流入が危惧される。
- ・外来植物防除対策事業については、ギンネムの効果的な拡散防止駆除技術が未確立であるため、実証試験を通して、知見を集積していく必要がある。

○新たな外来種の侵入防止対策

- ・外来種対策事業については、定着している外来種については、対策を実施しないと生息生育数及び範囲を拡大させるおそれがある。

外部環境の分析

○マングース等外来種防除対策

- ・マングース対策事業については、ユネスコの諮問機関IUCNによる奄美沖縄の世界自然遺産登録に関する勧告（平成30年5月）の一つとして「外来種対策の推進」があり、遺産登録を目指す上で、マングース対策をはじめとする外来種対策の取組強化が求められている。
- ・外来植物防除対策事業については、生物多様性の保全や良好な景観形成の確保に向けて、外来種であるギンネムの拡散防止駆除に対する関心が高まっているが、ギンネムは沖縄県全域で繁茂定着が進んでおり、一度の対策では駆除することが困難であるため、効率的効果的な防除対策の確立が求められている。

○新たな外来種の侵入防止対策

- ・外来種対策事業については、沖縄島北部のやんばる地域や西表島が世界自然遺産へ推薦されており、生物多様性を保全するための外来種対策が重要となっている。

IV 施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

○マングース等外来種防除対策

- ・マングース対策事業については、化学的防除の手法を検討し、難捕獲個体の排除を行う。また、第3柵周辺において、高密度地域からの流入個体の早期排除を目的とした新規わなの実用化を図り、流入実態を把握する手法についての検討を行う。
- ・外来植物防除対策事業については、実証試験及びモニタリングの実施、ギンネム防除対策マニュアルの策定については、有識者委員会において進捗状況を評価検証し、必要に応じて、有識者委員の意見を踏まえた見直しを行う。

○新たな外来種の侵入防止対策

- ・外来種対策事業については、確立した捕獲手法等を活用し、有識者の意見等も踏まえた重点対策種の捕獲等を引き続き実施する。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ア	生物多様性の保全
施策	③ サンゴ礁の保全	
対応する主な課題	①本県は亜熱帯性気候のもと、サンゴ礁が発達した青い海に囲まれ、貴重な野生生物が数多く生息しているが、本土復帰後からの社会資本整備等により多くの自然環境が失われ、沖縄の生物多様性が失われていくことが危惧されている。 ⑤本県の生物多様性を特徴付けるサンゴについても、オニヒトデの大量発生や赤土等流出、さらには高海水温による白化現象等により甚大な影響を受けている。	
関係部等	環境部、農林水産部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
○サンゴ礁の保全・再生				
1 サンゴ礁保全再生地域モデル事業 （環境部自然保護課）	47,451	順調	モデル地域として選定した恩納村と久米島町の2地域において、サンゴ礁保全再生活動の内容を検討した。また、低コスト化のための幼生や稚サンゴの効率的な飼育方法の検討や白化現象による死亡が起こりにくい環境条件の解明等を行った。	県
2 オニヒトデ総合対策事業 （環境部自然保護課）	20,638	順調	新規2団体に稚ヒトデモニタリングのトレーニングを実施した。また、流域水質調査や稚ヒトデトラップの開発等の調査研究を実施した。	県
3 サンゴ礁生態系保全・再生のための取組 （農林水産部水産課）	6,229	順調	環境・生態系を保全する取組として、藻場・サンゴ礁での食害生物（オニヒトデやウニ）の除去やサンゴの植え付け、種苗放流、海洋汚染等の原因となる漂流・漂着物・堆積物の処理等を行った。また、海の安全確保に係る取組として、海難救助訓練を行った。	県 活動組織
○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進				
4 海洋保護区設定事業 （環境部自然保護課）	997	概ね順調	関係機関との調整を行い、保護区指定に向け取り組み、特に生物多様性の豊かな海域については、重要な海域として保全を図るうえで渡り鳥などの生息状況等の調査に取り組んだ。	県
○赤土等流出防止対策				
5 赤土等流出防止対策推進事業 （環境部環境保全課）	12,323	概ね順調	赤土等流出防止対策等の周知活動の一環として、県民を対象とした赤土等流出防止交流会や土木業者等を対象とした講習会を開催した。	県
6 水質保全対策事業（耕土流出防止型） （農林水産部農地農村整備課）	150,125	順調	宜野座村第5地区（宜野座村）他11地区において流出防止対策及び発生源対策の整備を行った。	県 市町村

II 成果指標の達成状況（D○）

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
海洋保護区の設置数	0海域 (H23年)	1海域	1海域	1海域	1海域	1海域	2海域	50.0%	2海域
担当部課名	環境部自然保護課								
状況説明	海洋保護区の設置数については、平成27年度に漁業者を中心とした活動組織による保護区「あわせ・はまや海域」の1海域が指定された。 令和2年度は鳥獣保護区を新たに1地区指定するための取り組みを進めたが、地元自治体等との調整に時間を要し、計画値を達成していない。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	66.7%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○サンゴ礁の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁保全再生地域モデル事業については、地域でサンゴ礁保全再生活動を実施していくために、地域の実情に応じた財源を確保する方法を検討する必要がある。また、白化対策に関する技術が未だ確立されていない。県内各地にサンゴ種苗の植付を普及するためには、タカセガイ育成礁以外の中間育成技術の開発を検討する必要がある。 ・オニヒトデ総合対策事業については、自然現象の解明、予察をしようとする試みであることから、データの収集や予察手法の確立のためには、長期的なモニタリングが必要である。また、オニヒトデの大量発生要因と考えられている栄養塩対策を検討する必要がある。 ・サンゴ礁生態系保全・再生のための取組については、藻場やサンゴ礁は多くの水産生物が棲息する場所であり、漁業者にとっては貴重な漁場でもあるが、活動に参加する漁業者は一部に留まっているほか、漁具の漂着物や堆積物等もなくなる状況である。 <p>○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋保護区設定事業については、海洋保護区の設置に向けた体制が十分でないことから、体制作りが課題である。 <p>○赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤土等流出防止対策推進事業については、交流集会を開催することにより、赤土等の流出防止に関する事例について広く発表の場を設け、意見交換を行うことにより、赤土等流出防止に対する意識の向上と技術の集積を図る必要がある。また、複雑な地形への対策の審査や現場での指導等を的確に行うために、職員の知識の向上を図る必要がある。 ・水質保全対策事業（耕土流出防止型）については、『課題整理票』により明らかになった課題が他地区や他事業と共有出来ておらず、類似した課題に対し対策方法や考え方が統一されていない。 <p>外部環境の分析</p> <p>○サンゴ礁の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンゴ礁保全再生地域モデル事業については、2016年以降、高水温等による白化現象などの攪乱要因が懸念される。また、県内各地において、サンゴ養殖を実施したいとのニーズが高まってきている。 ・オニヒトデ総合対策事業については、現在行われているオニヒトデ対策は、駆除が主であることから、対応が後手に回る可能性がある。また、オニヒトデ研究の国内の専門家は限られている。 ・サンゴ礁生態系保全・再生のための取組については、県民の環境保全に対する関心はあるものの、赤土や生活排水の流入やプラスチックゴミの流出による環境汚染は続いている状況である。 <p>○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋保護区設定事業については、海洋保護区の設置にあたって、様々な経済行為を制限することになるので、関係機関や漁業関係者等利害関係者との調整が必要である。 <p>○赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤土等流出防止対策推進事業については、交流集会及び講習会を通じて、届出通知及び対策の必要性周知に努めているが、依然として無届出無通知や対策不備等の現場が見られる。また、開発現場からの赤土等流出量の減少に伴い、農地からの赤土等流出量割合が顕在化してきた。（平成5年：62%、平成23年：86%、平成28年：84%） ・水質保全対策事業（耕土流出防止型）については、コロナ渦の影響により県関係市町村土地改良区各地区推進協議会受益者間での調整会議の開催は見送られたため書面による調整を行っていたが、用地買収や単価未同意等の問題解決に取り組む際に各関係機関との作業分担や担当者があやふやになる場合があった。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海洋保護区の設置数については、鳥獣保護区を新たに1地区指定するため、調査結果を踏まえ情報収集を行い、関係機関へ意見照会等を実施し、地元との合意形成に向け、調整を進めているところであるが、時間を要している。
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○サンゴ礁の保全・再生

- ・サンゴ礁保全再生地域モデル事業については、協議会において、地域の実情に応じた財源を確保する方法を検討する。また、国内外の研究機関と連携しながら、白化対策の技術開発等の調査研究を実施する。加えて、タカセガイ育成礁以外の中間育成技術の開発を検討する。
- ・オニヒトデ総合対策事業については、実証された大量発生予察手法について、地域に普及させるため、稚ヒトデモニタリングのトレーニングを実施する。また、国外の研究機関と連携しながら、オニヒトデ対策に効果的な調査研究を実施する。加えて、栄養塩対策を実施する。
- ・サンゴ礁生態系保全・再生のための取組については、県民を広く巻き込んだ取り組みのため、引き続き、事業内容の周知を図り、地域の子供たちや団体、企業やNPO職員等の参画を目指す。

○海洋保護区と総合的な沿岸管理の推進

- ・海洋保護区設定事業については、海洋保護区設置に向け行っている調査において、今後、データを集積したうえで、有識者等の意見を聞くなどの体制整備を図る。また、海洋保護区の新たな設置に向けて、水産課等調整が必要となる関係機関と連携を密にする。加えて、鳥獣保護区の指定に向け、関係機関、利害関係者等に対して、理解を得られるよう丁寧に説明を行う。

○赤土等流出防止対策

- ・赤土等流出防止対策推進事業については、担当者会議及び合同パトロールを実施することで、届出に対する対策等の審査を的確に行うとともに監視パトロールの質の向上を図り、現場での指導等により赤土等流出防止対策の管理及び意識の向上を図る。また、交流集会及び講習会を通じて、届出通知の更なる徹底や農地における赤土等流出防止対策技術の普及啓発に努める。
- ・交流集会及び講習会について、より多くの方が参加できるよう開催の周知に努める。
- ・水質保全対策事業（耕土流出防止型）については、課題整理票で明らかになった課題の内、類似した課題を計画策定担当や事業執行担当に共有し、総合的に事業の改善を図る。また、問題に取り組む際の作業分担や担当者を『課題整理票スケジュール表』に明記し、課題解決に向け円滑な連携を図れるよう体制を整える。

[成果指標]

- ・海洋保護区の設置数については、各関係機関に行っている鳥獣保護区指定計画案の意見照会後の調整で、保護区指定への理解を得られるよう丁寧な説明に努める。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全
施策	① 自然保護地域の指定等	
対応する主な課題	①沖縄の優れた風致景観や生物多様性を支える地域を保全するため、自然保護地域の適正な配置・管理、新たな保護地域の指定を推進することが求められている。 ②世界自然遺産推薦地やんばる地域及び西表島において、遺産価値の維持と適正な活用の両立を図るための取組を推進することが求められている。 ③県木であるリュウキュウマツの松くい虫による被害は、平成15年度以降、減少傾向にあるが、本島北部を中心に依然として多くの被害が発生しており、天敵昆虫による防除技術の確立等、実効ある保全対策が求められている。	
関係部等	環境部、農林水産部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○自然保護地域の指定等				
1	0	概ね順調	HPによる情報発信の強化、本島内の自然環境保全地域の保全施設(案内板)の現地確認を行った。また、新規指定の可能性について検討した。	県
2	997	概ね順調	鳥獣保護区等候補地において、地元市町村及び関係者等と意見交換等に取り組んだ。また、既存の鳥獣保護区等において、鳥類の生息数調査の実施や、鳥獣保護管理員と連携しながら、鳥獣保護区の管理に取り組んだ。	県
3	227,814	順調	世界自然遺産登録を実現し、登録後の遺産価値の維持と適正利用の両立を図るため、次の事業に取り組んだ。 ①地域別行動計画の検証、地域参画の推進等 ②持続的観光マスタープランモデル事業の実施 ③イリオモテヤマネコの交通事故防止対策 ④ノイヌ・ノネコ対策 ⑤普及啓発 ⑥希少種の密猟防止対策	県
○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立				
4	62,776	順調	本島北部地域において薬剤散布57.5haを行うと共に、松くい虫被害木の伐倒駆除を147㎡実施した。 また、市町村実施の防除事業に対して9件補助を行った。	県
5	35,014	順調	防除事業に対する補助を20件実施したほか、緑化木の保全に必要な5病虫害の防除技術の調査研究を行った。	県 市町村
○自然公園の利用の増進				
6	10,560	やや遅れ	喜屋武岬園地において休憩所1箇所の改築工事に着手しているが、関係機関との調整遅れにより、令和3年度へ繰り越しとなった。	県

II 成果指標の達成状況（D○）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	自然保護区域面積	53,473ha (H23年)	86,421ha	86,421ha	90,110ha	90,156ha	90,156ha	55,417ha	達成	55,633ha
	担当部課名	環境部自然保護課								
	状況説明	令和2年度に新たな自然保護区域面積の拡張等はなかったが、令和2年度の計画値及び令和3年度の目標値については達成している。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	50.0%	➡	施策推進状況	順調
II 成果指標の達成状況（D○）	100.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「順調」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○自然保護地域の指定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域指定事業については、自然環境保全地域の適正な管理を行うため、既設の案内看板等の現状を確認し、必要に応じて改修等を行う必要がある。 ・鳥獣保護区設定事業については、現在、鳥獣保護区等の新規指定に向けて取り組んでいる自治体は少なく、本県でも平成25年度以降、新規指定は行っていない。指定及び管理にあたり、最新の生息状況についての情報を持ち合わせておく必要がある。 ・世界自然遺産登録推進事業については、世界自然遺産に登録されるには、その登録基準を満たし、恒久的に保護保全を図る必要があるため、その対策を検討し整備する必要がある。世界自然遺産登録の実現及び登録後も持続的に自然環境を保全するためには、引き続き国や地元関係団体等と連携し取り組む必要がある。 <p>○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林病虫害防除事業について、防除事業の効果は、翌年度の被害量として現れるため、当該年度の取組の検証は年度内の実施が困難である。また、突発性病虫害や新たな侵入病虫害に対する情報を素早く収集する必要がある。 ・環境配慮型による緑化木保全対策事業については、デイゴヒメコバチの天敵昆虫において、国内での活用実績がなく、野外放飼試験についても初めてであるため、実用化を図るためには、知見を集積していく必要がある。 <p>○自然公園の利用の増進</p> <p>外部環境の分析</p> <p>○自然保護地域の指定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域指定事業については、自然環境保全地域内での開発行為や調査研究等を行う者からの問い合わせが多数あり、周知啓発には継続して取り組む必要がある。また、開発行為等が活発である中で、自然環境保全の観点から行為を規制することに對し、理解が得られるよう努めなければならない。 ・鳥獣保護区設定事業については、鳥獣保護区等の指定にあたっては、第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき取り組んでいくこととしているが、自然環境の変化や指定に対する県民ニーズの変化があることを念頭に、慎重に取り組んでいかなければならない。 ・世界自然遺産登録推進事業については、現地調査における評価や推薦書の審査を踏まえ、第44回世界遺産委員会において登録の可否が決定する見込みである。また、新型コロナウイルスの世界的感染拡大の影響により、令和2年6月開催予定であった第44回世界遺産委員会の開催が延期となった。（令和3年6～7月に開催予定） <p>○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林病虫害防除事業について、松くい虫による被害は、その年々の気象条件や媒介昆虫の密度、土壌等の影響を受けるため、被害年又は発生地域によって被害状況は異なる。 ・環境配慮型による緑化木保全対策事業については、デイゴヒメコバチの天敵昆虫において、平成29年度に野外放飼試験を開始しており、防除効果や周辺環境の影響に関する十分な評価を得るために、引き続き、調査が必要である。また、病虫害の発生状況は気象条件等による年次変動があるため、毒ガ等の防除効果の確認については、十分な評価を得るために、引き続き、調査が必要である。 <p>○自然公園の利用の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然公園の施設整備については、民間の建設需要が伸びた影響で、技術者の不足が要因と考えられる入札不調不落が発生している。
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○自然保護地域の指定等

・自然環境保全地域指定事業については、引き続き自然環境保全地域の周知啓発や適正な管理を行う。また、新規指定に向けては、自然環境保全法の動向に注目しながら情報収集に努める。

・鳥獣保護区設定事業については、鳥獣保護区等の新規指定にあたり、関係者等からの賛成意見のみならず、反対意見についても精査し、必要な対応を検討しながら取り組む。また、指定区域における鳥獣保護の推進にあたっては、地域毎に、指定による効果などについても幅広く検討を行う。加えて、鳥獣保護区等の新規指定や管理にあたっては、鳥獣保護管理員等と連携しながら最新の生息状況に関する情報収集に努める。

・世界自然遺産登録推進事業については、遺産登録の実現及び登録後の遺産価値の保全と適正な利活用を図っていくため、引き続き以下の課題に取り組む。

①地域社会との協働による遺産の管理体制の構築

②持続的観光マスタープランに基づく遺産価値の保全と地域振興の両立

③イリオモテヤマネコの交通事故防止対策

④ノイヌノネコ対策

⑤県内外へ世界自然遺産の価値の理解を深めるための継続的な普及啓発の実施

⑥希少種の密猟防止対策

○森林病虫害防除対策及び防除技術の確立

・森林病虫害防除事業については、防除戦略検討委員会で検討された防除戦略に基づき防除が的確に実施されるよう、市町村、関係機関に働きかけると共に、被害発生地域の迅速な把握と情報共有を行う。

・環境配慮型による緑化木保全対策事業については、デイゴヒメコバチの天敵昆虫については、引き続き、効果確認や周辺環境への影響の有無を調査する。また、外部有識者の意見を踏まえ、天敵昆虫の評価を行う。

・毒ガ等については、引き続き、発生状況調査や防除効果試験により、薬剤等の検討を行う。

○自然公園の利用の増進

・自然公園の施設整備については、技術者不足に対処するため、手持ち工事量が少ないと考えられる年度当初に発注するよう努める。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全
施策	② 赤土等流出防止対策の推進	
対応する主な課題	④本県特有の問題である赤土等流出については、海域生態系に著しい負荷を与えているほか、漁業や観光産業へ負の影響が及ぶなど産業振興の観点からも問題となっている。	
関係部等	環境部、農林水産部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
○地域が主体となった赤土等流出防止対策					
1	赤土等流出防止対策推進事業 (環境部環境保全課)	12,323	概ね順調	赤土等流出防止対策等の周知活動の一環として、県民を対象とした赤土等流出防止交流集会や土木業者等を対象とした講習会を開催した。	県
2	赤土等流出防止活動支援事業 (環境部環境保全課)	17,733	大幅遅れ	赤土等流出防止活動を行う団体への補助を3団体へ実施した。赤土等流出防止啓発への支援として、環境教育等を実施し、計画値600人に対し、281人が参加した。	県
○農地からの赤土等流出防止対策					
3	水質保全対策事業(耕土流出防止型) (農林水産部農地農村整備課)	150,125	順調	宜野座村第5地区(宜野座村)他11地区において流出防止対策及び発生源対策の整備を行った。	県 市町村
4	赤土等流出防止営農対策促進事業 (農林水産部営農支援課)	145,807	順調	地域協議会(10組織)における赤土等流出防止対策(グリーンベルト、カバークローブ等)に係る活動を支援した。 赤土等流出防止活動資金の確保に係る制度設計に向け、地域協議会が実施可能な収益事業として、環境体験プログラムのマニュアル案を作成しつつ、テレビCM等、普及啓発を実施した。	県
○赤土等堆積土砂対策					
5	赤土等流出防止海域モニタリング事業 (環境部環境保全課)	96,422	順調	離島を含む県内28海域(冬季については県内76海域)において赤土等堆積状況、及び、県内28海域において生物生息状況の調査を実施した。 この結果、県内における重点監視海域等の赤土等堆積動向や生物生息状況を把握する事ができた。	県

II 成果指標の達成状況（D o）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合	33% (H23年)	46.0%	54.0%	71.4%	35.7%	39.3%	93.3%	10.4%	100%
	担当部課名	環境部環境保全課								
	状況説明	令和2年度の海域モニタリング調査の結果では、県内28海域における赤土等堆積ランク5以下の地点割合は39.3%と、基準値より6.3ポイント改善しているが、令和2年度計画値（93.3%）を達成できていない。								
2	監視海域76海域における赤土等年間流出量	159,000トン (H23年度)	142,000トン	142,000トン H28年度	142,000トン H28年度	142,000トン H28年度	142,000トン H28年度	80,700トン	21.7%	72,000トン
	担当部課名	環境部環境保全課								
	状況説明	年間流出量の算定は、基本計画に基づき5年度ごとに行なうため、直近の値は平成28年度の142,000トンである。平成28年度値の算出に当たっては、算定式の改善も併せて行った。赤土等の流出源特定などが、改善に向けての課題となっている。								

III 施策の推進状況の分析（C h e c k）

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（P l a n・D o）	60.0%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
II 成果指標の達成状況（D o）	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○地域が主体となった赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤土等流出防止対策推進事業については、交流集会を開催することにより、赤土等の流出防止に関する事例について広く発表の場を設け、意見交換を行うことにより、赤土等流出防止に対する意識の向上と技術の集積を図る必要がある。また、複雑な地形への対策の審査や現場での指導等を的確に行うために、職員の知識の向上を図る必要がある。 ・赤土等流出防止活動支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた事業計画の進捗管理を行う。 <p>○農地からの赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質保全対策事業（耕土流出防止型）については、『課題整理票』により明らかになった課題が他地区や他事業と共有出来ておらず、類似した課題に対し対策方法や考え方が統一されていない。 ・赤土等流出防止営農対策促進事業については、農地における赤土等流出防止対策を担う農業環境コーディネーターの知名度が低い。また、農業環境コーディネーターの農業に関する知識や技術などの水準にバラツキがある。農地における赤土等流出防止対策を継続するための支援体制が構築されていない。 <p>○赤土等堆積土砂対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤土等流出防止海域モニタリング事業については、令和3年度には、赤土等流出防止対策基本計画に基づき、後期の定期評価を実施することになっているため、後期評価に必要な調査を実施する必要がある。 <p>外部環境の分析</p> <p>○地域が主体となった赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤土等流出防止対策推進事業については、交流集会及び講習会を通じて、届出通知及び対策の必要性周知に努めているが、依然として無届出無通知や対策不備等の現場が見られる。また、開発現場からの赤土等流出量の減少に伴い、農地からの赤土等流出量割合が顕在化してきた。（平成5年：62%、平成23年：86%、平成28年：84%） ・赤土等流出防止活動支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響への対応を図る。 <p>○農地からの赤土等流出防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質保全対策事業（耕土流出防止型）については、コロナ渦の影響により県関係市町村土地改良区各地区推進協議会受益者間での調整会議の開催は見送られたため書面による調整を行っていたが、用地買収や単価未同意等の問題解決に取り組む際に各関係機関との作業分担や担当者があやふやになる場合があった。 ・赤土等流出防止営農対策促進事業については、農家の高齢化や兼業化により、赤土等流出防止対策にかける労力や経費において、優先順位が低い状況にある。 <p>○赤土等堆積土砂対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤土等流出防止海域モニタリング事業については、海域環境（赤土等の堆積状況やサンゴ被度）は、回復傾向がみられていたが、令和元年度は、大雨の影響と考えられる赤土等堆積状況の悪化が確認された。加えて、この悪化について、気象の寄与がどの程度だったのか不明であり、また赤土等堆積状況は、気象の影響を受け変動しやすいため、令和3年度も継続監視が必要である。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合については、赤土等の流出機構は、降雨により陸域からリーフ内へ赤土等を流出させ、潮の満ち引きや波浪によりリーフ内海底に堆積した赤土等をリーフ外へ移流させることから、海底に堆積した赤土等の量は、気象や海象の影響を大きく受ける。また、当該年度は、例年と比較すると梅雨の5月から6月頃が多雨傾向であった。そのため陸域から赤土等が流出しやすい気象条件だったと考えられる。 ・監視海域76海域における赤土等年間流出量については、赤土等流出量推計において、当該年度の調査がないため結果を反映できていないこと、また沈砂池や承水路のメンテナンス等の対策効果を反映できていないことなどが考えられる。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○地域が主体となった赤土等流出防止対策

- ・赤土等流出防止対策推進事業については、担当者会議及び合同パトロールを実施することで、届出に対する対策等の審査を的確に行うとともに監視パトロールの質の向上を図り、現場での指導等により赤土等流出防止対策の管理及び意識の向上を図る。また、交流集会及び講習会を通じて、届出通知の更なる徹底や農地における赤土等流出防止対策技術の普及啓発に努める。加えて、交流集会及び講習会について、より多くの方が参加できるように開催の周知に努める。
- ・赤土等流出防止活動支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ定まらないため、啓発イベントの実施は見送り、前年度の委託業務（環境教育啓発ツール作成）で作成したパンフレット、動画について、配付、貸出、ネット掲載等により、啓発活動を行う。

○農地からの赤土等流出防止対策

- ・水質保全対策事業（耕土流出防止型）については、課題整理票で明らかになった課題の内、類似した課題を計画策定担当や事業執行担当に共有し、総合的に事業の改善を図る。
- ・問題に取り組む際の作業分担や担当者を『課題整理票スケジュール表』に明記し、課題解決に向け円滑な連携を図れるよう体制を整える。
- ・赤土等流出防止営農対策促進事業については、農業環境コーディネーターの知識及び技術の向上に向けた研修とコーディネート業務に活用出来るような講習会等の情報提供を行う。
- ・農業環境コーディネーターの知名度向上と地域協議会の活動周知を図るため、イベントへの出展等活動状況をPRする。

○赤土等堆積土砂対策

- ・赤土等流出防止海域モニタリング事業については、後期評価に必要な調査として、離島を含む県内76の海域において、赤土等堆積状況調査及び生物生息状況調査を実施する。
- ・これまでの調査結果を取りまとめ、解析することで、赤土等堆積状況の変動要因の把握等、後期評価を実施する。

[成果指標]

- ・海域での赤土堆積ランク5以下の地点割合については、改善状況が継続するよう、引き続き関係機関とともに連携した事業を展開し、赤土等流出防止対策を実施する。
- ・監視海域76海域における赤土等年間流出量については、基準年と比較して海域における赤土等の流出量は改善傾向にあるが、R3年目標値に向けてはやや遅れ気味となっている。陸域及び河川等における調査を強化し、赤土等流出源の絞り込みを行なうことで、赤土等流出防止対策の推進につなげる。また対策実施部局との連携を継続する。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-イ	陸域・水辺環境の保全
施策	③ 水質汚濁、土壌汚染、大気汚染等対策	
対応する主な課題	⑤水質汚濁及び大気汚染については、一部環境基準を達成できていない状況にあるほか、近年、大陸からの大気汚染物質の移流など本県だけでは対応できない事例が発生しており、必要な対策が求められている。 ⑥土壌汚染については、土壌汚染判明時において、土地周辺の地下水脈および地質構造が不明な場合が多いことから、影響範囲の特定が困難な状況である。 ⑦騒音・振動・悪臭対策業務については、住民生活に身近な感覚公害であることから、主体となる市町村と連携を図りながら取り組む必要がある。	
関係部等	環境部、土木建築部、農林水産部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○水質保全に関する監視活動、普及啓発等				
1	1,092	順調	水質汚濁防止法に係る特定事業場への立入検査及び特定施設届出の審査を行った。	県
2	17,436	順調	河川(93地点)及び海域(75地点)の水質の測定並びに地下水水質の概況調査(8地点)及び継続調査(11地点)を実施した。	県
3	12,479	順調	石油貯蔵施設から発生する公害を監視するため、衛生環境研究所及び石油貯蔵施設が立地する地域の保健所(中部・南部)において、環境監視測定機器等の整備を行った。また、衛生環境研究所においては高額機器整備を行った。	県
4	1,900	順調	市町村の生活排水対策の啓発に関して、HP上に対策パンフレットを掲載したほか、市町村との会議で生活排水対策の重要性を説明した。また、公共用水域で発生した魚類のへい死事故について、原因究明のための水質調査を行った。	県
5	3,432	概ね順調	浄化槽の適正な維持管理及び合併処理浄化槽の普及啓発のため、浄化槽の日に係るパネル展示、知事挨拶文掲載新聞広告、県内5カ所の保健所において、浄化槽設置者に向けた講習会、維持管理に関する指導を行った。	県
○汚水処理対策				
6	6,580,308	順調	那覇、宜野湾、具志川、西原の4浄化センターにおいて引き続き下水道施設の増設及び老朽化施設の改築・更新を行った。また、下水道事業実施市町村へ国からの交付金を配分するとともに、那覇市など23市町村において汚水管渠等の整備を推進し、下水道の普及に努めた。	県 市町村
7	1,874,683	順調	恩納第2地区(恩納村)他13地区において、農業集落排水施設の整備又は更新に対する補助を行った。	県 市町村

○土壌汚染に関する事業者への指導強化					
8	土壌汚染対策推進事業 (環境部環境保全課)	923	概ね順調	中部保健所で、土壌汚染対策法に関する講習会を開催した。開催できなかった講習会については、講習会資料を県のHPに掲載した。各保健所及び環境保全課の担当者が集まり、土壌汚染対策法に基づく届出、調査、指導に関する事例研究を6月に実施した。	県
○大気環境の常時監視					
9	大気汚染物質常時測定調査費、 大気汚染物測定機器整備事業費 (環境部環境保全課)	28,487	順調	地域における大気汚染状況を把握するとともに、汚染に係る経年変化等を把握し、住民の健康の保護及び生活環境の保全を図った。 県内10局(うち2局は那覇市が実施)で、継続的に大気汚染物質の測定を実施した。	県
10	有害大気汚染物質対策費 (環境部環境保全課)	5,564	順調	有害大気汚染物質のうち優先取組物質である22物質の環境大気中における濃度の実態の把握及び人の長期的曝露の実態の把握を行った。	県
○事業者の監視・指導の強化					
11	大気汚染物質常時測定調査費、 大気汚染物測定機器整備事業費 (環境部環境保全課)	25,186	順調	工場及び事業場から排出されるばい煙等の排出を規制することにより、住民の健康を保護し、生活環境を保全することができた。 法令に基づくばい煙発生施設等の届出の受理、届出等事業者の監視指導を行った。 保健所の環境関係担当者に対する勉強会及び担当者会議を実施した。	県
○騒音・振動防止対策					
12	騒音振動対策事業 (環境部環境保全課)	7,208	順調	航空機騒音及び自動車騒音の常時監視を行った。 また、騒音等の規制地域等の見直しを行った。	県
○悪臭防止対策					
13	悪臭防止対策事業 (環境部環境保全課)	7,208	順調	悪臭の苦情や事業所等の指導状況を把握するための実態調査を実施した。 嘉手納町と連携し嘉手納飛行場周辺の悪臭実態調査を実施し、規制基準との比較を行った。 また、悪臭規制地域の見直しを行った。	県

II 成果指標の達成状況（D○）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	河川水質環境基準の達成率	97% (H22年度)	94.0%	89.0%	97.0%	97.0%	100%	99.7%	達成	100%
	担当部課名	環境部環境保全課								
	状況説明	河川に係る環境基準の達成率については、基準値が97%（平成22年度）に対して、現状値100%であり、計画値を達成した。								
2	海域水質環境基準の達成率	92% (H22年度)	92%	83%	92%	100%	83%	99%	未達成	100%
	担当部課名	環境部環境保全課								
	状況説明	令和2年度は、海域の12水域中10水域で環境基準を達成できたことから、海域水質環境基準の達成率は83%であるが、令和2年度目標値99%を達成できなかった。								
3	大気環境基準の達成率	90% (H22年度)	91%	91%	91%	91%	91%	99%	11.1%	100%
	担当部課名	環境部環境保全課								
	状況説明	光化学オキシダントを除く大気汚染物質の5項目（二酸化硫黄等）及び環境基準値が設定されている有害大気汚染物質4物質（ベンゼン等）及びダイオキシン類について環境基準を達成したものの、実績値が91%と計画値（99%）を達成できなかった。								
4	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100% (22年度)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	達成	100%
	担当部課名	環境部環境保全課								
	状況説明	ダイオキシン類に係る環境基準の達成率については、基準値が100%（平成22年度）に対して、現状値100%であり、前年度に引き続き計画値を達成した。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	84.6%
II 成果指標の達成状況（Do）	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

〔主な取組〕

内部要因の分析

- 水質保全に関する監視活動、普及啓発等
 - ・水質関係事業所等監視指導事業については、立入計画を確実に実施するために、立入検査等監視計画を適切に設定する。
 - ・水質保全対策事業については、公共用水域等における水質汚濁の状況を適切に把握できるようにするため、適切な測定計画を策定する。
 - ・水質測定機器整備事業については、限られた予算において適正且つより効果的な測定機器等の整備を行うため、随時整備対象機関や交付金執行に係る関係課と調整や情報収集を行う必要がある。
 - ・水質環境保全啓発推進事業については、生活排水対策に対する県民等の意識の向上を図るため、パンフレットや市町村会議を通して生活排水対策の重要性を広く周知する必要がある。
 - ・浄化槽管理対策事業については、浄化槽設置者講習会や浄化槽の普及啓発に係るイベントの開催等については、各保健所や公益社団法人沖縄県環境整備協会との連携が不可欠であることから、今後も引き続き連携を図っていく必要がある。

○汚水処理対策

- ・下水道事業については、取組は順調に進捗しているが、離島部や平成に入り事業を開始した町村部に遅れが目立つ。財政的に脆弱な離島等の中小町村では、下水道事業に充てられる予算や人員が限られているため、施設整備が進まない状況がある。特に事業開始の遅い町村については、下水道面整備（未普及対策）の整備対象が広く近年は、市町村要望に対して交付金を十分に配分できておらず、整備が遅れている状況がある。
- ・農業集落排水事業については、維持管理費、処理能力回復及び設備等の機能向上についても、事業の推進に当たり大きな課題となっている。また、宅内への接続費用に関する事業の実施については、現状として補助額や申請期間が十分ではないことから、本年度も水洗化人口増加への課題となっている。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

- ・土壌汚染対策推進事業については、本県では県条例に基づく届出を行う際に、類似した手続きである土壌汚染対策法に基づく届出も併せて行われることが多い。そのため、他自治体と比較して土壌汚染対策法に基づく届出の捕捉率が高くなっていると思われ、その件数が他都道府県政令市と比較しても非常に多い（平成30年度実績では全国で4番目に多い）。また、改正法の施行により、調査や対策が複雑化、多様化するために、職員の人材能力を向上させる必要がある。

○大気環境の常時監視

- ・大気汚染物質常時測定調査費、大気汚染物質測定機器整備事業費については、測定機器が老朽化しており、更新が必要である。また、微小粒子状物質（PM2.5）の発生源対策を行う必要があるが、越境によるものが主なのか、県内発生が主なのか推定が必要である。
- ・有害大気汚染物質対策費については、精度管理等により、高い精度の測定が求められる。

○事業者の監視・指導の強化

- ・大気汚染物質常時測定調査費、大気汚染物質測定機器整備事業費については、特定粉じん（※アスベストのこと）の作業実施の届出は、除去工事の事前届出のみとなっていることから、適切な除去作業の施工状況等を確認する必要があるが、全ての現場を確認するための職員が必要である。また、平成28年度から規制が始まった沖縄県生活環境保全条例に基づく特定粉じん排出等作業について、膨大な届出件数となっており、それを精査するための職員が必要である。

○騒音・振動防止対策

- ・騒音振動対策事業については、現体制ではこれまでの監視区間を全てカバーすることは困難である。

○悪臭防止対策

- ・悪臭防止対策事業については、平成18年度より導入した臭気指数による規制が特定悪臭物質規制の対象外にも対応できるため、より住民生活環境の保全に寄与することが期待できる。また、調査分析の実施など悪臭対策はマンパワーを要する。

外部環境の分析

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質関係事業所等監視指導事業については、特定事業場に係る暫定排水基準の見直しが行われる場合があり、見直された結果、排水基準が引き下げられると、特定事業場によっては当該基準を超過する可能性もある。
- ・水質保全対策事業については、環境基準項目の追加や基準値の変更が行われると、測定地点によっては基準を超過する可能性がある。また、生活排水や事業場排水の状況の変化、水質事故によっては、基準を超過する測定地点が生ずる可能性がある。
- ・水質測定機器整備事業については、制度の性質上、交付金の交付限度額や配分額が毎年変動するため、高額機器の計画的な整備が困難となっている。
- ・水質環境保全啓発推進事業については、各市町村の計画により下水道接続、合併処理浄化槽整備、農業集落等排水処理施設の整備が実施される。また、新型コロナウイルスによる市町村との会議等の中止、延期などによる周知機会の減少がみられた。
- ・浄化槽管理対策事業については、多くの単独処理浄化槽が未だに存在していることから、合併処理浄化槽への転換を促進することが水質改善のために重要である。また、浄化槽法の一部改正に伴い、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が強化された。

○汚水処理対策

- ・下水道事業については、平成28年度に策定した「沖縄汚水再生ちゅら水プラン2016」に基づき、令和7年度末までに下水道を含めた汚水処理施設の概成に向けて取り組んでいる。しかし、市町村が実施する汚水管さよの面整備等の未普及対策について、人口増に対して対象交付金が十分でないことから、目標達成が非常に厳しい状況にある。また、総務省から、人口3万人未満の市町村に対しても、令和5年度までに公営企業会計に移行するよう求められている。
- ・農業集落排水事業については、集落内人口の減少による接続率の低下がみられる。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

- ・土壌汚染対策推進事業については、今後、大規模な米軍基地の返還が見込まれているが、返還後の跡地利用において、土壌汚染状況調査及び対策等の監視指導業務の大幅な増加が見込まれる。また、開発行為やマンション建設等の増加も背景に、土壌汚染に関する照会や情報公開請求が一定数行われている。

○大気環境の常時監視

・大気汚染物質常時測定調査費、大気汚染物測定機器整備事業費については、大気汚染物質の低減は、発生源対策が有効であり、大気汚染物質が越境による影響の場合、直接的な対策が困難である。
・有害大気汚染物質対策費については、大気汚染物質の低減は、発生源対策が有効であり、大気汚染物質が越境による影響の場合、直接的な対策が難しい。また、県民の大気汚染に対する関心度が高まっており、測定結果の一定程度の信頼度が求められる。

○事業者の監視・指導の強化

・大気汚染物質常時測定調査費、大気汚染物測定機器整備事業費については、石綿（アスベスト）が使用されている建築物の解体工事が増加傾向にあり、これからピークを迎えると言われている。そのため、大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づく特定粉じん排出等作業届出の件数の増加が予想される。

○騒音・振動防止対策

・騒音振動対策事業については、自動車騒音常時監視において、道路交通量の変化や道路の開通によって、環境基準の達成状況に変化が生じる可能性がある。また、那覇空港周辺の航空機騒音については、民間機や自衛隊機の運用状況が国際情勢、経済状況等の社会的要因によって変動するため、常時監視を継続していく必要がある。

○悪臭防止対策

・悪臭防止対策事業について、悪臭の苦情件数は、県内の公害苦情の中で依然として最も多い。また、航空機からの排ガスが原因と推定される悪臭が問題となっている嘉手納飛行場周辺では、外来機の飛来や駐機する機材等により悪臭の発生状況の変化すると予想されるが、引き続き、発生状況の推移を注視する必要がある。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

・海域水質環境基準の達成率については、基準を達成できなかった地点では、原因として船舶の航行、住宅地からの影響等、複数の要因が考えられる。
・大気環境基準の達成率については、光化学オキシダントの原因となる物質については、環境基準値を下回っていることから、光化学オキシダントの基準値超過は、中国大陸からの原因物質の移流による影響が一因と考えられている。また、全国においても光化学オキシダントの基準値達成は0.1%（令和元年度）である。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○水質保全に関する監視活動、普及啓発等

- ・水質関係事業等監視指導事業については、現在、河川海域等公共用水域の基準超過について、事業場が原因と考えられる事例は見られないことから、これまで同様引き続き事業場の立入検査等監視を行う。
- ・水質保全対策事業については、測定値に異常が見られた際、複数の測定機関間で同一の検体の測定を行うなど、クロスチェックを行い測定精度の向上を図る。
- ・水質測定機器整備事業については、十分な情報収集と関係機関との細密な連携を図りつつ、環境監視体制の強化に資する機器整備を進める。
- ・水質環境保全啓発推進事業については、ホームページ上において生活排水対策のパンフレットを掲載する。また、市町村との会議において、生活排水対策の重要性を周知する。
- ・浄化槽管理対策事業については、浄化槽の普及啓発イベント等で、各保健所、公益社団法人沖縄県環境整備協会との連携を図り、普及啓発に努める。また、具体的内容としては、浄化槽担当者会議を開催し、浄化槽の維持管理についてさらなる普及を図るため、「浄化槽の日」のイベント内容等を検討する。

○汚水処理対策

- ・下水道事業については、下水道整備の遅れている市町村に対して、ヒアリング等で課題等を確認するとともに、今後の予算措置や事業計画の見直しを含めたフォローアップを行い下水道整備の推進に取り組む。また、公営企業会計を導入しなければならない人口3万人未満の市町村に対しては、引き続き、県として支援を行う。加えて、R4からの「新たな振興計画」においても、下水道事業が抱える課題を解決できるよう位置付ける。
- ・農業集落排水事業については、維持管理費の縮減及び処理区再編の意見交換の場を設け、本島および離島地区の現地視察を行い情報収集に努める。また、効果促進事業の交付決定前着手の積極的活用を促す。

○土壌汚染に関する事業者への指導強化

- ・土壌汚染対策推進事業については、国が実施する土壌環境研究等を受講し、事業研究を実施することで職員の知識の向上を図る。また、審査等に資するために、土地の情報収集と記録を行い、土地の履歴情報の整備を行う。加えて、事業者向けに講習会を開催し、改正法の周知に努める。

○大気環境の常時監視

- ・大気汚染物質常時測定調査費、大気汚染物測定機器整備事業費については、測定機器が老朽化していることから、測定機器の整備計画に基づき、効率的な機器の更新作業を行うことで、測定機の欠測を減らすことができる。また、令和3年度は名護局の二氧化硫黄計SPM計、令和4年度に与那城局及び石垣局の二氧化硫黄計SPM計の更新を予定している。加えて、PM2.5の発生源割合の推定に向けて、引き続きPM2.5成分分析を実施する。
- ・有害大気汚染物質対策費については、委託したモニタリング調査結果を提出させ、環境保全課と衛生環境研究所にて2重チェックを行い、継続して、測定結果の信頼性を確認する。また、環境省により、優先取組物質に新たな物質が追加されれば、新たな物質の検査を実施する。

○事業者の監視・指導の強化

- ・大気汚染物質常時測定調査費、大気汚染物測定機器整備事業費については、職員の指導能力向上を図るため、勉強会の開催及び石綿に関する講習会の受講を行う。また、沖縄県生活環境保全条例に基づく特定粉じん排出等作業の届出を精査すること及び大気汚染に係る対象施設の立入等が可能な職員（正職員又は環境保全指導員）について、増員に向けた取組を行う。

○騒音・振動防止対策

- ・自動車騒音については、調査コストと騒音の把握が最も効果的になるよう、引き続き、監視区間の見直しを検討する。また、航空機騒音については常時監視体制を維持する。加えて、航空機騒音に関して環境基準超過が確認された場合は、発生源となる施設管理者等に対し、発生源対策を要請する。

○悪臭防止対策

- ・悪臭防止対策事業については、悪臭は公害苦情の中で最も多く、法に基づく指導により改善が図られるが、10年以上見直しを行わない町村に対しては、引き続き、その理由及び今後の見直しを確認する。その結果を踏まえ、当該町村に規制地域の見直しを働きかける。
- ・悪臭の発生状況を自動で記録・監視することが可能かどうか、嘉手納飛行場周辺の悪臭実態調査を通して検討を行う。

[成果指標]

- ・海域水質環境基準の達成率については、環境基準を達成できなかった原因として船舶の航行、住宅地からの影響等、複数の要因が推測されることから、原因の把握に努めた上で、必要な措置を検討する。
- ・大気環境基準の達成率については、大気環境基準達成には発生源対策が有効であるが、越境による影響の場合、直接的な対策が困難である。今後も継続して常時監視測定等を行う。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-ウ	自然環境の再生
施策	① 自然環境再生型公共事業の推進	
対応する 主な課題	①本土復帰後、社会資本の整備等により本土との格差是正が図られた一方で、農地開発、ダム開発、土地造成、埋立といった大規模開発などによって自然環境の急速な変化が進み、自然環境に大きな負荷を与える結果となり、貴重な野生生物種の絶滅や生態系の攪乱が懸念されている。 ②本県の大きな財産である自然環境を毀損することのないよう、生物の多様性、環境の保全・再生に視点を置いた公共事業の実施や技術開発など、時間をかけて本来の姿に再生することが求められている。	
関係部等	土木建築部、環境部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
○水辺環境の再生					
1	自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部河川課)	2,900,398	概ね順調	国場川、小波津川など19河川にて、環境・景観に配慮した多自然川づくりにむけた用地補償及び護岸工事等を行った。	県
2	自然環境に配慮した海岸の整備 (土木建築部海岸防災課)	298,878	概ね順調	金武湾港海岸(ギンバル地区)において、養浜(L=253m)整備による砂浜の創出等を行った。	県
○失われた自然環境の再生					
3	自然環境の保全・再生 (環境部環境再生課)	27,484	順調	指針を踏まえた自然環境再生事業を実施する浦添市及びうるま市に財政支援を行うとともに、その取組(現況調査の実施、協議会の設置、全体構想の策定、再生事業の実施)を支援した。また、新型コロナウイルス感染対策のため、参加者を絞って、再生事業に取り組む市町村でネットワーク会議を実施し、情報交換を行った。	県

II 成果指標の達成状況（D o）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (H23年度)	67.5%	67.6%	67.8%	67.9%	67.9%	69.5%	74.6%	70.2%
	担当部課名	土木建築部河川課								
	状況説明	河川の水辺環境の保全・再生に向けて、19河川において河川の護岸工事等を行った結果、自然環境に配慮した河川整備の割合は67.9%となり、目標値を1.6ポイント下回った。								
2	自然環境に配慮した海岸整備の延長	600m (H23年度)	1,976m	1,976m	1,976m	2,053m	2,306m	2,726m	80.2%	2,830m
	担当部課名	土木建築部海岸防災課								
	状況説明	海岸事業において、砂浜や海浜緑地の整備などに取り組んだ結果、自然環境に配慮した海岸整備の延長は、基準値600m（平成23年度）に対し改善幅1,706m、現状値は2,306mとなり、令和2年度の計画値2,726mに対して達成出来なかった。								
3	自然環境再生の活動地域数	3 (H24年度)	4	5	5	6	6	5	達成	6
	担当部課名	環境部環境再生課								
	状況説明	平成27年3月に策定した沖縄県自然環境再生指針に基づく自然環境再生事業の進め方に関して浦添市及びうるま市に助言を行うとともに、財政支援を行うことにより、両市は自然環境の再生に取り組めた。それにより、自然環境再生に取り組む地域が増え、事例も増えたことにより、計画地達成に寄与したと考える。								

III 施策の推進状況の分析（C h e c k）

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（P l a n・D o）	33.3%	➡	施策推進状況	大幅遅れ
II 成果指標の達成状況（D o）	33.3%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「大幅遅れ」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○水辺環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した河川の整備については、河川整備は、下流側から整備するという事業の特殊性から、事業効果をあげるには多大な期間を要する。 ・自然環境に配慮した海岸の整備については、金武町が実施する海浜公園整備事業と連携し整備を進める必要があることから、工程に遅れが生じないように関係機関と密な工程管理が求められる。 <p>○失われた自然環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・再生については、自然環境再生事業の推進にあたり、地域主導で実施する場合に実施体制や技術等に課題があるため、引き続き、県において支援する仕組みを維持する必要がある。 <p>外部環境の分析</p> <p>○水辺環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した河川の整備については、河川環境を再生し、回遊性生物等を復元するためには、流域全体で環境を再生する必要がある。 ・自然環境に配慮した海岸の整備については、自然豊かな海岸を有する地域においては、事業を実施する海岸でそれぞれ異なる特性を持った環境及び周辺に生息する生物へ配慮した計画策定が必要であり、さらに地域のニーズに合った海岸整備が求められる。 <p>○失われた自然環境の再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の保全・再生については、自然環境再生事業の推進にあたって、地域において関係行政機関、関係団体、地域住民等の幅広い主体が参画し、協働して推進していく体制を構築する必要がある。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に配慮した河川整備の割合については、用地買収の交渉に時間を要しており、河川整備に遅れが生じている。 ・自然環境に配慮した海岸整備の延長については、隣接する町道工事について関係機関との調整に不測の期間を要し進捗が遅れた。
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○水辺環境の再生

- ・自然環境に配慮した河川の整備については、河川事業において、地元住民の理解を深め、協力を得るため、引き続き事業説明会等を開催する。
- ・自然環境に配慮した海岸の整備については、金武町が実施する海浜公園整備事業と海岸環境整備事業に遅れが生じないよう、金武町と定期的な工程管理を実施する。また、海岸事業においては、自然豊かな海岸を有する地域で事業を実施する際の事前環境調査、事業中の環境調査及び、関係者との調整結果から、必要とされる対策を実施する。

○失われた自然環境の再生

- ・自然環境の保全・再生については、自然環境再生事業の推進にあたり、引き続き、県が市町村を支援し、地域主導で実施できる仕組みを維持するとともに、関係者間で情報共有できるようネットワーク形成を図る。

[成果指標]

- ・自然環境に配慮した河川整備の割合については、引き続き用地交渉を行い、河川整備の進捗を図る。
- ・自然環境に配慮した海岸整備の延長については、金武町が実施する海浜公園整備事業と海岸環境整備事業に遅れが生じないよう、金武町と定期的な工程管理を実施する。また、海岸事業においては、自然豊かな海岸を有する地域で事業を実施する際の事前環境調査、事業中の環境調査及び関係者との調整結果から、必要とされる対策を実施する。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-エ	自然環境の適正利用
施策	① 環境影響評価制度の強化	
対応する主な課題	①本県の自然環境は島しょ性により環境容量が小さく開発行為に対して脆弱であることから、大規模な開発等はもちろんのこと、法や条例の対象とならない小規模な事業においても適切な環境配慮が求められている。	
関係部等	環境部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 小規模事業における環境配慮の 推進 (環境部環境政策課)	0	順調	改正した条例及び規則を運用するとともに、県ホームページで「環境への配慮指針」の周知を行い、小規模事業における環境配慮の推進を図った。併せて、法及び条例の対象とならない規模の太陽光発電事業を対象として環境省が公表した「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」についても周知を図った。	県

II 成果指標の達成状況（Do）

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)	達成状況	
1 —	—	—	—	—	—	—	—	—	—
担当部課名	—								
状況説明	—								

III 施策の推進状況の分析（Check）

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	100.0%	➡	施策推進状況	—
II 成果指標の達成状況（Do）	—			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「—」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業における環境配慮の推進については、「環境への配慮指針」を普及する取組を実施することとしており、開発事業者の環境への配慮を促すため効果的に普及することが重要である。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業における環境配慮の推進については、沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない、より小規模な事業においても、事業者自らが環境へ配慮することが求められる。

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業における環境配慮の推進については、「環境への配慮指針」を普及する取組を引き続き実施する。
--

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-エ	自然環境の適正利用
施策	② 自然環境の持続可能な利用の促進	
対応する 主な課題	③いわゆるブルー・ツーリズムなど自然環境を資源として利用する経済活動により一部自然環境の劣化がみられることから、適正な環境保全と利用のルールを定め、自然環境の保全と経済活動の両立を図る必要がある。	
関係部等	環境部、農林水産部、文化観光スポーツ部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
○自然環境を利用するルールづくりの推進				
1 事業者間による保全利用協定締結の促進 （環境部自然保護課）	7,785	順調	新規締結に向けた事業者支援のほか、事業者間の相互交流・情報共有を目的としたオンライン座談会や、有識者による制度のあり方検討会を開催した。	県
2 やんばる型森林業の推進 （農林水産部森林管理課）	0	順調	県営林1箇所において、環境に配慮した森林施業（小面積択伐）を実施した。 令和元年度までの成果を踏まえ、市町村等を対象とした環境調査に関する研修を行った。	県 市町村
3 環境共生型観光の推進 （文化観光スポーツ部観光振興課）	5,964	順調	環境保全活動支援として、Webフォーラムを開催し、持続可能な観光の推進に繋がる人材育成や普及啓発活動等に取り組んだ。プロモーション支援としては、Webフォーラムにて、持続可能な観光に取り組んでいる先進事例として久高島を紹介した。	県 市町村

II 成果指標の達成状況（D○）

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 事業者間における保全利用協定の認定数	2協定 (H23年)	8協定	8協定	8協定	8協定	9協定	9協定	達成	10協定
担当部課名	環境部自然保護課								
状況説明	保全利用協定の締結に向けた支援により、成果目標の「事業者間における保全利用協定の認定数」は令和2年度目標値を達成した。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	100.0%
II 成果指標の達成状況（Do）	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

（2）施策の推進状況の分析

当該施策は、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。

[主な取組]

内部要因の分析

○自然環境を利用するルールづくりの推進

- ・事業者間による保全利用協定締結の促進については、事業者間の自主ルールにより自然環境の保全と適正利用を図るものであり、ルール違反に対する法的拘束力がない。
- ・やんばる型森林業の推進については、環境に配慮した森林施業のため、継続した取組が必要である。
- ・環境共生型観光の推進については、保全利用協定は、事業者だけの自主ルールによる運用が前提となっており、保全利用協定の認定を受けるメリットの創出や、協定締結事業者を増やすための施策が必要である。

外部環境の分析

○自然環境を利用するルールづくりの推進

- ・事業者間による保全利用協定締結の促進については、新型コロナウイルス終息後の観光需要回復に対応し、自然環境を劣化させることなく持続可能な自然利用を図っていくためにも、観光客の適正な収容力を踏まえた事業者間の地域のルールづくりをより推進することが重要である。
- ・やんばる型森林業の推進については、環境に配慮した森林施業に対する市町村等の理解を深めていく必要がある。
- ・環境共生型観光の推進については、世界自然遺産登録推薦の動きなどもあり、持続可能な環境共生型の観光推進に向けた関心の高まりがある。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○自然環境を利用するルールづくりの推進

- ・事業者間による保全利用協定締結の促進については、未締結地域の事業者がより参入しやすく、既締結事業者がより活用しやすい制度とするため、新規締結に向けた支援や、事業者同士の情報共有の場の創出、制度の認知度向上に向けた取組等を実施する。
- ・やんばる型森林業の推進については、引き続き環境に配慮した森林施業を推進する。
- ・環境共生型観光の推進については、保全利用協定締結地区への支援及び未締結地区への普及は自然保護課が中心となり事業を実施しているが、多くの事業者に参画してもらえるよう、当課でも周知等の支援を行う。
- ・地域活性化に資する持続可能な観光を推進するため、人材育成や普及啓発活動等に取り組む。

「施策」総括表

施策展開	1-(1)-才	県民参画と環境教育の推進
施策	① 環境保全に向けた県民参画の推進と環境教育の充実	
対応する主な課題	①世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継いでいくためには、県民全体で目標と課題を共有し、県民参画のもと、県民一体となった環境保全体制の構築が求められている。 ②県民一人ひとりが環境保全の重要性など環境問題に対する意識の向上を図っていくためには、幼い頃からその重要性を学ぶことができる環境整備が必要である。	
関係部等	環境部、教育庁	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 沖縄県環境基本計画推進事業 (環境部環境政策課)	5	順調	本計画においてPDCAサイクルによる進捗管理を行い、環境基本計画推進会議において令和元年度の実績報告を行った。報告後は進捗状況を公表し、県民意見募集を実施した。	県
2 官民・協働ネットワークづくり の推進 (環境部環境再生課)	198	順調	本行動計画の令和元年度の実施状況を取りまとめるとともに、平成30年度の実施状況と併せて協議会への報告を行った。	県
3 環境保全啓発事業 (環境部環境再生課)	20,000	順調	沖縄県地域環境センターにより県内全域を対象に、学校や地域等での出前講座や自然観察会、啓発イベント等の環境保全啓発活動を年間を通して実施した。また、センターのホームページやセンター情報誌を活用して環境情報を発信した。	県
4 環境教育推進校の指定 (教育庁県立学校教育課)	705	順調	R元 (H31) 年度から2年間、北山高校を環境教育推進校に指定しており、「ESDの視点を取り入れた環境教育の実践 (沖縄本島北部の豊かな自然環境を保全するために)」をテーマに研究を行っている。本取組において、先進校視察や課題研究、成果報告などを実施した際には、指導助言など支援を行った。	県
5 環境学習指導者講座 (教育庁県立学校教育課)	279	順調	県立総合教育センター短期研修講座の一つとして、小・中・高・特支の教員を対象に、環境学習に関する講義、講演、実践事例発表等を7月末に実施した。	県

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)	R2 (C)		
1 環境啓発活動 (出前講座、自然観察会等) 参加延べ人数	2,500人 (H23年度)	16,290人	22,567人	28,481人	36,446人	39,457人	23,650人	達成	26,000人
担当部課名	環境部環境再生課								
状況説明	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、4月～8月の活動を中止していたが、9月以降の事業の再開後は、離島を含め広く活動を行った結果、計画値よりも実績値が大幅に上回り、目標を達成している。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	100.0%
II 成果指標の達成状況（Do）	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

（2）施策の推進状況の分析

当該施策は、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・ 沖縄県環境基本計画推進事業については、本計画の目標達成に向け、関係部局の協力連携が必要である。
- ・ 官民・協働ネットワークづくりの推進については、本行動計画を推進するためには、県民、事業者、関係機関団体等の協力連携が必要である。
- ・ 環境保全啓発事業については、新型コロナウイルス感染症対策として、センター独自の新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインを策定（令和2年7月）して事業を実施しているが、参加人数制限等の制約が必要となっている。
- ・ 環境教育推進校の指定については、北山高校の研究指定としての取組はR2年度で終了し、R3～4年度は、辺土名高校を環境教育推進校として、研究指定に指定する。
- ・ 環境学習指導者講座については、沖縄県立総合教育センターが実施する短期研修講座について、参加したいが学校の日程上参加できないという意見があった。

外部環境の分析

- ・ 沖縄県環境基本計画推進事業については、第2次沖縄県環境基本計画が令和4年度に終期を迎えるため、本県の環境及び社会経済の現状等の変化を踏まえた第3次計画を策定する必要がある。
- ・ 官民・協働ネットワークづくりの推進については、持続可能な社会の担い手づくりに通じる環境教育の取組は、SDGsの達成に向けて、必要不可欠である。
- ・ 環境保全啓発事業については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、啓発活動の多様化（リモート、オンライン開催など）が求められている。
- ・ 環境教育推進校の指定については、近年、環境問題やSDGsの取組への関心が高まっている。
- ・ 環境学習指導者講座については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、夏期休業期間が短縮になったため、平日開催となった。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

- ・ 沖縄県環境基本計画推進事業については、第2次計画については、引き続き推進会議及び幹事会等において関係部局と連携協力し、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、広く県民に周知を図るため、よりわかりやすい広報を検討し、県民に対する周知及び理解を図る。また、第3次計画については、令和3年度中に素案を作成し、令和4年度の策定に向け取り組んでいく。
- ・ 官民・協働ネットワークづくりの推進については、地域住民や環境保全活動団体等の交流の場について、新型コロナウイルス感染症対策を考慮した事業の検討を行う。
- ・ 環境保全啓発事業については、令和2年度中から実施を始めているリモートやオンラインでの啓発活動を継続して行うとともに、対象者のニーズに合わせた啓発活動を展開する。
- ・ 環境教育推進校の指定については、R1～R2年度の研究指定校である北山高校の成果を、より多くの学校へ情報提供を行う。
- ・ R3年度からの研究指定校である辺土名高校に対して、計画が順調に取り組めるよう指導助言を行う。
- ・ 環境学習指導者講座については、沖縄県立総合教育センターが実施する短期研修講座において、教員が講座を受けやすい日程を検討する必要がある。

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-ア	3Rの推進
施策	① 廃棄物減量化・再利用・リサイクルの推進	
対応する主な課題	<p>①本県の世界に誇る自然環境を保全することに加え、本県は狭隘な地理的条件にあることから、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の有効活用が求められている。</p> <p>②本県の一般廃棄物の排出量（一人当たり）は全国平均を下回り良好に推移しているが、リサイクル率は、地理的要因から資源循環コストが高いという構造的不利性もあり、全国平均を大幅に下回っているため、資源として活用可能な廃棄物を有効利用することが必要である。</p> <p>③産業廃棄物の排出量については、おおむね横ばいで推移し、再生利用率については全国平均より高水準にあるが、排出量同様横ばいで推移していることから、より一層の循環の利用の取組が必要である。</p>	
関係部等	環境部、土木建築部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
○ごみ収集の有料化促進				
1 ごみ減量化推進事業 （環境部環境整備課）	0	順調	市町村がスムーズに有料化出来るよう、各種週間・月間・キャンペーン（年2回）により、県民のごみ減量・リサイクルに対する意識向上を図った。	県 市町村
○資源再利用の推進				
2 ごみ減量化推進事業 （環境部環境整備課）	3,281	やや遅れ	ごみ減量・リサイクル推進週間、3R推進月間で広報活動を実施したほか、リサイクル率の低い市町村で環境教育プログラムを実施するなど、ごみ減量やリサイクル推進に関する普及啓発活動を実施した。環境フェアは新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった。	県
3 建設リサイクル資材認定制度 （ゆいくる）活用事業 （土木建築部技術・建設業課）	28,527	順調	建設リサイクル資材製造業者からの申請を受け、書類審査、工場審査を実施、「リサイクル資材評価委員会」を開催し、新たに27資材の認定を行った。その他、540資材の工場等での品質確認を行い、行政関係者対象の研修を行うなど、同制度の普及を図った。	県

II 成果指標の達成状況（D○）

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 一般廃棄物の1日1人あたりの 排出量	831g (H20年度)	854g	868g	884g	884g H30年度	884g H30年度	811g	未達成	809g以下
	担当部課名	環境部環境整備課							
	状況説明	一般廃棄物の1日1人あたりの排出量については、令和2年12月に取りまとめた集計によると、直近値が平成30年度実績で884gと、全国平均の918gを下回っているが、基準値の831g(平成20年度)に対して約50g高くなっており、計画値の811gは達成できなかった。							
2 一般廃棄物の再生利用率	12.7% (H22年度)	14.6%	15.3%	13.8%	13.8% H30年度	13.8% H30年度	21.1%	13.1%	22.0%
	担当部課名	環境部環境整備課							
	状況説明	一般廃棄物の再生利用率（リサイクル率）は、令和2年12月の集計によると、直近値が平成30年度実績で13.8%と、基準値12.7%に対し上昇しているが、全国平均の19.9%を下回っており、R2年度は計画値を達成できなかった。							

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	66.7%
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

○ごみ収集の有料化促進

・ごみ減量化推進事業については、有料化には県民の理解を求めることが必要であるが、令和2年度末のごみ処理有料化市町村数は38市町村で、3村については、有料化による不法投棄の懸念や住民への負担増等の要因により、有料化されていない。また、有料化は市町村が主体となり取り組むものであるため、市町村の判断が大きな要因となっている。

○資源再利用の推進

・ごみ減量化推進事業については、分別収集計画の策定は市町村が実施するものであり、市町村の判断が大きな要因となっている。

外部環境の分析

○ごみ収集の有料化促進

・ごみ減量化推進事業については、世界的な「脱プラスチック」の流れを受けて、国は「プラスチック資源循環法」の制定を進めており、市町村はより厳しい分別収集が求められる見込みである。

○資源再利用の推進

・ごみ減量化推進事業については、県内における1人1日あたりのごみ排出量は微増傾向にあり、加えて一般廃棄物の再生利用率は伸び悩んでいる。
・建設リサイクル資材認定制度（ゆいくる）活用事業については、県内で発生した廃棄物の有効活用が図られており、取組の効果が現れているが、一部のゆいくる材については工場閉鎖などの理由により、令和2年度は製造業者4者から路盤材など10資材の認定廃止届があった。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

・一般廃棄物の1日1人あたりの排出量、一般廃棄物の再生利用率については、ごみ処理の主体である市町村において取組みが遅れている。要因を把握するため、市町村ごとに抱える課題の把握に努め、各課題に応じた市町村との連携、普及啓発を行う必要がある。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○ごみ収集の有料化促進

・ごみ減量化推進事業については、国の基本方針を踏まえ、今後も未実施市町村への情報提供等を行うとともに、未実施市町村から有料化についての相談等があった場合は前向きな検討を促す。
・市町村が円滑に有料化できるよう、各種イベント等の内容の見直しを行い、より効果的な普及啓発活動を実施する。

○資源再利用の推進

・ごみ減量化推進事業については、容器包装リサイクル法に基づいた国の方針を踏まえ、市町村への情報提供を行い分別収集の推進を図る。
・各種イベント等については、児童生徒にも関心を持ってもらえるよう、各市町村教育委員会に情報提供を行うなど、実施内容を工夫する。
・建設リサイクル資材認定制度（ゆいくる）活用事業については、建設資材廃棄物（コンクリート殻、アスファルト殻）の再資源化率は約99%を達成しており、ほぼ全量がリサイクルされている状況であることから、目標を達成しているが、県、市町村関係者へ、ゆいくる材の原料確保のため、建設廃棄物を現場から搬出する際の再資源化施設の選定について、公共工事発注者に対し説明を行い周知を図る。

[成果指標]

・一般廃棄物の1日1人あたりの排出量については、ごみの排出削減およびリサイクル率の上昇に対する県民意識の向上を図ることや、市町村と連携することが必要である。また、イベント等については、効果的な普及啓発活動を実施するため、活動内容の見直しを行う。
・一般廃棄物の再生利用率については、容器包装リサイクル法に基づいた国の方針を踏まえた市町村への情報提供を行い、分別収集の推進等を図る。また、イベント等については、効果的な普及啓発活動を実施するため、活動内容の見直しを行う。

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-ア	3Rの推進
施策	② 未利用資源の活用の推進	
対応する主な課題	①本県の世界に誇る自然環境を保全することに加え、本県は狭隘な地理的条件にあることから、廃棄物の減量化など環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、県内で発生した廃棄物の有効活用が求められている。 ③産業廃棄物の排出量については、おおむね横ばいで推移し、再生利用率については全国平均より高水準にあるが、排出量同様横ばいで推移していることから、より一層の循環的利用の取組が必要である。	
関係部等	土木建築部、企画部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○下水汚泥及び消化ガスの有効利用				
1 下水汚泥有効利用 (土木建築部下水道課)	5,522,728	順調	汚泥等を有効利用するために、那覇浄化センター及び名護市等において、汚泥処理施設の改築等を行った。また、各下水道施設から発生する下水汚泥155トン/日(R元実績・県全体)全量をコンポスト(堆肥)化し肥料として緑農地還元により有効利用を推進した。	県 市町村
2 消化ガス有効利用 (土木建築部下水道課)	4,818,728	順調	那覇・宜野湾浄化センターで汚泥処理施設の整備を行うとともに、宜野湾・具志川浄化センターでFITによる再生可能エネルギー発電事業を推進した。 また、前年度に引き続き、糸満市等において、汚泥処理設備を適正に管理し、適量な消化ガスの発生に努めた。	県 市町村
○水循環利用の推進				
3 再生水の利用促進(水環境創造事業) (土木建築部下水道課)	0	概ね順調	県や関係機関との情報交換をとおして、需要拡大や新たな供給先の発掘等の検討を行った。	県 市町村
4 雨水等の有効利用の促進 (企画部地域・離島課)	614	順調	水に関するイベント、学校施設建築説明会等を活用し、雨水利用のリーフレット及び利用用途に応じた雨水処理方法と雨水貯留施設等を解説した雨水利用の手引を配布した。 また、小学4年生向けの「私たちと水」の副読本を作成、県内全小学校へ配布し、水の有効活用の普及啓発を行った。	県 市町村
5 雨水等の有効利用による災害時生活用水確保の促進 (企画部地域・離島課)	0	順調	雨水の有効利用に関する普及啓発資料の配付や、雨水・再生水利用施設実態調査を通して、雨水利用に関する情報提供を行った。 また、県HPにおいて、雨水利用による経費削減効果等を掲載し、雨水貯留施設の整備促進を図った。	県 市町村

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 産業廃棄物の再生利用率	48.7% (H22年度)	51.7%	50.5%	50.4%	48.5%	48.5% R元年度	50.8%	未達成	51.0%
担当部課名	環境部環境整備課								
状況説明	これまで産業廃棄物の再生利用率は概ね50%台で推移しているが、令和元年度実績値では48.5%と平成30年度より1.9ポイント減少し、目標値の51.0%を達成していない。 (実績値は産業廃棄物実態調査等により調査しているため、令和元年度が最新値となる。)								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	80.0%
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

○下水汚泥及び消化ガスの有効利用

- ・下水汚泥有効利用については、現在、全量コンポスト化（堆肥化）により緑農地へ有効利用されているが、下水道処理人口の増加により今後も下水汚泥発生量の増加が見込まれる。
- ・消化ガス有効利用については、再生可能エネルギー発電事業の契約期間が20年間と長期契約となっていることから、県浄化センターでは安定的な消化ガス供給に留意しなければならない。また、西原浄化センターにおいては、消化ガスの発生量が増えてきたが、有効利用が図られていないことから、有効利用に向けて検討する必要がある。

○水循環利用の推進

- ・再生水の利用促進（水環境創造事業）については、再生水利用予定施設の中には、施設の改築時期にあわせて、再生水利用を計画している施設等があり、利用予定者の改築スケジュールに左右される。また、那覇浄化センターの再生水設備は、供用開始から15年が経過し、機械電気設備の耐用年数経過に伴う更新時期が迫っている。
- ・雨水等の有効利用の促進については、平成25年度から継続して普及啓発資料の配付を行っているものの、設置費用等のコストもかかることから、普及の促進は容易ではない。雨水の利用方法及び利用による経費削減効果等を示しながら、長期的なスパンで当該取組を行う必要がある。
- ・雨水等の有効利用による災害時生活用水確保の促進については、雨水の有効利用による災害時生活用水確保促進において、市町村の避難所等における防災対策として重要な取組であるが、整備費用の制約があり、老朽化施設の更新時期に合わせた整備を念頭に、中長期計画として取り組む内容となることから普及の促進は容易ではない。

外部環境の分析

○下水汚泥及び消化ガスの有効利用

- ・下水汚泥有効利用については、平成27年5月、下水道法改正により、下水道管理者の責務として、下水汚泥の燃料・肥料を再利用する努力義務が明確化されたことから、今後も有効利用維持に努める必要がある。また、全国的に人口減少に転じる中、本県においても将来の人口減少に備えて下水汚泥の処理や利活用について、県と市町村間で広域化・共同化に務める必要がある。
- ・消化ガス有効利用については、平成27年5月、下水道法改正により、下水道管理者の責務として、下水汚泥の燃料・肥料を再利用する努力義務が明確化されたことから、今後も有効利用維持に努める必要がある。平成26年7月に策定された「新下水道ビジョン」において、下水道事業の使命として「循環型社会の構築に貢献」することとされており、汚水処理過程で発生する汚泥、消化ガス、及び処理水のより効率的な利用を図ることを中期目標としている。

○水循環利用の推進

- ・再生水の利用促進（水環境創造事業）については、平成26年7月に策定された「新下水道ビジョン」において、下水道事業の使命として「循環型社会の構築に貢献」することとされており、汚水処理過程で発生する汚泥、消化ガス、及び処理水のより効率的な利用を図ることを中期目標としている。また、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、県経済の活性化状況によっては、再生水供給量が伸びない恐れがある。
- ・雨水等の有効利用の促進については、本県は狭隘な地理的条件にあることから、環境負荷を軽減する循環型社会を構築する必要があり、雨水の有効活用が求められているが、沖縄本島では過去20年以上、給水制限等渇水状況を経験していないことから、一般県民の節水や雨水利用等に関する関心は、若い世代を中心に低下していると思われる。
- ・雨水等の有効利用による災害時生活用水確保の促進については、平成26年に「雨水の利用の推進に関する法律」が施行され、平成27年には国の「雨水の利用の推進に関する基本方針」及び「国等における雨水利用の施設の設置に関する目標」が定められた。また、平成28年は地方公共団体への参考資料として「雨水利用の推進に関するガイドライン（案）」が示されている。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・産業廃棄物の再生利用率については、廃棄物の排出量は例年微増しており、令和元年度では0.2ポイント増加しているが、これまで排出量全体の2割を占めかつ再生利用率の高い品目である「がれき類」の排出量が0.8ポイント減少している影響があると推察される。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○下水汚泥及び消化ガスの有効利用

- ・下水汚泥有効利用については、コンポスト化（堆肥化）による有効利用率100%を引き続き目指すとともに、下水汚泥の更なる利活用の可能性を検討する。また、令和4年度の「広域化・共同化計画」の策定に向けた検討の中で、汚泥の処理や有効利用について、県や市町村間の連携の方策を検討する。
- ・消化ガス有効利用については、再生可能エネルギー発電事業を着実に推進するため、浄化センターでは消化ガスを発生させる施設の維持管理を適切に行うとともに、消化ガス発生量に注視しながら施設の増設や改築等を行う。
- ・西原浄化センターの消化ガス有効利用に向けて、官民連携事業で実施する「再生可能エネルギー発電事業者（FIT事業者）」の公募及び選定を実施する。

○水循環利用の推進

- ・再生水の利用促進（水環境創造事業）については、順調に進捗しているが、引き続き、供給量増加に向け関係機関と「再生水利用促進連絡会」を開催し、需要拡大の検討、新たな供給先の発掘等を行い、利用促進を図る。また、那覇浄化センターの再生水設備は、供用開始から15年が経過しており、機械電気設備の耐用年数経過に伴う更新時期が迫っていることから、計画的な改築を実施する。
- ・雨水等の有効利用の促進については、継続的な取組が必要であることから、引き続き学校施設等建築の説明会におけるチラシの配布や子ども向け自由研究等のイベント、自然環境保全等をテーマとしたシンポジウム等での雨水有効利用チラシの配布等、普及啓発効果の高い方法について検討し、周知活動を行う。
- ・雨水等の有効利用による災害時生活用水確保の促進については、沖縄県の作成した雨水貯留施設のモデル仕様及び国等の先導的取組に関する市町村への情報提供を継続して実施する。
- ・災害時の生活用水を確保するため、水関連イベント等において、雨水利用に関するリーフレット等を配布し、雨水利用に関する県民への普及啓発に取り組む。

[成果指標]

- ・産業廃棄物の再生利用率については、これまで再生利用率の高い品目である「がれき類」の排出量が約1割減少したことが影響すると推察されるが、その他の品目について再生利用率の向上を促進する必要がある。

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-イ	適正処理の推進
施策	① 一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理の推進	
対応する主な課題	①一般廃棄物処理施設は、各市町村において着実に整備が進展している一方、離島市町村ではごみ処理コストが沖縄本島の平均を上回っているため、効率的なごみ処理体制の構築が求められている。 ②産業廃棄物処理施設は、管理型最終処分場の残余年数が6.1年（平成27年度）と残余容量がひっ迫しており、喫緊に整備する必要がある。	
関係部等	環境部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 離島廃棄物適正処理促進事業 (環境部環境整備課)	41,729	順調	令和元年度に離島市町村からの要望を踏まえ、選定したモデル地域において実証試験を行い、検討委員会でその効果の検証を行った。	県
2 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備 (環境部環境整備課)	88,928	概ね順調	最終処分場整備事業に係る工事が、外構工事等を含み令和元年度末迄に完成。 令和元年12月より本格的に運営が開始され令和2年2月より廃棄物を受入。 地元に対する地域振興のため、振興策に対する補助金を交付。	県

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)			
1 産業廃棄物管理型最終処分場の 残余年数【残余容量】	3.3年 【37,744m ³ 】 (H22年度)	7.3年 【37,997m ³ 】	10.1年 【34,563m ³ 】	8.9年 【31,039m ³ 】	39.4年 【116,096m ³ 】	39.4年 【116,096m ³ 】 R元年度	9.6年 【94,674m ³ 】	達成	10.3年 【101,000 m ³ 】	
担当部課名	環境部環境整備課									
状況説明	廃棄物の減量化や再生利用量の向上により最終処分量が減少傾向にあるため、残余年数は横這いに推移していた。また、令和元年10月に公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場が竣工し廃棄物の受け入れを開始したため、残余年数が大幅に改善した。 (実績値については処分事業者より報告書を徴収し集計しているため、令和元年度実績が直近値となっている。)									

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	50.0%
II 成果指標の達成状況（Do）	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・ 離島廃棄物適正処理促進事業について、離島市町村では、産業廃棄物処理施設が少なく、あるいは規模が小さいなどの理由により、産業廃棄物を沖縄本島や県外において処理をせざるを得なく、処理コストが割高となっている。また、離島市町村では、島内処理困難物を島外において処理するにあたって、本島の収集運搬業者や処理業者に係る情報が不足しており、これら業者の選定や業者との調整が課題となっている。
- ・ 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、環境整備センターは、策定した収支計画の目標として、鋭意、運営に取り組む必要がある。

外部環境の分析

- ・ 離島廃棄物適正処理促進事業については、島外処理を行わざるを得ない廃棄物の輸送について、沖縄本島側の廃棄物収集運搬事業者も人員不足の理由から、請け負うことが難しい現状がある。また、諸外国の輸入制限に起因して古紙の買い取り価格が低下し逆有償になる傾向にあり、加えてプラスチック資源循環法の制定（予定）による市町村の資源化物分別業務がさらに増加する可能性があることから、輸送費や処理コストがこれまで以上に離島の負担となることが予想される。
- ・ 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備については、全国的な資材高騰、労務単価等の上昇による施設維持費の高騰を抑制する必要がある。また、新型コロナウイルス感染拡大防止策等による運営への影響を注視する必要がある。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

- ・ 離島廃棄物適正処理促進事業については、離島市町村における産業廃棄物のあわせ処理、廃棄物処理経費の低減、ごみ処理適正化及び高度化の推進を図るための広域化の可能性などを検討し、具体的な緩和策や支援策などについて提案を行う。
- ・ 離島市町村の廃棄物処理を支援する「ワンストップサービス窓口」の試行を継続し、定めた支援メニューの活用度や有効性を検証する。
- ・ 公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の整備について、県及び環境整備センターは、新型コロナウイルス影響下の厳しい県経済状況を見ながら、関係団体及び県経済界に出資等の依頼を検討する。
- ・ 県及び環境整備センターは、施設運営に関する課題について協議し適切に対応する。
- ・ 県及び環境整備センターは、施設が関係機関や地元住民等に親しまれるよう、環境保全及び地元との協議に努める。

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-イ	適正処理の推進
施策	② 不法投棄等の不適正処理の防止及び環境美化の推進	
対応する主な課題	③廃棄物の不法投棄等の不適正処理は、地域の生活環境に支障を及ぼすばかりでなく、自然環境や景観を損ねるなど大きな社会問題となっており、適正処理や環境美化に対する意識向上が求められている。 ④環境美化については、県民参加型の全県一斉清掃イベント等を行っているものの、依然、道路、公園、観光地等公共の場に散乱する空き缶・たばこの吸い殻等が見受けられ、生活環境や街の美観を損ねていることから、県民の意識向上等を図る必要がある。	
関係部等	環境部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	廃棄物不法投棄対策（廃棄物不法投棄対策事業、産業廃棄物対策費） (環境部環境整備課)	27,029	順調	廃棄物の不法投棄等を未然に防止するため、保健所に廃棄物監視指導員（10名）を配置し、監視パトロールを実施した。 なお、効率的かつ効果的な監視を行うため、平成31年度から不法投棄監視員と廃棄物監視指導員の職を統合している。 また、石垣市の不法投棄物撤去を行った公益法人に対し、財政支援を実施した。	県
2	排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組 (環境部環境整備課)	1,140	概ね順調	産廃処理業者に対しては産廃の適正処理に関する比較的専門的な知識の研修会を、排出事業者及び医療機関に対しては産廃の適正処理に関する基本的な知識の研修会を、北部・中部・南部・宮古・八重山の5箇所で開催した。新型コロナ沖縄県緊急事態宣言に伴い、電子マニフェスト操作説明会は中止した。	県
3	ちゅら島環境美化促進事業 (環境部環境整備課)	787	大幅遅れ	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、夏季（6月～8月）の全県一斉清掃は中止とし、年末（12月）の全県一斉清掃は感染防止対策を徹底のうえ実施した。 また、新聞広告を実施したほか、全県一斉清掃の実績を取りまとめ、県ホームページ及びパネル展で公表し、県民の意識高揚を図った。	県 市町村 地域住民

II 成果指標の達成状況 (D○)

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	不法投棄件数（1トン以上）	140件 (H22年度)	117件	123件	110件	126件	126件 R元年度	77件	22.2%	70件
	担当部課名	環境部環境整備課								
	状況説明	実績値は、基準値から改善されているものの、計画値に対して未達成である。なお、令和2年度実績については現在調査中であり、令和元年度実績が直近の値となっている。								
2	全県一斉清掃参加人数	5.7万人 (22年度)	6.4万人	7.2万人	4.9万人	5.2万人	0.3万人	9.6万人	未達成	10万人
	担当部課名	環境部環境整備課								
	状況説明	令和2年度の全県一斉清掃参加人数は0.3万人に止まり、年度計画値の達成はできなかった。その主な要因は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、夏季（6月～8月）の全県一斉清掃を中止したこと、また年末（12月）の全県一斉清掃も見送った市町村・団体が多かったことによるものである。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	33.3%	➡	施策推進状況	大幅遅れ
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「大幅遅れ」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ・廃棄物不法投棄対策（廃棄物不法投棄対策事業、産業廃棄物対策費）については、不法投棄物の撤去は行為者の責任で行わなければならないが、行為者の特定は困難である場合が多く、また、自治体やボランティア団体による撤去についても多額の費用を必要とするため、撤去が進みにくい要因となっている。 ・排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組について、研修会の必要性は今後高まることが予想されることから、本業務により一層力を注ぐことが重要である。 ・ちゅら島環境美化促進事業については、清掃実施の通知はメールや郵便により行っているが、通知後の積極的な働きかけやフォローが必要である。</p> <p>外部環境の分析 ・廃棄物不法投棄対策（廃棄物不法投棄対策事業、産業廃棄物対策費）については、産業廃棄物等の処理について全国的に注目を集める事案が発生するなど社会的な関心も高く、不法投棄等の除去については、県民からの社会的要請は非常に大きい。 ・排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組については、研修会のアンケート結果から排出事業者として、社会的責任の重さが浸透してきていることが確認でき、取組の効果が見られる。しかしながら、多数の排出事業者が関わっている不適正事例が確認されていることから、引き続き研修会を行い、排出事業者の法令遵守及び適正処理への意識向上を図る。 ・ちゅら島環境美化促進事業については、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた清掃活動の実施が求められる。また、清掃実績の適切な取りまとめ報告が求められる。</p> <p>[成果指標] 未達成の成果指標の要因分析 ・不法投棄件数（1トン以上）については、実績値は増加傾向にあり、その理由については、全量撤去件数を上回る新規事案件数の増加等が挙げられる。 ・全県一斉清掃参加人数については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、夏季（6月～8月）の全県一斉清掃を中止したこと、また年末（12月）の全県一斉清掃も見送った市町村・団体が多かったことが主な要因である。</p>
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組] ・廃棄物不法投棄対策（廃棄物不法投棄対策事業、産業廃棄物対策費）については、廃棄物監指導員を引き続き警察OBから登用し、監視体制の維持を図り、県警や市町村との連携を密にし、効率的に取り組む。また、廃棄物初任者研修会を開催し、法体制の確認、立入検査、廃棄物不法投棄パトロールの重要性を共有し、監視体制の強化に取り組む。加えて、不法投棄が行われそうな場所に監視カメラを設置し、また、市町村へ監視カメラの貸与を行うことにより、その存在を周知し、不法投棄の未然防止を図る。 ・排出事業者及び産廃処理業者への適正処理に対する意識向上に関する取組については、産廃処理業者の研修会において、法改正の解説及び近年の廃棄物処理の動向を踏まえた内容とし、参加者アンケートを参考にブラッシュアップする。 ・排出事業者及び医療機関に対する研修会については、参加者からのアンケート結果を参考にし、内容の改善を図りつつ継続して開催する。また、地域的な事例を保健所から集め、開催地毎に紹介、注意喚起を行うことにより法令遵守及び適正処理への意識向上を図る。 ・ちゅら島環境美化促進事業については、市町村、関係団体に対して、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、万全な感染対策を図りつつ清掃活動を実施するよう呼びかける。また、実績報告のない市町村、関係団体には、清掃実績の有無を再確認し、未実施の場合は実施の働きかけを行い、実施の場合は実績の報告を求める。</p> <p>[成果指標] ・不法投棄件数（1トン以上）については、引き続き県警、市町村等関係機関との連携し、監視パトロールを実施する。また、監視カメラの設置や市町村への貸与を行い、その存在を周知し、不法投棄の未然防止を図る。 ・全県一斉清掃参加人数については、市町村、関係団体に対し、新型コロナ感染症の動向を踏まえ、万全な感染対策を図りつつ清掃活動を実施するよう呼びかける。また、実績報告のない市町村、団体には、清掃実績の有無を再確認し、未実施の場合は実施の働きかけを行い、実施の場合は実績の報告を求める。</p>

「施策」総括表

施策展開	1-(2)-イ	適正処理の推進
施策	③ 海岸漂着物の適正処理等の推進	
対応する主な課題	⑤近年、県内各地の海岸において、海外からと思われる漁具やペットボトル、発砲スチロール等のごみが大量に漂着し、自然環境に重大な影響を及ぼしているほか、海岸景観の悪化により観光資源としての価値の低下等を招いているため、効果的な回収処理体制を構築する必要がある。	
関係部等	環境部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度					
	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	海岸漂着物の適正処理及び国内外の発生源対策の推進（海岸漂着物対策支援事業） （環境部環境整備課）	154,406	概ね順調	国が創設した単年度補助金である「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」（平成31年度）を活用し、海岸漂着物の回収処理及び発生抑制対策の実施のほか、市町村へ補助金を交付した。また、第11管区海上保安本部等と連携するOCCNの活動を行ったほか、予算の確保に関して国への要請を行った。	県 市町村 地域住民

II 成果指標の達成状況（Do）

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)	達成状況	
1	—									
	担当部課名	—								
	状況説明	—								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	0.0%	➡	施策推進状況	—
II 成果指標の達成状況（Do）	—			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「—」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の適正処理及び国内外の発生源対策の推進（海岸漂着物対策支援事業）については、海岸での回収作業は多くの労力と費用が必要である。また、漂着物の大きさ、材質（プラスチック）、含まれる塩分等の影響で焼却処理が難しい。さらには、市町村の焼却施設で焼却することが難しい。加えて、離島内で処理できない廃棄物は、遠方の処理施設へ運ぶ必要があり、運搬処理コストがかかる。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の適正処理及び国内外の発生源対策の推進（海岸漂着物対策支援事業）については、海岸漂着物は繰り返し漂着し、また、海外由来の漂着物も多いため、国レベルでの調整が必要である。

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸漂着物の適正処理及び国内外の発生源対策の推進（海岸漂着物対策支援事業）については、海岸管理者や市町村等、及びボランティアが連携した海岸清掃活動が実施できる体制を構築するため、沖縄県海岸漂着物対策推進協議会を開催し、沖縄県海岸漂着物対策地域計画を見直す。また、県内の陸域からのごみの発生を抑制するため、令和2年度に作成した教材の県民への普及を実施する。加えて、全国知事会等で国への取組について働きかけを行う。
--

「施策」総括表

施策展開	1-(3)-ア	地球温暖化防止対策の推進
施策	① 産業・民生部門の低炭素化の促進	
対応する主な課題	<p>①本県における温室効果ガス排出量は、人口の増加や経済規模の拡大等により、1990年度以降、2003年度まで増加し、それ以降はほぼ横ばいで推移しているが、大幅な減少はみられない。温室効果ガスの排出抑制を図るため、各部門（産業部門、運輸部門、民生部門）での取組を強化する必要がある。</p> <p>②産業部門の中で特に温室効果ガスの排出量が多い製造業や建設業分野において設備機器の省エネ化などが必要であるが、投資コストの負担など課題がある。</p> <p>③温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の部門別排出量は、全国平均と比較すると、産業部門の比率が低く、運輸部門、民生部門が高くなっており、同部門に対する取組の強化が求められている。</p> <p>④本県は亜熱帯性気候に属し、また地理的・地形的条件が他都道府県と異なるため、地球温暖化による影響を独自に予測・分析し、それに合った適応策を検討する必要がある。</p>	
関係部等	環境部、土木建築部、商工労働部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進				
1 エネルギー多消費型事業者のLNG 転換普及事業 （環境部環境再生課）	0	未着手	当初の補助予定事業者が観光業であったことから、新型コロナウイルスの影響を受け、新たな設備投資が困難になり、導入が見送られたことから、申請件数が0件となったため、本事業の実施を見送った。	県
2 蒸暑地域住宅の普及啓発・研究 促進 （土木建築部住宅課）	2,119	順調	建築関係技術者向けの講演会で、環境共生住宅に係る講演を行い、説明および事例紹介等を行った。	県 関係団体
3 おきなわ型省エネ設備等普及事 業 （環境部環境再生課）	31,566	大幅遅れ	観光施設に対して、省エネ設備等の導入支援を行った。	県
○ITを活用した消費電力の制御の取組				
4 宮古島市スマートコミュニ ティ実証事業（スマートエネル ギーアイランド基盤構築事業） （商工労働部産業政策課）	161,379	順調	宮古島市内の市営住宅に設置した太陽光発電設備（2,002kW）及びエコキュート183台等をエネルギーマネジメントシステム（EMS）で制御してシステムの実効性や課題の抽出等を行い、他離島への展開等を検討した。	県 市 事業者
○再生可能エネルギーの導入				
5 小規模離島再エネ最大導入事業 （スマートエネルギーアイランド 基盤構築事業） （商工労働部産業政策課）	14,726	順調	再生可能エネルギー（再エネ）によりモーターを駆動して発電する実証機器（MGセット）と風力発電、既存ディーゼル発電機（DG）を組み合わせた運転、また、一定条件のもと、DGを全て停止し、再エネとMGセットによる再エネ100%運転の長時間安定運用の可能性を検証した。	県 電気事業者
6 再生可能エネルギーの導入拡大 に向けた課題解決に資する取組 （スマートエネルギーアイランド 基盤構築事業：沖縄ハワイク リーンエネルギー協力推進事業） （商工労働部産業政策課）	15,392	順調	沖縄ハワイクグリーンエネルギー協力に基づき、地域での再生可能エネルギーの普及拡大に関する取組や技術交流などを実施した。	県 電気事業者

II 成果指標の達成状況（D○）

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	産業部門における二酸化炭素排出量	219万t-CO2 (H20年度)	165.9万t-CO2 H26年度	147.3万t-CO2 H27年度	139.5万t-CO2 H28年度	138.7万t-CO2 H29年度	134.3万t-CO2 H30年度	214.5万t-CO2	達成	214万t-CO2
	担当部課名	環境部環境再生課								
	状況説明	産業部門における二酸化炭素排出量については、温室効果ガス排出量の現況推計に使用するデータの取得時期が翌々年度となることから、直近値は平成30年度の134.3万t-CO2となっており、計画値の214.5万t-CO2を達成している。								
2	運輸部門における二酸化炭素排出量	365万t-CO2 (H20年度)	351.7万t-CO2 H26年度	352.5万t-CO2 H27年度	382.0万t-CO2 H28年度	380.9万t-CO2 H29年度	374.0万t-CO2 H30年度	328.1万t-CO2	未達成	324万t-CO2
	担当部課名	環境部環境再生課								
	状況説明	運輸部門における二酸化炭素排出量については、温室効果ガス排出量の現況推計に使用するデータの取得時期が翌々年度となることから、直近値は平成30年度の374.0万t-CO2となっており、計画値の328.1万t-CO2達成していない。								
3	民生家庭部門における二酸化炭素排出量	298万t-CO2 (H20年度)	252.7万t-CO2 H26年度	253.4万t-CO2 H27年度	262.1万t-CO2 H28年度	258.0万t-CO2 H29年度	246.4万t-CO2 H30年度	247.6万t-CO2	達成	242万t-CO2
	担当部課名	環境部環境再生課								
	状況説明	民生家庭部門における二酸化炭素排出量については、温室効果ガス排出量の現況推計に使用するデータの取得時期が翌々年度となることから、直近値は平成30年度の246.4万t-CO2となっており、計画値の247.6万t-CO2を達成している。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	66.7%
II 成果指標の達成状況（Do）	66.7%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

（2）施策の推進状況の分析

	<p>当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー多消費型事業者のLNG転換普及事業については、新型コロナウイルスの影響もあり、LNG供給事業者との事前調整等から申請の有無が見通せない状況となっている。 ・おきなわ型省エネ設備等普及事業については、新型コロナウイルス等の影響により、各地域（北部、中南部、宮古、八重山）で開催予定であった説明会が開催できなかったため、補助対象事業者等に対する周知が不十分であった。 <p>○ITを活用した消費電力の制御の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証では、太陽光発電の電気が大量に系統へ逆潮して系統電圧を上昇させることで、再生可能エネルギーの導入量が低下する課題が確認された。また、実証において、スマートインバーター技術による電圧上昇抑制の実効性を確認した。 <p>○再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模離島再生エネ最大導入事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、風況に左右されるため、実証機器の年間を通じた運転実績が少なかった。また、実証機器を操作できる技術者が複数人いなければ、実証機器を連続運転することができない。 ・再生可能エネルギーの導入拡大に向けた課題解決に資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業）については、新たな県のエネルギー計画となる「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を令和3年3月に策定。今後は、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、ハワイ州との協力関係を活用し、同イニシアティブのアクションプランを推進する。 <p>外部環境の分析</p> <p>○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー多消費型事業者のLNG転換普及事業については、2020年3月時点で、LNGサテライトの導入実績が、14件（内県補助事業：6件）あること、併せて民間主体によるLNGガス導管敷設計画もあり、県内におけるLNGの供給体制が整いつつある。 ・蒸暑地域住宅の普及啓発・研究促進については、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年5月17日）が公布され、戸建て住宅等について建築士から建築主への省エネ性能に関する説明の義務付けがあり、令和3年4月1日に施行される。 ・おきなわ型省エネ設備等普及事業については、新型コロナウイルスの影響により、設備投資に慎重になった事業者もいたと考えられる。 <p>○ITを活用した消費電力の制御の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、世界的な脱炭素に向けた潮流に加え、国においても2050年カーボンニュートラル宣言を行うなど、脱炭素化社会の実現に向けた動きが加速化していることから、今後、再生可能エネルギーの導入拡大が必要となる。 <p>○再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模離島再生エネ最大導入事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、世界的に脱化石燃料への潮流が強くなっており、発電量が自然条件に左右される再生可能エネルギーを有効活用できる技術への関心が高まっている。 ・再生可能エネルギーの導入拡大に向けた課題解決に資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業）については、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力覚書は、令和2年6月で第2期覚書が終期を迎えたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、締結式を延期している状況。ハワイ州とは、新たな覚書を締結する方向で合意しており、2021年5～6月頃に締結式を行う方向で調整中。令和2年10月の菅首相所信表明演説で、国は2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方針を打ち出すなど、脱炭素社会に向けた取組が加速化している。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸部門における二酸化炭素排出量については、人口や観光客数の増加に伴い、自動車保有台数や航空機着陸回数が増加しており、二酸化炭素排出量も増加している。
--	---

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○エネルギー利用効率の高い機器の導入促進及び省エネ住宅・家電普及促進
 ・エネルギー多消費型事業者のLNG転換普及事業については、2020年3月時点のLNGサテライト導入実績が14件（内県補助事業：6件）あること、併せて民間主体によるLNGガス導管敷設計画もあり、県内におけるLNGの供給体制が整いつつという状況を踏まえ、次年度以降の事業を廃止とした。

・蒸暑地域住宅の普及啓発・研究促進については、改正法で施行される建築士から建築主への戸建て住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付けに、円滑に対応するため、建築技術者に対する講演会を引き続き開催し、省エネ基準や沖縄型環境共生住宅について普及啓発を行い、省エネ基準への適合を促進する。

・おきなわ型省エネ設備等普及事業については、ホテル、旅館及び観光関連施設は、新型コロナウイルスにより新たな設備投資が困難な状況と見られることから、関係団体への早めの情報提供とニーズの把握を行い、大規模なものに限らず、比較的規模の小さい省エネ改修事業に対しても周知を図る等、申請件数の確保に向けて取り組む。

○ITを活用した消費電力の制御の取組

・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証で構築したEMSを活用してエネルギー事業の他離島展開を行っている民間事業者と協力し、実証技術の活用促進を図る。

・来間島においてマイクログリッド事業を行う民間事業者等と協力して、スマートインバーター技術を活用した再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

○再生可能エネルギーの導入

・小規模離島再生エネ最大導入事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証機器の最適な運用方法を確立するため、年間を通じた実証機器の運転を引き続き行い、実効性の確認等を行う。

・実証機器を連続運転できるように、実証機器を操作できる技術者の育成及び操作マニュアルの改良を行う。

・再生可能エネルギーの導入拡大に向けた課題解決に資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業）については、今後も引き続き、ハワイ州との協力体制を維持し、再生可能エネルギーの普及拡大に関する取組や技術交流を推進する。

・本県の再生可能エネルギー導入目標達成や研究開発の拡大に向けて、関連業界の企業等との意見交換等を通じて、更なる取組の促進を図る。

[成果指標]

・運輸部門における二酸化炭素排出量については、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に基づき、施策の推進及び取組の強化を図り、二酸化炭素排出量の抑制に努める。

「施策」総括表

施策展開	1-(3)-ア	地球温暖化防止対策の推進
施策	② 運輸部門の低炭素化の推進	
対応する 主な課題	①本県における温室効果ガス排出量は、人口の増加や経済規模の拡大等により、1990年度以降、2003年度まで増加し、それ以降はほぼ横ばいで推移しているが、大幅な減少はみられない。温室効果ガスの排出抑制を図るため、各部門（産業部門、運輸部門、民生部門）での取組を強化する必要がある。 ③温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の部門別排出量は、全国平均と比較すると、産業部門の比率が低く、運輸部門、民生部門が高くなっており、同部門に対する取組の強化が求められている。	
関係部等	環境部、企画部、土木建築部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○次世代自動車の普及促進				
1 次世代自動車の普及促進 (環境部環境再生課)	0	概ね順調	環境月間街頭キャンペーンにおける次世代自動車の普及啓発や、沖縄県地図情報システムを活用し県内充電設備の設置箇所の情報発信を実施した。また、超小型モビリティ実証事業(平成28～)により琉球日産自動車から無償貸与を受けている小型電気自動車「ゆいも」を公用車として使用し、県民に対し普及啓発を図った。	県 民間
○エコドライブの普及				
2 エコドライブの普及促進 (環境部環境再生課)	0	大幅遅れ	エコドライブの必要性について、地球温暖化防止センター等の関係機関と連携しながら広報活動等を行った。	県
○公共交通機関利用の拡大				
3 公共交通利用環境改善事業 (企画部交通政策課)	107,782	順調	バス停上屋等の整備を行ったが、コロナの影響によるバス事業者の経営状況等を考慮し、今年度のノンステップバス導入は見合わせた。 バスレーン実施拡充を検討するとともに、てだこ浦西駅～沖国大・琉大を結ぶキャンパスバス実証実験を開始した。 自家用車から公共交通への利用転換促進を目的に広報活動を実施した。	県 交通事業者
4 交通体系整備推進事業 (企画部交通政策課)	51,652	順調	那覇市と連携し、県管理道路におけるシェアサイクルポートの設置や、浦添市と連携して、浦添市内の小学校4校に対して、送迎交通の実態等のヒアリングを実施した。また、次年度のTDMアクションプログラムの改定に向け、これまでの実績のまとめや方針等の整理を行った。	国 県 市町村 交通事業者
5 沖縄都市モノレール延長整備事業 (土木建築部都市計画・モノレール課)	349,858	順調	てだこ浦西駅付近で道路を供用するとともに、モノレール延長整備に関連する関連道路、街路の整備を行った。	県 市 事業者
6 モノレール利用促進対策 (土木建築部都市計画・モノレール課)	83,748	順調	モノレール沿線の観光ガイドブックのスペイン語及びポルトガル語の作成を行った。	県 事業者
7 バス利用環境改善事業 (土木建築部道路管理課)	45,020	やや遅れ	宜野湾北中城線の普天間入口の上下線等、外2路線でバス停上屋を合計8基整備した。	県

8	鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業 (企画部交通政策課)	81,123	順調	R元年度に実施した費用便益比の検討結果について、R2年8月に学識経験者による検証委員会を開催し、前提条件等について検証を行った。併せて、沖縄の発展に求められる交通体系について考えるシンポジウムの開催やニューズレターの配布を行った。また公共交通の充実に向け、市町村と協働で現状及び課題の整理を行った。	国 県 市町村
9	沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業 (企画部交通政策課)	5,033	大幅遅れ	バス事業者が実施した求人活動に対し補助を行ったほか、大型二種免許未保有者の採用・育成に関し、免許取得期間及び社内研修期間に要する賃金を補助し、路線バス運転手の確保を支援した。	県 交通事業者
10	沖縄都市モノレール輸送力増強事業 (土木建築部都市計画・モノレール課)	327,175	大幅遅れ	詳細設計業務を発注し設計を行っている。併せて概略設計に基づき新基地部分の地盤改良工事を南部国道事務所に委託し実施した。	県 那覇市 浦添市 モノレール事業者

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 運輸部門における二酸化炭素排出量	365万t-CO2 (H20年度)	351.7万t-CO2 H26年度	352.5万t-CO2 H27年度	382.0万t-CO2 H28年度	380.9万t-CO2 H29年度	374.0万t-CO2 H30年度	328.1万t-CO2	未達成	324万t-CO2
担当部課名	環境部環境再生課								
状況説明	運輸部門における二酸化炭素排出量については、温室効果ガス排出量の現況推計に使用するデータの取得時期が翌々年度となることから、直近値は平成30年度の374.0万t-CO2となっており、計画値の328.1万t-CO2達成していない。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	50.0%
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

○次世代自動車の普及促進

・次世代自動車の普及促進については、2019年度「ゆいも」協議会が開催され、次年度以降のゆいもの活用法について検討された結果、令和2年度で「ゆいも」の運用を終了することとなり、本県の活用も本年度で終了となる。また、令和3年度に「電動車転換促進事業」を実施し、知事部局における令和3年度の新車購入リース予定車両を電動化するとともに、充電設備の設置及び脱炭素型充電設備の導入を行う。

○エコドライブの普及

・エコドライブの普及促進については、エコドライブ講習は車内で行われ、運転手に対するインストラクターへのアドバイスが主であるため、感染リスクを伴うことから、新しい手法の検討が必要である。

○公共交通機関利用の拡大

・公共交通利用環境改善事業については、ノンステップバス導入事業実施にあたっては、バス事業者の多額の自己負担を伴うことから、経営状況を踏まえた車両更新計画を注視する必要がある。

・交通体系整備推進事業については、TDMアクションプログラムが令和3年度までの計画となっている。市町村等と連携した取組（シェアサイクルMM）により、互いの協力関係を築くことができた。

・モノレール利用促進対策については、モノレールの運営主体である沖縄都市モノレール株式会社においては安定的経営の基盤づくりに努めているが、観光客等の増減など外的要因に左右されやすい。

・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業については、鉄軌道の沿線のみならず、各地域において鉄軌道の利便性を享受できるよう、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各圏域における交通の課題等を踏まえた公共交通の充実について、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討を進める必要がある。

・沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業については、現在、路線バス運転手の約7割が50代以上であることから、毎年、定年退職者の補充に追われ、必要な運転手数の確保にまで採用人数が達しない状況が続いている。

・沖縄都市モノレール輸送力増強事業については、隣接する国道工事の仮設工と当該事業で整備する支柱基礎が干渉するため、その対策にかかる事業費増と進捗の遅れが懸念される。

外部環境の分析

○次世代自動車の普及促進

・次世代自動車の普及促進については、県内における次世代自動車保有数は109,267台（R02.3時点、全体比10.63%：昨年度8.3%）、充電スポットの数は151カ所であり、着実に増加している。また、政府の205年温室効果ガス排出実質ゼロの動きや、2030年代半ばに新車販売のすべてを電動化すると発表もあり、今後次世代自動車の普及が進むことが予想される。

○エコドライブの普及

・エコドライブの普及促進については、エコドライブに関する誤った認識（エコドライブ実践の効果は大きくない、自分は一定程度エコドライブを実践している等）のため、エコドライブの必要性が十分周知されていない。このため、エコドライブ教習を有料でも受ける価値があるものと認識されておらず、エコドライブインストラクターの十分な活用に至っていない。

○公共交通機関利用の拡大

・公共交通利用環境改善事業については、ノンステップバスについては、バス事業者の自己負担額も大きいと、コロナ感染症流行の影響による事業者の経営状況等を考慮して、令和2年度の導入は見合わせた。コロナウイルス感染症流行の影響が長期化する恐れがある。また、IC乗車券の拡張に関しては、タクシーを含むOKICAの商業展開について具体的な検討が進められるなど、環境の変化が見られる。

・交通体系整備推進事業については、新型コロナウイルスの影響により、公共交通利用者が大きく減少している。また、感染リスクを抑える「新しい生活様式」が、国により強く呼びかけられている。

・沖縄都市モノレール延長整備事業については、浦添市が施行する浦添前田駅周辺区画整理事業およびだこ浦西駅周辺区画整理事業の2事業が遅れている。

・モノレール利用促進対策については、本県の交通事情は地域的規模的な限界もあり、自動車利用が基本で公共交通利用者が少ない。また、国内外の観光客数の増に伴いモノレールの乗客数は順調に推移していたが、令和2年1月頃から流行した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う乗客数の減少により、沖縄都市モノレール株式会社の経営状況は厳しい状況が続いている。

・バス利用環境改善事業については、施工時に、埋設物等の支障物件の移設について占用者との調整に時間を要している。

・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業については、鉄軌道の持続的な運営を可能とするためには、駅舎やレール等のインフラ部分を公共が整備保有し、運行会社は運行のみを行う公設民営型の上下分離方式である全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が不可欠であり、国に求めていく必要がある。また、費用便益分析の検討結果について、検証委員会において、科学的論理的であると考えられるとの評価を頂いたことから、今後は、当該検討結果を踏まえつつ、国との議論を進めていく必要がある。

・沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、バス実車体験等、集合型体験イベントによる説明会開催が困難となっている。また、大型二種免許の受験資格を緩和する改正道路交通法が令和4年6月までに施行されることとなった。これにより、「21歳以上普通免許等保有歴3年以上」であった大型二種免許の受験資格が「19歳以上普通免許等保有歴1年以上」に緩和される。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

・運輸部門における二酸化炭素排出量については、人口や観光客数の増加に伴い、自動車保有台数や航空機着陸回数が増加しており、二酸化炭素排出量も増加している。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○次世代自動車の普及促進

- ・次世代自動車の普及促進については、令和3年度から県の公用車を率先して電動化することで、次世代自動車普及に向けた環境づくりと、県民に対する普及啓発を行う。
- ・環境月間等各種イベントにおいて県内自動車メーカーと協力し、次世代自動車の展示等を行う。またその際には、電気供給源としても利用し次世代自動車の新たな活用法についても紹介する。

○エコドライブの普及

- ・エコドライブの普及促進については、環境月間や環境フェア等の既存の各種イベントを活用しつつ、市町村や県の広報等の媒体を合わせながら普及啓発を行うことで、効果的効率的な展開を図る。

○公共交通機関利用の拡大

- ・公共交通利用環境改善事業については、基幹バス区間における更なるサービス改善に繋げるためにも、定時速達性に資する基幹バスシステムの構築に向け、バス事業者等との意見交換を通じて現状や課題等の共通認識を図るとともに、バスレーン拡充延長について住民意見聴取を含めた検討調査や関係機関との調整を行う。
- ・IC乗車券の拡充については、沖縄ICカード(株)の取組状況について情報収集を行うとともに、「わった～バス党」を活用してOKICAの利用促進に取り組む。
- ・交通体系整備推進事業については、アフターコロナを見据えた「次期TDMアクションプログラム」を策定する。また、市町村等と連携した「ファーストラストワンマイル施策」や「MM」を実施する。
- ・沖縄都市モノレール延長整備事業については、関連する区画整理事業者と連携し、周辺の道路整備を促進させる。
- ・モノレール利用促進対策については、今後の新型コロナウイルス感染症の収束等状況変化を見極めつつ、感染防止対策に取り組み、安全安心な公共交通の維持に努める。また、公共交通機関への利用転換やパーク&ライド駐車場（自動車からモノレール等への乗り継ぎ）の利用について、継続的に、各種広報媒体による周知啓発を行う。また、当社の経営状況の検証等を関係機関等と定期的に行い、引き続き、必要に応じて取締役会や株主総会において経営安定に向けた業務改善等の提言を行う。
- ・バス利用環境改善事業については、支障物件の移設について、事前に占用者へ工事の発注時期等の情報を提供し、調整を行うことにより、早期の支障物件の移設を行うことで事業の進捗を図る。
- ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業については、新たな沖縄振興のための制度提言に、鉄軌道について盛り込み、これまでの調査結果等も踏まえつつ、鉄軌道導入に向けた国との議論を進める。
- ・鉄軌道の早期導入に向け、県民一体となった機運醸成を図って行くため、導入効果等を取りまとめたPVの作成及び学生、一般県民等を対象としたワークショップ等の開催等を行う。また、各圏域における公共交通の充実に向け、市町村と協働で、連携して取り組む課題の抽出及び課題対応例の把握を行う。
- ・沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業については、新型コロナウイルス感染症対策に対応しながらの効果的な求人活動について、バス事業者及びバス協会とともに意見交換検討を行う。また、大型二種免許の受験資格緩和を見据え、免許未保有の若年者に特化した取組を検討着手する。
- ・沖縄都市モノレール輸送力増強事業については、国道側と工程調整を密に行い、早期に対策案を策定、実施することでコストの縮減や対策に要する期間の短縮を図る。

[成果指標]

- ・運輸部門における二酸化炭素排出量については、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に基づき、施策の推進及び取組の強化を図り、二酸化炭素排出量の抑制に努める。

「施策」総括表

施策展開	1-(3)-ア	地球温暖化防止対策の推進
施策	③ 本県の特성에応じた温暖化防止対策の推進	
対応する主な課題	<p>①本県における温室効果ガス排出量は、人口の増加や経済規模の拡大等により、1990年度以降、2003年度まで増加し、それ以降はほぼ横ばいで推移しているが、大幅な減少はみられない。温室効果ガスの排出抑制を図るため、各部門（産業部門、運輸部門、民生部門）での取組を強化する必要がある。</p> <p>③温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素の部門別排出量は、全国平均と比較すると、産業部門の比率が低く、運輸部門、民生部門が高くなっており、同部門に対する取組の強化が求められている。</p> <p>④本県は亜熱帯性気候に属し、また地理的・地形的条件が他都道府県と異なるため、地球温暖化による影響を独自に予測・分析し、それに合った適応策を検討する必要がある。</p>	
関係部等	環境部、農林水産部、土木建築部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○適切な森林管理及び県民主導による緑化				
1 美ら島づくり行動計画推進事業 (優良個体の選抜、普及等) (環境部環境再生課)	0	順調	「緑の美ら島づくり行動計画」に基づき、県の各緑化施策を総合的に推進するため、緑化施策に資する亜熱帯花木等優良個体（フクギ、クメノサクラ等）の普及を行った。また、計画に基づき、都市部などの緑化重点地区への植栽を推進した。	県
2 造林事業 (農林水産部森林管理課)	295,952	概ね順調	無立木地への造林や複層林整備を23ha実施し、既存造林地において下刈り449ha、除伐等50haの森林整備を実施した。	県 市町村
3 全島みどりと花いっぱい運動事業 (環境部環境再生課)	7,732	順調	「『一島一森』で花と緑の美ら島づくり」をスローガンに全島緑化県民運動の普及啓発及び県土緑化への積極的な参加を推進した。県民主体の継続的な緑化活動を支援するため、各種緑化活動を支援した。	県 市町村等
○公園、街路樹等の都市緑化				
4 市町村緑化推進支援事業 (土木建築部都市公園課)	0	概ね順調	沖縄県広域緑地計画（改定計画）の周知等を行い、市町村へ「緑の基本計画」策定及び更新の取組を促した。	県
5 都市公園における緑化等の推進 (土木建築部都市公園課)	2,374,204	順調	県営公園及び市町村営公園において、環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所の空間創出に向けて用地取得や園路、広場等の整備を行った。	国 県 市町村
6 沖縄フラワークリエイション事業 (土木建築部道路管理課)	423,881	順調	国際通りや首里城等の観光地へアクセスする41路線（80km）について、緑化（草花等）・重点管理を実施した。	県
7 主要道路における沿道空間の緑化事業 (土木建築部道路管理課)	1,219,928	順調	主要道路（290km）について、沿道空間における除草や道路植栽・街路樹の剪定等を実施した。	県

8	宮古広域公園整備事業 (土木建築部都市計画・モノ レール課)	9,630	順調	事業化に向けて関係機関と協議し、都市計画決定及び都市計 画事業認可を受けた。	県 宮古島市
9	県民の森管理事業 (農林水産部森林管理課)	8,274	順調	県民の森公園内で修繕が必要な箇所(トイレ、浄化槽)につ いて工事を実施し、利用者の安全確保・利便性向上を目指し た。	県
10	平和創造の森公園管理事業 (環境部環境再生課)	3,867	順調	多くの人々が緑に親しみ自然とふれあえる憩いの場、県民の 健康増進及び自然学習の場として、利用者が潤いと安らぎを体 感できる緑地空間の形成を図るため、平和創造の森公園内の緑 化等の施設整備及び維持管理を行っている。	県
○地球温暖化がもたらす影響の把握					
11	地球温暖化対策事業 (環境部環境再生課)	14,308	順調	沖縄県地球温暖化対策実行計画協議会及び沖縄県気候変動適 応計画協議会を開催し、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画 (計画期間:2021~2030年度)を策定した。おきなわアジェンダ 21県民会議及び沖縄県地球温暖化防止活動推進センター等関係 機関と連携し、地球温暖化対策に関するパネル展示を実施し た。	県
○地球温暖化への適応策の研究					
12	沖縄県における地球温暖化の影 響・適応策検討事業 (環境部環境再生課)	0	順調	国が主催する「気候情報連絡会」「気候変動適応広域協議会」「生 態系分科会」への出席、また、本県における気候変動適応計画の 策定を目的とした「沖縄県気候変動適応計画協議会」を発足し適 応策の検討を行った。(9回/年) なお、「気候変動適応策推進委託事業」については、新型コロ ナの影響により中止した。	県

II 成果指標の達成状況（D○）

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	運輸部門における二酸化炭素排出量	365万t-CO2 (H20年度)	351.7万t-CO2 H26年度	352.5万t-CO2 H27年度	382.0万t-CO2 H28年度	380.9万t-CO2 H29年度	374.0万t-CO2 H30年度	328.1万t-CO2	未達成	324万t-CO2
	担当部課名	環境部環境再生課								
	状況説明	運輸部門における二酸化炭素排出量については、温室効果ガス排出量の現況推計に使用するデータの取得時期が翌々年度となることから、直近値は平成30年度の374.0万t-CO2となっており、計画値の328.1万t-CO2達成していない。								
2	民生家庭部門における二酸化炭素排出量	298万t-CO2 (H20年度)	252.7万t-CO2 H26年度	253.4万t-CO2 H27年度	262.1万t-CO2 H28年度	258.0万t-CO2 H29年度	246.4万t-CO2 H30年度	247.6万t-CO2	達成	242万t-CO2
	担当部課名	環境部環境再生課								
	状況説明	民生家庭部門における二酸化炭素排出量については、温室効果ガス排出量の現況推計に使用するデータの取得時期が翌々年度となることから、直近値は平成30年度の246.4万t-CO2となっており、計画値の247.6万t-CO2を達成している。								
3	産業部門における二酸化炭素排出量	219万t-CO2 (H20年度)	165.9万t-CO2 H26年度	147.3万t-CO2 H27年度	139.5万t-CO2 H28年度	138.7万t-CO2 H29年度	134.3万t-CO2 H30年度	214.5万t-CO2	達成	214万t-CO2
	担当部課名	環境部環境再生課								
	状況説明	産業部門における二酸化炭素排出量については、温室効果ガス排出量の現況推計に使用するデータの取得時期が翌々年度となることから、直近値は平成30年度の134.3万t-CO2となっており、計画値の214.5万t-CO2を達成している。								
4	民生業務部門における二酸化炭素排出量	313万t-CO2 (H20年度)	287.7万t-CO2 H26年度	285.8万t-CO2 H27年度	286.3万t-CO2 H28年度	278.0万t-CO2 H29年度	270.6万t-CO2 H30年度	262.6万t-CO2	84.1%	257万t-CO2
	担当部課名	環境部環境再生課								
	状況説明	民生業務部門における二酸化炭素排出量については、温室効果ガス排出量の現況推計に使用するデータの取得時期が翌々年度となることから、直近値は平成30年度の270.6万t-CO2となっており、計画値の262.6万t-CO2を達成していない。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	83.3%
II 成果指標の達成状況（Do）	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

○適切な森林管理及び県民主導による緑化

- ・美ら島づくり行動計画推進事業（優良個体の選抜、普及等）については、緑化を推進するための部局横断的な取組が十分でない。
- ・造林事業については、これまでの森林整備により森林資源が充実してきており、今後も資源の利用に向けて除伐や間伐等の適切な森林施策を実施していく必要がある。また、主な事業主体は市町村であることから、事業を計画的に実施していくためには、市町村との連絡調整を緊密に行う必要がある。
- ・全島みどりと花いっぱい運動事業については、緑化を推進するための部局横断的な取組が十分でない。

○公園、街路樹等の都市緑化

- ・市町村緑化推進支援事業については、「緑の基本計画」の策定及び更新に向け、市町村との意見交換等により計画策定への理解取り組みを求める必要がある。
- ・都市公園における緑化等の推進については、公園整備を行うにあたり公園用地の確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等の理由から、地権者の同意を得るまでに長期間を要している。
- ・沖縄フラワークリエイション事業については、沖縄観光のイメージアップのため、観光地までの主要アクセス道路について、年間を通して花と緑のある良好な道路空間を創出し、道路景観の向上と維持させる取り組みが求められている。
- ・主要道路における沿道景観の緑化事業については、沿道環境に配慮した道路空間の創出のため、年4回程度の除草作業が必要であり、路線の状況に合わせて除草回数を増やしたり、雑草の刈払い後に除草剤を散布するなど、効率的効果的な植栽管理が必要である。また、街路樹の剪定について、道路利用者の安全性確保を優先し、交差点部など必要最小限しか行えず、適正管理の観点からは改善すべき点が多い。
- ・宮古広域公園整備事業については、宮古島の観光スポットとして根付きつつある民間施設が公園予定地内の中央部に位置しており、有効活用方法を検討する必要がある。
- ・県民の森管理事業については、開設から30年以上が経過していることから、施設の老朽化や社会的要請、利用者ニーズの変化により、本来の役割を十分に果たせていない施設もあり、大規模な改修が必要な時期となっている。
- ・平和創造の森公園管理事業については、平和創造の森公園は供用開始してから20年以上が経ち、施設の随所に老朽化劣化が見られる。

○地球温暖化がもたらす影響の把握

- ・地球温暖化対策事業については、令和2年3月末に策定されるクリーンエネルギーイニシアティブ(商工労働部)とも連携し、地球温暖化対策を推進する必要がある。

○地球温暖化への適応策の研究

- ・沖縄県における地球温暖化の影響・適応策検討事業については、令和3年3月に「第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画(沖縄県気候変動適応計画)」を策定したことから、今後は、同計画に基づいた適応策の推進が図られる。

外部環境の分析

○適切な森林管理及び県民主導による緑化

- ・美ら島づくり行動計画推進事業（優良個体の選抜、普及等）については、緑化活動団体から、緑化技術の情報提供等による継続した支援が求められている。
- ・造林事業については、本県林業の中核的な地域であるやんばる3村（国頭村、大宜味村及び東村）は、現在、世界自然遺産登録に向けた取組が進められていることから、その貴重な自然環境の保全について、より一層の配慮が求められており、環境に配慮した森林施策を推進する必要がある。
- ・全島みどりと花いっぱい運動事業については、開発や都市化の進展に伴い、都市周辺や郊外において、緑化活動に供することができる場所を探すことが難しくなっている。企業との協働による花の名所づくりに関して、緑化活動に積極的に取り組む企業等が少ない。

○公園、街路樹等の都市緑化

- ・宮古広域公園整備事業については、平良港「国際クルーズ拠点」の指定に伴い、近年、宮古圏域における外国人観光客は大幅に増加しており、観光リゾート地としての魅力向上を図るため、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備に努める必要がある。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、観光客は減少している。
- ・県民の森管理事業については、やんばる地域の世界自然遺産登録やSDGsの取り組み推進が求められる中、森林や森林の適切な管理への関心が高まっており、林業体験や森林環境教育分野の充実が求められる。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から施設の利用制限が必要な場合がある。一方で、人が密集しないアウトドア活動に注目が集まっている。
- ・平和創造の森公園管理事業については、R1年12月に全国育樹祭が開催されたことから、お手植え木をはじめ、公園の利用頻度が増えることが予想される。

○地球温暖化がもたらす影響の把握

- ・地球温暖化対策事業については、令和2年10月の総理大臣所信表明演説において2050年脱炭素社会の実現が宣言されるなど、脱炭素化に向けた機運が高まっている。国内外において気候変動の影響が顕在化してくることが懸念されている。

○地球温暖化への適応策の研究

- ・沖縄県における地球温暖化の影響・適応策検討事業については、令和2年10月の総理大臣所信表明演説において2050年脱炭素社会の実現が宣言されるなど、脱炭素化に向けた機運が高まっている。国内外において気候変動の影響が顕在化することが懸念されている。気候変動適応策に関する会議数が増加している。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・運輸部門における二酸化炭素排出量については、人口や観光客数の増加に伴い、自動車保有台数や航空機着陸回数が増加しており、二酸化炭素排出量も増加している。
- ・民生業務部門における二酸化炭素排出量については、電力二酸化炭素排出係数の低減に加え、省エネルギー機器や高効率機器の普及等により、二酸化炭素排出量は減少しているものの、観光客の増加に伴うホテル・旅館等の床面積の増加等、民生業務部門に係る活動量が増加している。

IV 施策の推進戦略案（Action）

〔主な取組〕

○適切な森林管理及び県民主導による緑化

- ・美ら島づくり行動計画推進事業（優良個体の選抜、普及等）については、緑化活動に関する技術書をインターネット等を通じて広く提供するほか、緑化技術講習会を継続して開催することによりインターネットでは伝えにくい情報を補完し、緑化活動支援の充実を図る。
- ・造林事業については、早生樹種の生育状況の継続調査を実施すると共に、市町村の新規植栽地においても、生長量調査を実施し生育状況確認を行う。また、造林補助事業の事業計画の作成において、実効性の高い計画となるよう事業主体への指導を強化する。
- ・市町村等が森林作業道作設やそれに伴う新規事業を実施できるように、森林作業道等を補助に導入できる体制を整える。
- ・全島みどりと花いっぱい運動事業については、長期的な取組を実施する必要があるため、「沖縄県全島緑化県民運動推進会議」を継続して開催し、県民一体となった緑化活動に取り組み、県庁内部においては、緑化活動に対する認識を深め、横断的な取組につながるよう努める。
- ・企業、学校、地域住民が行う緑化活動に支援を行い、緑化の意義や大切さの理解を広め、関心を高める。また、CO₂吸収量認証制度の運用等を通して、企業の緑化活動を広くアピールし、更なる参加を促す。

○公園、街路樹等の都市緑化

- ・市町村緑化推進支援事業については、県内各市町村と緑地保全等について意見交換を行い、「緑の基本計画」の策定及び更新など、良好な自然環境等の保全を図る取組を促進する。
- ・都市公園における緑化等の推進については、公園整備による緑化において、引き続き公園用地取得に向け、地権者等の同意が得られるよう粘り強く交渉を続けるとともに、市町村を通じて地元自治会、関係者等の協力を得ながら事業を推進する。また、整備の効果が早期に発現できるように部分的な供用開始に取り組む。
- ・沖縄フラワークリエイション事業については、定期的なパトロール等により生育開花の状況を継続的に確認し、植栽箇所の環境条件に応じた適切な花木や草花を各季節で開花できるように選定や管理方法、育成点検、灌水手法について検証し、各土木事務所や造園業者と連携して改善策を検討しながら、品質確保と向上を図る。また、道路ボランティア団体への支援普及啓発により、住民と行政の協働による「美しい道路環境づくり」を推進する。
- ・主要道路における沿道空間の緑化事業については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン」に基づいた管理を継続し、新たな雑草防除及び景観形成に有用な植物の導入試験により効果があった手法について、実施範囲を拡大することにより、長期間良好な沿道景観の維持、除草回数軽減を図る。また、路線ごとの課題を整理したうえで優先順位をつけて街路樹の剪定を行う。加えて、道路ボランティアの普及啓発に向けて、民間を活用した手法を試行的に行い効果を検証を行う他、ボランティアへの表彰を行う。
- ・宮古広域公園整備事業については、当該公園の基本方針（海と海辺を活かした公園）を踏まえ、エコアイランドとしての宮古圏域のイメージを活かした施設および多様なレクリエーション需要に対応した公園の施設設計を行うため、関係機関等との協議体制により整備を推進する。
- ・県民の森管理事業については、県民の森公園内で修繕が必要な箇所、利用者の安全確保に必要な場所を優先に整備する。また、令和3年度に施設の内装展示工事を実施する。
- ・平和創造の森公園管理事業については、老朽化劣化が見られる施設の維持修繕に継続して取り組み、利用者の利便性の向上及び園内の安全性の確保を図る。

○地球温暖化がもたらす影響の把握

- ・地球温暖化対策事業については、地球温暖化防止活動推進員のスキルアップを図るとともに、普及啓発を実施する。また、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に基づき、幅広く情報収集を行いながら、緩和策と適応策を車の両輪として推進する。

○地球温暖化への適応策の研究

- ・沖縄県における地球温暖化の影響・適応策検討事業については、国が主催する気候変動適応に関する会議に出席するなどして、情報収集を行う。また、適応計画に基づく各種適応策を推進するとともに、気候変動に関する情報を整理し、各主体へ提供する体制の構築を行う。

〔成果指標〕

- ・運輸部門、民生業務部門における二酸化炭素排出量については、第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画に基づき、施策の推進及び取組の強化を図り、二酸化炭素排出量の抑制に努める。

「施策」総括表

施策展開	1-(3)-イ	クリーンエネルギーの推進
施策	① クリーンエネルギーの普及促進等	
対応する主な課題	<p>①本県は地理的・地形的及び需要規模の制約により、大部分のエネルギーを化石燃料に依存しているため、本州各地域に比べて発電に伴う温室効果ガスの排出量が多いことから、クリーンエネルギーの普及による地産地消等を推進し、エネルギー使用に伴う環境負荷の低減を図る必要がある。</p> <p>②クリーンエネルギーの多くは、安定供給に向けての課題が多いことや導入コストが高いことから、実証事業等をととして安定的な需給システムの構築や普及に向けた取組を促進する必要がある。</p> <p>③周囲を海に囲まれた島しょ地域という特性を有している本県にとって、海洋エネルギーは有望なエネルギー源となり得る可能性があるが、技術開発等の課題もあり、十分に活用されていない。</p>	
関係部等	商工労働部、環境部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
〇エネルギービジョンの策定				
1 沖縄県エネルギービジョンアクションプラン推進事業 (商工労働部産業政策課)	33,358	順調	R元年度に実施した検討結果を踏まえ、新たな沖縄県のエネルギー計画となる「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を策定した。	県
〇クリーンエネルギー普及拡大に向けた取組				
2 宮古島市スマートコミュニティー実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部産業政策課)	161,379	順調	宮古島市内の市営住宅に設置した太陽光発電設備(2,002kW)及びエコキュート183台等をエネルギーマネジメントシステム(EMS)で制御してシステムの実効性や課題の抽出等を行い、他離島への展開等を検討した。	県 市 事業者
3 小規模離島再エネ最大導入事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部産業政策課)	14,726	順調	再生可能エネルギー(再エネ)によりモーターを駆動して発電する実証機器(MGセット)と風力発電、既存ディーゼル発電機(DG)を組み合わせた運転、また、一定条件のもと、DGを全て停止し、再エネとMGセットによる再エネ100%運転の長時間安定運用の可能性を検証した。	県 電気事業者
4 普及展開に資する取組(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業:沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業) (商工労働部産業政策課)	15,392	やや遅れ	沖縄ハワイクリーンエネルギー協力覚書は、令和2年6月で第2期覚書が終期を迎えた。当初は令和2年度内に新たな覚書の締結を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため締結を延期している状況。	県 久米島町 ハワイ州 ハワイ郡
5 に向けた課題解決に資する取組(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業:沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業) (商工労働部産業政策課)	15,392	順調	沖縄ハワイクリーンエネルギー協力に基づき、地域での再生可能エネルギーの普及拡大に関する取組や技術交流などを実施した。	県 ハワイ州 電気事業者 関係機関
6 海洋温度差発電実証事業(未利用資源エネルギー活用促進事業) (商工労働部産業政策課)	0	順調	海洋温度差発電実証試験設備を活用する機関の公募を行うとともに、当該設備の利活用に向け久米島町と意見交換を行った。	県 町 事業者等

7	天然ガス試掘事業(未利用資源エネルギー活用促進事業) (商工労働部産業政策課)	0	順調	那覇市、南城市の試掘井については、利活用に向けて、関係市及び民間事業者と意見交換等を行った。 新たな振興計画において、水溶性天然ガスを利活用するための設備導入を促進する制度の検討を行った。	県 市 事業者
8	水素社会に向けた技術等の情報収集(クリーンエネルギーアイランド推進事業) (商工労働部産業政策課)	0	順調	国が主催する「低炭素水素の利活用拡大に向けた自治体連絡会議」等に参加して、国の動向や他県の動向について情報収集を行った。	県 国
○省エネ化に向けた取組					
9	宮古島市スマートコミュニティ実証事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部産業政策課)	161,379	順調	宮古島市内の市営住宅に設置した太陽光発電設備(2,002kW)及びエコキュート183台等をエネルギーマネジメントシステム(EMS)で制御してシステムの実効性や課題の抽出等を行い、他離島への展開等を検討した。	県 市 事業者
10	省エネルギーに資する取組(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業:沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業) (商工労働部産業政策課)	15,392	順調	沖縄ハワイクリーンエネルギー協力に基づき、地域での再生可能エネルギーの普及拡大や省エネに関する取組や技術交流などを実施した。	国 県 ハワイ州 米国
11	地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の開発普及事業(環境部環境再生課)	0	順調	本事業の報告書をウェブサイトで公開し、また地中熱採熱期待値マップを閲覧させることで地中熱エネルギーの有効性や利用可能性等についての周知を図った。	県
○エコアイランド沖縄の形成					
12	沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力推進事業(スマートエネルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部産業政策課)	15,392	順調	沖縄県とハワイ州の両者による、双方の再エネ導入拡大に係る取組を共有することを目的としたタスクフォースミーティングを開催した。また、日本国経済産業省、米国エネルギー省はオブザーバーとして参加した。	県 国 ハワイ州 米国 関係団体

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値 R2(C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)			
クリーンエネルギー推定発電量 【世帯換算】	134×106kWh 【約37,000世帯分】 (H22年度)	523×106kWh 【167,628世帯分】	568×106kWh 【182,051世帯分】	590×106kWh 【189,103世帯分】	618×106kWh 【198,077世帯分】	618×106kWh 【198,077世帯分】 R元年度	878×106kWh 【243,910世帯分】	77.8%	961×106kWh 【約266,900世帯分】
1 担当部課名	商工労働部産業政策課								
状況説明	平成24年度に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度の影響や、自家消費の増により、クリーンエネルギー推定発電量は増加傾向にある。しかしながら、(1)小規模独立系統であり、太陽光、風力等の自然変動電源を系統に流す際の出力調整が容易ではない、(2)地理的に大規模な水力・地熱発電の利用が困難、(3)設備導入・維持管理コストがかかる等の理由により、目標値の達成には至っていない。								
成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値 R2(C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)			
再生可能エネルギー導入容量 【年間二酸化炭素排出削減量】	約58,000kW 【84,000t-CO2】 (H23年度)	397,983kW 【412,124t-CO2】	424,115kW 【440,768t-CO2】	440,080kW 【454,300t-CO2】	459,525kW 【492,546t-CO2】	459,525kW 【492,546t-CO2】 R元年度	621,400kW 【299,100t-CO2】	71.3%	約684,000kW 【1,006,000t-CO2】
2 担当部課名	商工労働部産業政策課								
状況説明	平成24年度に始まった再生可能エネルギー固定価格買取制度の影響や、自家消費の増により、再生可能エネルギー導入容量は増加傾向にある。しかしながら、(1)小規模独立系統であり、太陽光、風力等の自然変動電源を系統に流す際の出力調整が容易ではない、(2)地理的に大規模な水力・地熱発電の利用が困難、(3)設備導入・維持管理コストがかかる等の理由により、目標値の達成には至っていない。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	91.7%
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

【主な取組】

内部要因の分析

○エネルギービジョンの策定

・沖縄県エネルギービジョンアクションプラン推進事業については、令和3年3月に、新たな沖縄県のエネルギー計画となる「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を策定し、県ホームページで公表した。

○クリーンエネルギー普及拡大に向けた取組

・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証では、太陽光発電の電気が大量に系統へ逆潮して系統電圧を上昇させることで、再生可能エネルギーの導入量が低下する課題が確認された。また、実証において、スマートインバーター技術による電圧上昇抑制の実効性を確認した。

・小規模離島再生エネ最大導入事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、風況に左右されるため、実証機器の年間を通じた運用実績が少なかった。また、実証機器を操作できる技術者が複数いなければ、実証機器を連続運転することができない。

・安定した再生可能エネルギーの普及展開に資する取組、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた課題解決に資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業）については、新たな県のエネルギー計画となる「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を令和3年3月に策定した。また今後は、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、ハワイ州との協力関係を活用し、同イニシアティブのアクションプランを推進する。

・海洋温度差発電実証事業（未利用資源エネルギー活用促進事業）については、当該設備の利活用に向けた機能維持のため、適切にメンテナンスを行う必要がある。

・天然ガス試掘事業（未利用資源エネルギー活用促進事業）については、関係市における利活用検討状況に応じ、鉱業権及び試掘井の譲渡に向けた調整を行う必要がある。また、那覇市、南城市の試掘井は、令和3年に鉱業法に基づく試掘期限を迎えてしまうため、更新回数に制限のない採掘権の取得に向けて、利活用の計画を策定する必要がある。南城市の試掘井は、内陸にあることから排水にかかるインフラ整備が課題となっている。

・水素社会に向けた技術等の情報収集（クリーンエネルギーアイランド推進事業）については、県内で事業展開を行う事業者が見つかっていない。

○省エネ化に向けた取組

・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証では、太陽光発電の電気が大量に系統へ逆潮して系統電圧を上昇させることで、再生可能エネルギーの導入量が低下する課題が確認された。実証において、スマートインバーター技術による電圧上昇抑制の実効性を確認した。

・省エネルギーに資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業）については、新たな県のエネルギー計画となる「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を令和3年3月に策定した。また今後は、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、ハワイ州との協力関係を活用し、同イニシアティブのアクションプランを推進する。

・地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の開発普及事業については、平成30年度で事業が終了している。また、地中熱の認知度が十分ではない、地中熱利用システムの設置コストが高い等の課題がある。

○エコアイランド沖縄の形成

・沖縄・ハワイクリーンエネルギー協力推進事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、新たな県のエネルギー計画となる「沖縄県クリーンエネルギー・イニシアティブ」を令和3年3月に策定した。今後は、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、ハワイ州との協力関係を活用し、同イニシアティブのアクションプランを推進する。

外部環境の分析

○エネルギービジョンの策定

・沖縄県エネルギービジョンアクションプラン推進事業については、令和2年10月の菅首相所信表明演説で、国は2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方針を打ち出すなど、脱炭素社会に向けた取組が加速化している。

○クリーンエネルギー普及拡大に向けた取組

・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、世界的な脱炭素に向けた潮流に加え、国においても2050年カーボンニュートラル宣言を行うなど、脱炭素化社会の実現に向けた動きが加速化していることから、今後、再生可能エネルギーの導入拡大が必要となる。

・小規模離島再生エネ最大導入事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、世界的に脱化石燃料への潮流が強くなっており、発電量が自然条件に左右される再生可能エネルギーを有効活用できる技術への関心が高まっている。

・安定した再生可能エネルギーの普及展開に資する取組、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた課題解決に資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハワイクリーンエネルギー協力推進事業）については、沖縄ハワイクリーンエネルギー協力覚書は、令和2年6月で第2期覚書が終期を迎えたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため締結式を延期している状況である。またハワイ州とは、新たな覚書を締結する方向で合意しており、2021年5～6月頃に締結式を行う方向で調整中である。加えて、令和2年10月の菅首相所信表明演説で、国は2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方針を打ち出すなど、脱炭素社会に向けた取組が加速化している。

・海洋温度差発電実証事業（未利用資源エネルギー活用促進事業）について、海洋温度差発電の実用化に向けては、高額な初期費用が課題となっているため、民間等による総コストの低減化に繋がる検討を促す必要がある。

・天然ガス試掘事業（未利用資源エネルギー活用促進事業）については、平成24年に鉱業法が一部改正され、鉱業権の設定等における許可基準に、技術的能力及び経理的基礎を有する者であることや、鉱業権の設定を受けようとする者が実施する鉱業が公共の利益の増進に支障を及ぼすおそれがないことが追加されるなど、天然ガスを活用するための要件が増加した。

・水素社会に向けた技術等の情報収集（クリーンエネルギーアイランド推進事業）については、水素の利用を検討している民間事業者が少ない。また、設備の導入コストや、運用コストが高価である。水素の保管や運搬に資格を要する。

○省エネ化に向けた取組

・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、世界的な脱炭素に向けた潮流に加え、国においても2050年カーボンニュートラル宣言を行うなど、脱炭素化社会の実現に向けた動きが加速化していることから、今後、再生可能エネルギーの導入拡大が必要となる。

・省エネルギーに資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハイクリーンエネルギー協力推進事業）については、沖縄ハイクリーンエネルギー協力覚書は、令和2年6月で第2期覚書が終期を迎えたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため締結式を延期している状況である。またハワイ州とは、新たな覚書を締結する方向で合意しており、2021年5～6月頃に締結式を行う方向で調整中である。加えて、令和2年10月の菅首相所信表明演説で、国は2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方針を打ち出すなど、脱炭素社会に向けた取組が加速化している。

・地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の開発普及事業については、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構）では、投資回収年数の低減に係る技術開発等が進められている。

○エコアイランド沖縄の形成

・沖縄・ハイクリーンエネルギー協力推進事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、沖縄ハイクリーンエネルギー協力覚書は、令和2年6月で第2期覚書が終期を迎えたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため締結式を延期している状況である。またハワイ州とは、新たな覚書を締結する方向で合意しており、2021年5～6月頃に締結式を行う方向で調整中である。加えて、令和2年10月の菅首相所信表明演説で、国は2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指す方針を打ち出すなど、脱炭素社会に向けた取組が加速化している

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

・クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】、再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】については、(1)小規模独立系統であり、太陽光、風力等の自然変動電源を系統に流す際の出力調整が容易ではない、(2)地理的に大規模な水力・地熱発電の利用が困難、(3)設備導入・維持管理コストに係る等の理由により、目標値の達成には至っていない。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○エネルギービジョンの策定

・沖縄県エネルギービジョンアクションプラン推進事業については、沖縄県クリーン・エネルギーイニシアティブを含め、本県のエネルギー施策に係る広報啓発に向けた取組を行う。

○クリーンエネルギー普及拡大に向けた取組

・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証で構築したEMSを活用してエネルギー事業の他離島展開を行っている民間事業者と協力し、実証技術の活用促進を図る。また、来間島においてマイクログリッド事業を行う民間事業者等と協力して、スマートインバーター技術を活用した再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

・小規模離島再生エネ最大導入事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証機器の最適な運用方法を確立するため、年間を通じた実証機器の運転を引き続き行い、実効性の確認等を行う。また、実証機器を連続運転できるよう、実証機器を操作できる技術者の育成及び操作マニュアルの改良を行う。

・安定した再生可能エネルギーの普及展開に資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハイクリーンエネルギー協力推進事業）については、今後も引き続き、ハワイ州との協力体制を維持し、再生可能エネルギーの普及拡大に関する取組や技術交流を推進する。また、本県の再生可能エネルギー導入目標達成や研究開発の拡大に向けて、関連業界の企業等との意見交換等を通じて、更なる取組の促進を図る。

・再生可能エネルギーの導入拡大に向けた課題解決に資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハイクリーンエネルギー協力推進事業）については、今後も引き続き、ハワイ州との協力体制を維持し、再生可能エネルギーの普及拡大に関する取組や技術交流を推進する。また、本県の再生可能エネルギー導入目標達成や研究開発の拡大に向けて、関連業界の企業等との意見交換等を通じて、更なる取組の促進を図る。

・海洋温度差発電実証事業（未利用資源エネルギー活用促進事業）については、民間等による海洋温度差発電の事業化検討を支援するため、これまでの実証事業で得られたデータを提供するとともに、海洋温度差発電実証試験設備の活用を促す。

・天然ガス試掘事業（未利用資源エネルギー活用促進事業）については、試掘井の利活用に向けて、関係市、民間事業者及び県の関係課と適宜、調整を行う。

・水素社会に向けた技術等の情報収集（クリーンエネルギーアイランド推進事業）については、県内に導入できるような水素の活用事例について、国や先進地の取組を調査するなど情報収集を行う。また、水素の利用を促進するため、活用事例の周知や補助金等の支援策の検討を行う。加えて、民間事業者の事業展開に向け、意見交換を行う。

○省エネ化に向けた取組

・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証で構築したEMSを活用してエネルギー事業の他離島展開を行っている民間事業者と協力し、実証技術の活用促進を図る。また、来間島においてマイクログリッド事業を行う民間事業者等と協力して、スマートインバーター技術を活用した再生可能エネルギーの導入拡大を図る。

・省エネルギーに資する取組（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業：沖縄ハイクリーンエネルギー協力推進事業）については、今後も引き続き、ハワイ州との協力体制を維持し、再生可能エネルギーの普及拡大とともに省エネの視点も含めた取組や技術交流を推進する。また、関係部局及び大学研究機関と意見交換や情報共有を行い、再生可能エネルギーの普及拡大とともに省エネの視点も含めた取組を促進する。

・地中熱エネルギー等を活用した省エネ技術の開発普及事業については、実証試験で使用した機器を活用し、民間事業者等と連携して省エネ効果の確認や広報等を行うことで、地中熱システムの普及啓発に努める。

○エコアイランド沖縄の形成

・沖縄・ハイクリーンエネルギー協力推進事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、今後も引き続き、ハワイ州との協力体制を維持し、再生可能エネルギーの普及拡大に関する取組や技術交流を推進する。また、本県の再生可能エネルギー導入目標達成や研究開発の拡大に向けて、関連業界の企業等との意見交換等を通じて、更なる取組の促進を図る。

[成果指標]

・クリーンエネルギー推定発電量【世帯換算】、再生可能エネルギー導入容量【年間二酸化炭素排出削減量】については、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、県の実証事業成果の他地域への展開を促進する。また、新たな振興計画において、民間事業者が再生可能エネルギーへの設備投資を誘発する支援制度等を検討する。

「施策」総括表

施策展開	1-(3)-ウ	低炭素都市づくりの推進
施策	① コンパクトな都市構造の形成と交通流対策	
対応する主な課題	①本県は、既成市街地の多くが戦後の都市基盤整備が不十分なまま急速に形成されたため、エネルギー消費が非効率な都市構造及び交通体系となっていることから、人・モノが効率的に行き交う低炭素な都市づくりを推進する必要がある。 ③沖縄本島中南部都市圏における都市化と開発整備に伴い、温室効果ガスの吸収源となる森林や緑地の存在量が不足していることから、都市と自然が調和した効率的、効果的な都市構造の形成を図る必要がある。	
関係部等	土木建築部、企画部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
○市町村都市計画マスタープランとの連携				
1	0	順調	3市町と都市計画マスタープラン改定に向けた調整を行った。	県 市町村
○交通流対策の推進				
2	611,000	順調	国直轄で、小禄道路の整備を行った。県は国に対し、当該事業の促進を図るため、早期整備等の要望を2回（5月、11月）行った。	国
3	66,000	順調	国直轄で、北谷拡幅や読谷道路等の整備を行った。県は国に対し、当該事業の促進を図るため、早期整備等の要望を2回（5月、11月）行った。	国
4	10,556,153	順調	南部東道路や宜野湾北中城線の一部区間を暫定供用したほか、南部東道路（橋梁工事等）、浦添西原線（用地補償等）、豊見城中央線（用地補償等）等の整備を行った。	県
5	323,185	順調	田場や松川等、9箇所において交差点改良を行った。	県
6	33,867	順調	名護本部線等の県管理道路で自転車通行空間を3.7km整備した。併せて、自転車活用推進のポスターを市町村に配布することで、普及啓発を図った。	県

○公共交通機関の整備・利用促進					
7	沖縄都市モノレール延長整備事業 (土木建築部都市計画・モノレール課)	349,858	順調	てだこ浦西駅付近で道路を供用するとともに、モノレール延長整備に関連する関連道路、街路の整備を行った。	県市事業者
8	鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業 (企画部交通政策課)	81,123	順調	R元年度に実施した費用便益比の検討結果について、R2年8月に学識経験者による検証委員会を開催し、前提条件等について検証を行った。併せて、沖縄の発展に求められる交通体系について考えるシンポジウムの開催やニューズレターの配布を行った。また公共交通の充実に向け、市町村と協働で現状及び課題の整理を行った。	国県市町村
9	公共交通利用環境改善事業 (企画部交通政策課)	107,782	順調	バス停上屋等の整備を行ったが、コロナの影響によるバス事業者の経営状況等を考慮し、今年度のノンステップバス導入は見合わせた。 バスレーン実施拡充を検討するとともに、てだこ浦西駅～沖国大・琉大を結ぶキャンパスバス実証実験を開始した。 自家用車から公共交通への利用転換促進を目的に広報活動を実施した。	県交通事業者
10	交通体系整備推進事業 (企画部交通政策課)	51,652	順調	那覇市と連携し、県管理道路におけるシェアサイクルポートの設置や、浦添市と連携して、浦添市内の小学校4校に対して、送迎交通の実態等のヒアリングを実施した。また、次年度のTDMアクションプログラムの改定に向け、これまでの実績のまとめや方針等の整理を行った。	国県市町村交通事業者
11	モノレール利用促進対策 (土木建築部都市計画・モノレール課)	83,748	順調	モノレール沿線の観光ガイドブックのスペイン語及びポルトガル語の作成を行った。	県事業者
12	バス利用環境改善事業 (土木建築部道路管理課)	45,020	やや遅れ	宜野湾北中城線の普天間入口の上下線等、外2路線でバス停上屋を合計8基整備した。	県
13	沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業 (企画部交通政策課)	5,033	大幅遅れ	バス事業者が実施した求人活動に対し補助を行ったほか、大型二種免許未保有者の採用・育成に関し、免許取得期間及び社内研修期間に要する賃金を補助し、路線バス運転手の確保を支援した。	県交通事業者
14	沖縄都市モノレール輸送力増強事業 (土木建築部都市計画・モノレール課)	327,175	大幅遅れ	詳細設計業務を発注し設計を行っている。併せて概略設計に基づき新基地部分の地盤改良工事を南部国道事務所に委託し実施した。	県那覇市浦添市モノレール事業者

II 成果指標の達成状況 (D○)

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	低炭素なまちづくりに取り組む市町村数	0市町村 (H24年度)	3市町村	3市町村	4市町村	7市町村	7市町村	5市町村	達成	5市町村
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
	状況説明	低炭素なまちづくりに取り組む市町村については、これまで7市町村（那覇市、浦添市、糸満市、北中城村、与那原町、沖縄市、南城市）が低炭素なまちづくりを盛り込んだ都市計画マスタープランを改定しており、基準値から改善した。								
2	主要渋滞箇所数	—	191箇所 H24年度	188箇所	186箇所	181箇所	178箇所	183箇所	達成	181箇所
	担当部課名	土木建築部道路街路課								
	状況説明	国や県の関係行政機関等で構成する沖縄地方渋滞対策推進協議会において、主要渋滞箇所から仲泊交差点、知花交差点、嘉数交差点の3箇所の解除が承認され、箇所数は181箇所から178箇所に減少し、計画値を達成した。								
3	モノレールの乗客数	35,551人/ 日 (H22年度)	47,463人/ 日	49,716人/ 日	52,355人/ 日	55,766人/ 日	30,044人/ 日	49,441人/ 日	未達成	50,984人/ 日
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
	状況説明	令和2年1月頃に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内外観光客等乗客数が大幅に減少した。								
4	乗合バス利用者数	80,745人/ 日 (H18年度)	72,495人/ 日 H27年度	72,336人/ 日 H28年度	72,161人/ 日 H29年度	72,531人/ 日 H30年度	71,090人/ 日 H元年度	125,321人/ 日	未達成	130,274人/ 日
	担当部課名	企画部交通政策課								
	状況説明	自動車台数の増加による渋滞発生、それに伴うバスの定時・速達性の低下などで利用者が伸び悩み、乗合バス利用者数は71,090人/日（令和元年度）と、令和2年度計画値（125,321人/日）を達成できなかった。 なお、乗合バスの利用者数は減少傾向に歯止めがかかりつつあり、横ばいとなっている。								

III 施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	78.6%
II 成果指標の達成状況 (Do)	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○市町村都市計画マスタープランとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型都市計画マスタープラン (MP) 策定事業については、具体的な取り組みを進める市町村と意見交換を行ったが、良好な事例の周知についてさらに各市町村へ広げていく必要がある。 <p>○交通流対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンゴ道路等ネットワークの構築については、連続した用地取得に取り組んだものの、難航箇所もあって買収済み用地が点在しているため、工事発注できない。 ・自転車利用環境の整備については、自転車利用については、走行環境の整備が十分でない状況にある。 <p>○公共交通機関の整備・利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業については、鉄軌道の沿線のみならず、各地域において鉄軌道の利便性を享受できるよう、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各圏域における交通の課題等を踏まえた公共交通の充実について、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討を進める必要がある。 ・公共交通利用環境改善事業については、ノンステップバス導入事業実施にあたっては、バス事業者の多額の自己負担を伴うことから、経営状況を踏まえた車両更新計画を注視する必要がある。 ・交通体系整備推進事業については、TDMアクションプログラムが令和3年度までの計画となっている。市町村等と連携した取組(シェアサイクルMM)により、互いの協力関係を築くことができた。 ・モノレール利用促進対策については、モノレールの運営主体である沖縄都市モノレール株式会社においては安定的経営の基盤づくりに努めているが、観光客等の増減など外的要因に左右されやすい。 ・沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業については、現在、路線バス運転手の約7割が50代以上であることから、毎年、定年退職者の補充に追われ、必要な運転手数の確保にまで採用人数が達しない状況が続いている。 ・沖縄都市モノレール輸送力増強事業については、隣接する国道工事の仮設工と当該事業で整備する支柱基礎が干渉するため、その対策にかかる事業費増と進捗の遅れが懸念される。 <p>外部環境の分析</p> <p>○交通流対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路の整備については、本県の自動車保有台数は毎年2%程度増加しているほか、レンタカー車両数は約11%増と高い伸びを示している。 ・ハンゴ道路等ネットワークの構築については、労務単価や資材単価が年々上昇している。 ・渋滞ボトルネック対策については、土木工事の発注において、入札不調や不落が相次いでいる。労務単価や資材単価が年々上昇している。 ・自転車利用環境の整備については、県内において、自転車を移動手段としての利用状況が低い状況である。 <p>○公共交通機関の整備・利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄都市モノレール延長整備事業については、浦添市が施行する浦添前田駅周辺区画整理事業およびだこ浦西駅周辺区画整理事業の2事業が遅れている。 ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業については、鉄軌道の持続的な運営を可能とするためには、駅舎やレール等のインフラ部分を公共が整備保有し、運行会社は運行のみを行う公設民営型の上下分離方式である全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が不可欠であり、国に求めていく必要がある。また、費用便益分析の検討結果について、検証委員会において、科学的論理的であると考えられるとの評価を頂いたことから、今後は、当該検討結果を踏まえつつ、国との議論を進めていく必要がある。 ・公共交通利用環境改善事業については、ノンステップバスにおいて、バス事業者の自己負担額も大きいため、コロナ感染症流行の影響による事業者の経営状況等を考慮して、令和2年度の導入は見合わせた。また、コロナウイルス感染症流行の影響が長期化する恐れがある。加えて、IC乗車券の拡張に関しては、タクシーを含むOKICAの商業展開について具体的な検討が進められるなど、環境の変化が見られる。 ・交通体系整備推進事業については、新型コロナウイルスの影響により、公共交通利用者が大きく減少している。感染リスクを抑える「新しい生活様式」が、国により強く呼びかけられている。 ・モノレール利用促進対策については、本県の交通事情は地域的規模的な限界もあり、自動車利用が基本で公共交通利用者が少ない。また、国内外の観光客数の増に伴いモノレールの乗客数は順調に推移していたが、令和2年1月頃から流行した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う乗客数の減少により、沖縄都市モノレール株式会社の経営状況は厳しい状況が続いている。 ・バス利用環境改善事業については、施工時に、埋設物等の支障物件の移設について占有者との調整に時間を要している。 ・沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、バス実車体験等、集合体体験型イベントによる説明会開催が困難となっている。また、大型二種免許の受験資格を緩和する改正道路交通法が令和4年6月までに施行されることとなった。これにより、「21歳以上普通免許等保有歴3年以上」であった大型二種免許の受験資格が「19歳以上普通免許等保有歴1年以上」に緩和される。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モノレールの乗客数については、令和2年1月頃に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内外観光客等乗客数が大幅に減少した。 ・乗合バス利用者数については、市街地の拡大などに伴い、自動車保有台数が増加し続けており、その結果、渋滞発生に伴うバスの定時・速達性の低下などの外部要因により、乗合バスの利用者数が減少している。 	
---	--

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○市町村都市計画マスタープランとの連携

- ・住民参加型都市計画マスタープラン（MP）策定事業については、現状把握や情報共有等のため市町村都市計画担当との県市町村調整会議を1回実施する。
- また引き続き、県外の事例収集を実施し、良好な事例を市町村へ情報提供することで、意識向上を図る。

○交通流対策の推進

- ・那覇空港自動車道、沖縄西海岸道路の整備については、引き続き国に対し、早期整備の要望を2回行う。
- ・ハンゴ道路等ネットワークの構築については、工事発注が可能となるよう連続した用地取得に取り組むとともに、部分的な開通等により事業の早期効果発現を図る。
- ・渋滞ボトルネック対策については、渋滞対策の着実な推進に向けて、入札の不落不調を避けるべく、入札参加資格拡大や適切な工事発注時期を検討する。
- ・自転車利用環境の整備については、既に策定されている自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画を基に、国や県、市町村と連携して自転車通行空間の整備を行う。
- ・国の自転車施策に関する情報の提供を行うとともに、市町村の会議において計画策定に向けた支援を行う。

○公共交通機関の整備・利用促進

- ・沖縄都市モノレール延長整備事業については、関連する区画整理事業者と連携し、周辺の道路整備を促進させる。
- ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業については、新たな沖縄振興のための制度提言に、鉄軌道について盛り込み、これまでの調査結果等も踏まえつつ、鉄軌道導入に向けた国との議論を進める。
- ・鉄軌道の早期導入に向け、県民一体となった機運醸成を図って行くため、導入効果等を取りまとめたPVの作成及び学生、一般県民等を対象としたワークショップ等の開催等を行う。
- ・各圏域における公共交通の充実に向け、市町村と協働で、連携して取り組む課題の抽出及び課題対応例の把握を行う。
- ・公共交通利用環境改善事業については、基幹バス区間における更なるサービス改善に繋げるためにも、定時速達性に資する基幹バスシステムの構築に向け、バス事業者等との意見交換を通じて現状や課題等の共通認識を図るとともに、バスレーン拡充延長について住民意見聴取を含めた検討調査や関係機関との調整を行う。
- ・IC乗車券の拡張については、沖縄ICカード(株)の取組状況について情報収集を行うとともに、「わった〜バス党」を活用してOKICAの利用促進に取り組む。
- ・交通体系整備推進事業については、アフターコロナを見据えた「次期TDMアクションプログラム」を策定する。また、市町村等と連携した「ファーストラストワンマイル施策」や「MM」を実施する。
- ・モノレール利用促進対策については、今後の新型コロナウイルス感染症の収束等状況変化を見極めつつ、感染防止対策に取り組み、安全安心な公共交通の維持に努める。また、公共交通機関への利用転換やパーク&ライド駐車場（自動車からモノレール等への乗り継ぎ）の利用について、継続的に、各種広報媒体による周知啓発を行う。加えて、当社の経営状況の検証等を関係機関等と定期的に行い、引き続き、必要に応じて取締役会や株主総会において経営安定に向けた業務改善等の提言を行う。
- ・バス利用環境改善事業については、支障物件の移設について、事前に占用者へ工事の発注時期等の情報を提供し、調整を行うことにより、早期の支障物件の移設を行うことで事業の進捗を図る。
- ・沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業については、新型コロナウイルス感染症対策に対応しながらの効果的な求人活動について、バス事業者及びバス協会とともに意見交換検討を行う。また、大型二種免許の受験資格緩和を見据え、免許未保有の若年者に特化した取組を検討着手する。
- ・沖縄都市モノレール輸送力増強事業については、国道側と工程調整を密に行い、早期に対策案を策定、実施することでコストの縮減や対策に要する期間の短縮を図る。

[成果指標]

- ・モノレールの乗客数については、新型コロナウイルス感染症の収束等状況変化を見極めつつ、ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組み、安全・安心な公共交通の維持に努める。
- ・乗合バス利用者数については、集約的都市構造の誘導や拠点地域を育成する交通体系の整備、ノンステップバスの導入やバスレーンの延長、TDM施策などにより乗合バスの利便性向上を図り、計画値及びR3目標値の達成に向けて取り組みを推進する。

「施策」総括表

施策展開	1-(3)-ウ	低炭素都市づくりの推進
施策	② エネルギー多消費型都市活動の改善	
対応する主な課題	②本県が亜熱帯性気候に位置し、蒸暑地域であるなどの地域特性を踏まえたエネルギー利用の抑制、効率化により、都市における温室効果ガスの排出抑制を図る必要がある。	
関係部等	商工労働部、土木建築部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○ITを活用した消費電力の制御の取組				
1 宮古島市スマートコミュニ ティー実証事業(スマートエネ ルギーアイランド基盤構築事業) (商工労働部産業政策課)	161,379	順調	宮古島市内の市営住宅に設置した太陽光発電設備(2,002kW)及びエコキュート183台等をエネルギーマネジメントシステム(EMS)で制御してシステムの実効性や課題の抽出等を行い、他離島への展開等を検討した。	県 市 事業者
○省エネルギー建物への転換				
2 蒸暑地域住宅の普及啓発・研究 促進 (土木建築部住宅課)	2,119	順調	建築関係技術者向けの講演会で、環境共生住宅に係る講演を行い、説明および事例紹介等を行った。	県 関係団体
3 県有施設におけるCASBEE(建築 環境総合性能評価システム)の 実施 (土木建築部施設建築課)	235,338	順調	県有建築物の設計を行う際に、CASBEE(建築環境総合性能評価システム)における性能評価を5施設において実施した。 (延べ評価施設数:24施設)	県
○未利用エネルギーの活用				
4 下水汚泥有効利用 (土木建築部下水道課)	5,522,728	順調	汚泥等を有効利用するために、那覇浄化センター及び名護市等において、汚泥処理施設の改築等を行った。また、各下水道施設から発生する下水汚泥155トン/日(R元実績・県全体)全量をコンポスト(堆肥)化し肥料として緑農地還元により有効利用を推進した。	県 市町村
5 消化ガス有効利用 (土木建築部下水道課)	4,818,728	順調	那覇・宜野湾浄化センターで汚泥処理施設の整備を行うとともに、宜野湾・具志川浄化センターでFITによる再生可能エネルギー発電事業を推進した。 また、前年度に引き続き、糸満市等において、汚泥処理設備を適正に管理し、適量の消化ガスの発生に努めた。	県 市町村

II 成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 低炭素なまちづくりに取り組む 市町村数	0市町村 (H24年度)	3市町村	3市町村	4市町村	7市町村	7市町村	5市町村	達成	5市町村
担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
状況 説明	低炭素なまちづくりに取り組む市町村については、これまで7市町村(那覇市、浦添市、糸満市、北中城村、与那原町、沖縄市、南城市)が低炭素なまちづくりを盛り込んだ都市計画マスタープランを改定しており、基準値から改善した。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	100.0%	➡	施策推進状況	順調
II 成果指標の達成状況（Do）	100.0%			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策は、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析</p> <p>○ITを活用した消費電力の制御の取組 ・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証では、太陽光発電の電気が大量に系統へ逆潮して系統電圧を上昇させることで、再生可能エネルギーの導入量が低下する課題が確認された。また、実証において、スマートインバーター技術による電圧上昇抑制の実効性を確認した。</p> <p>○省エネルギー建物への転換 ○未利用エネルギーの活用 ・下水汚泥有効利用については、現在、全量コンポスト化（堆肥化）により緑農地へ有効利用されているが、下水道処理人口の増加により今後も下水汚泥発生量の増加が見込まれる。 ・消化ガス有効利用については、再生可能エネルギー発電事業の契約期間が20年間と長期契約となっていることから、県浄化センターでは安定的な消化ガス供給に留意しなければならない。また、西原浄化センターにおいては、消化ガスの発生量が増えてきたが、有効利用が図られていないことから、有効利用に向けて検討する必要がある。</p> <p>外部環境の分析</p> <p>○ITを活用した消費電力の制御の取組 ・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、世界的な脱炭素に向けた潮流に加え、国においても2050年カーボンニュートラル宣言を行うなど、脱炭素化社会の実現に向けた動きが加速化していることから、今後、再生可能エネルギーの導入拡大が必要となる。</p> <p>○省エネルギー建物への転換 ・蒸暑地域住宅の普及啓発・研究促進については、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年5月17日）が公布され、戸建て住宅等について建築士から建築主への省エネ性能に関する説明の義務付けがあり、令和3年4月1日に施行される。 ・県有施設におけるCASBEE（建築環境総合性能評価システム）の実施については、2001年（H13）国土交通省主導のもとでCASBEE（建築環境総合性能評価システム）が開発されている。また、2015年（H27）COP21において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みとして、パリ協定が採択されている。</p> <p>○未利用エネルギーの活用 ・下水汚泥有効利用については、平成27年5月、下水道法改正により、下水道管理者の責務として、下水汚泥の燃料・肥料を再利用する努力義務が明確化されたことから、今後も有効利用維持に努める必要がある。また、全国的に人口減少に備えて下水汚泥の処理や利活用について、県と市町村間で広域化・共同化に動める必要がある。 ・消化ガス有効利用については、平成27年5月、下水道法改正により、下水道管理者の責務として、下水汚泥の燃料・肥料を再利用する努力義務が明確化されたことから、今後も有効利用維持に努める必要がある。また、平成26年7月に策定された「新下水道ビジョン」において、下水道事業の使命として「循環型社会の構築に貢献」することとされており、汚水処理過程で発生する汚泥、消化ガス、及び処理水のより効率的な利用を図ることを中期目標としている。</p>
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組]</p> <p>○ITを活用した消費電力の制御の取組 ・宮古島市スマートコミュニティ実証事業（スマートエネルギーアイランド基盤構築事業）については、実証で構築したEMSを活用してエネルギー事業の他離島展開を行っている民間事業者と協力し、実証技術の活用促進を図る。また、来間島においてマイクログリッド事業を行う民間事業者等と協力して、スマートインバーター技術を活用した再生可能エネルギーの導入拡大を図る。</p> <p>○省エネルギー建物への転換 ・蒸暑地域住宅の普及啓発・研究促進については、改正法で施行される建築士から建築主への戸建て住宅等に係る省エネ性能に関する説明の義務付けに、円滑に対応するため、建築技術者に対する講演会を引き続き開催し、省エネ基準や沖縄型環境共生住宅について普及啓発を行い、省エネ基準への適合を促進する。 ・県有施設におけるCASBEE（建築環境総合性能評価システム）の実施については、環境負荷低減を図るため、CASBEEによる建築物の性能評価を行うことで、公共建築物の省エネに関する情報を蓄積し、類似施設等の計画に活用する。</p> <p>○未利用エネルギーの活用 ・下水汚泥有効利用については、コンポスト化（堆肥化）による有効利用率100%を引き続き目指すとともに、下水汚泥の更なる利活用の可能性（下水汚泥燃料化等）を検討する。また、令和4年度の「広域化・共同化計画」の策定に向けた検討の中で、汚泥の処理や有効利用について、県と市町村間の連携の方策を検討する。 ・消化ガス有効利用については、再生可能エネルギー発電事業を着実に推進するため、浄化センターでは消化ガスを発生させる施設の維持管理を適切に行うとともに、消化ガス発生量に注視しながら施設の増設や改築等を行う。また、西原浄化センターの消化ガス有効利用に向けて、官民連携事業で実施する「再生可能エネルギー発電事業者（FIT事業者）」の公募及び選定を実施する。</p>
--

「施策」総括表

施策展開	1-(3)-ウ	低炭素都市づくりの推進
施策	③ 都市と自然の共生	
対応する 主な課題	③沖縄本島中南部都市圏における都市化と開発整備に伴い、温室効果ガスの吸収源となる森林や緑地の存在量が不足していることから、都市と自然が調和した効率的、効果的な都市構造の形成を図る必要がある。	
関係部等	環境部、土木建築部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 美ら島づくり行動計画推進事業 (優良個体の選抜、普及等) (環境部環境再生課)	0	順調	「緑の美ら島づくり行動計画」に基づき、県の各緑化施策を総合的に推進するため、緑化施策に資する亜熱帯花木等優良個体(フクギ、クメノサクラ等)の普及を行った。また、計画に基づき、都市部などの緑化重点地区への植栽を推進した。	県
2 全島みどりと花いっぱい運動事業 (環境部環境再生課)	7,732	順調	「『一島一森』で花と緑の美ら島づくり」をスローガンに全島緑化県民運動の普及啓発及び県土緑化への積極的な参加を推進した。県民主体の継続的な緑化活動を支援するため、各種緑化活動を支援した。	県 市町村等
3 市町村緑化推進支援事業 (土木建築部都市公園課)	0	概ね順調	沖縄県広域緑地計画(改定計画)の周知等を行い、市町村へ「緑の基本計画」策定及び更新の取組を促した。	県
4 都市公園における緑化等の推進 (土木建築部都市公園課)	2,374,204	順調	県営公園及び市町村営公園において、環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所の空間創出に向けて用地取得や園路、広場等の整備を行った。	国 県 市町村
5 沖縄フラワークリエイション事業 (土木建築部道路管理課)	423,881	順調	国際通りや首里城等の観光地へアクセスする41路線(80km)について、緑化(草花等)・重点管理を実施した。	県
6 主要道路における沿道空間の緑化事業 (土木建築部道路管理課)	1,219,928	順調	主要道路(290km)について、沿道空間における除草や道路植栽・街路樹の剪定等を実施した。	県
7 宮古広域公園整備事業 (土木建築部都市計画・モノ レール課)	9,630	順調	事業化に向けて関係機関と協議し、都市計画決定及び都市計画事業認可を受けた。	県 宮古島市

II 成果指標の達成状況 (D o)

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)	R2 (C)		
都市計画区域内緑地面積	62,536ha (H18年度)	75,056ha H23年度	75,056ha H23年度	75,056ha H23年度	75,775ha H28年度	75,775ha H28年度	69,013ha	達成	69,013ha
担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
状況説明	都市計画区域内緑地面積については、平成22年度に都市計画区域が増加したこと等から、現状値の緑地面積は基準値より増加している。実績値75,775ha(平成28年度)は計画値を上回り、達成している。								

III 施策の推進状況の分析 (C h e c k)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (P l a n・D o)	85.7%	➡	施策推進状況	順調
II 成果指標の達成状況 (D o)	100.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「順調」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美ら島づくり行動計画推進事業(優良個体の選抜、普及等)については、緑化を推進するための部局横断的な取組が十分でない。 ・全島みどり花いっぱい運動事業については、緑化を推進するための部局横断的な取組が十分でない。 ・市町村緑化推進支援事業については、都市計画区域内市町村において、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する緑の基本計画を策定できず、未策定の市町村や更新が行われていない市町村がある。 ・都市公園における緑化等の推進については、公園整備を行うに当たり公園用地の確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等の理由から、地権者の同意を得るまでに長期間を要している。 ・沖縄フラワークリエイション事業については、沖縄観光のイメージアップのため、観光地までの主要アクセス道路について、年間を通して花と緑のある良好な道路空間を創出し、道路景観の向上と維持させる取り組みが求められている。 ・主要道路における沿道空間の緑化事業については、主要道路における沿道景観の緑化事業については、沿道環境に配慮した道路空間の創出のため、年4回程度の除草作業が必要であり、路線の状況に合わせて除草回数を増やしたり、雑草の刈払い後に除草剤を散布するなど、効率的効果的な植栽管理が必要である。また、街路樹の剪定について、道路利用者の安全性確保を優先し、交差点部など必要最小限しか行えず、適正管理の観点からは改善すべき点が多い。 ・宮古広域公園整備事業については、宮古島の観光スポットとして根付きつつある民間施設が公園予定地内の中央部に位置しており、有効活用方法を検討する必要がある。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美ら島づくり行動計画推進事業(優良個体の選抜、普及等)については、緑化活動団体から、緑化技術の情報提供等による継続した支援が求められている。 ・全島みどりと花いっぱい運動事業については、開発や都市化の進展に伴い、都市周辺や郊外において、緑化活動に供することができる場所を探すことが難しくなっている。また、企業との協働による花の名所づくりにおいて、緑化活動に積極的に取り組む企業等が少ない。 ・宮古広域公園整備事業については、平良港「国際クルーズ拠点」の指定に伴い、近年、宮古圏域における外国人観光客は大幅に増加しており、観光リゾート地としての魅力向上を図るため、広域的なレクリエーション需要に対応した広域公園の整備に努める必要がある。また、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、観光客は減少している。
--

IV 施策の推進戦略案 (A c t i o n)

<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美ら島づくり行動計画推進事業(優良個体の選抜、普及等)については、緑化活動に関する技術書をインターネット等を通じて広く提供するほか、緑化技術講習会を継続して開催することによりインターネットでは伝えにくい情報を補完し、緑化活動支援の充実を図る。 ・全島みどりと花いっぱい運動事業については、長期的な取組を実施するため、「沖縄県全島緑化県民運動推進会議」を継続して開催し、県民一体となった緑化活動に取り組み、県内内部においては、緑化活動に対する認識を深め、横断的な取組につながるよう努める。また、企業、学校、地域住民が行う緑化活動に支援を行い、緑化の意義や大切さの理解を広め、関心を高める。また、CO2吸収量認証制度の運用等を通して、企業の緑化活動を広くアピールし、更なる参加を促す。 ・市町村緑化推進支援事業については、県内各市町村と緑地保全等について意見交換を行い、「緑の基本計画」の策定及び更新など、良好な自然環境等の保全を図る取組を促進する。 ・都市公園における緑化等の推進については、公園整備による緑化において、引き続き公園用地取得に向け、地権者等の同意が得られるよう粘り強く交渉を続けるとともに、市町村を通じて地元自治会、関係者等の協力を得ながら事業を推進する。また、整備の効果が早期に発現できるような部分的な供用開始に取り組む。 ・沖縄フラワークリエイション事業については、定期的なパトロール等により生育開花の状況を継続的に確認し、植栽箇所環境条件に応じた適切な花木や草花を各季節で開花できるように選定や管理方法、育成点検、灌水手法について検証し、各土木事務所や造園業者と連携して改善策を検討しながら、品質確保と向上を図る。また、道路ボランティア団体への支援普及啓発により、住民と行政の協働による「美しい道路環境づくり」を推進する。 ・主要道路における沿道空間の緑化事業については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン」に基づいた管理を継続し、新たな雑草防除及び景観形成に有用な植物の導入試験により効果があった手法について、実施範囲を拡大することにより、長期間良好な沿道景観の維持、除草回数の軽減を図る。また、路線ごとの課題を整理したうえで優先順位をつけて街路樹の剪定を行う。加えて、道路ボランティアの普及啓発に向けて、民間を活用した手法を試行的に行い効果を検証を行う他、ボランティアへの表彰を行う。 ・宮古広域公園整備事業については、当該公園の基本方針(海と海辺を活かした公園)を踏まえ、エコアイランドとしての宮古圏域のイメージを活かした施設および多様なレクリエーション需要に対応した公園の施設設計を行うため、関係機関等との協議体制により整備を推進する。
--

「施策」総括表

施策展開	1-(4)-ア	沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり
施策	① しまくとぅばの保存・普及・継承	
対応する主な課題	①沖縄各地域で世代を越えて受け継がれてきた言葉であり、沖縄文化の基層となっている「しまくとぅば」を次世代へ継承することは極めて重要であるが、その語り手が徐々に少なくなっており、しまくとぅばが消滅の危機にあるため、保存・普及・継承に一層取り組む必要がある。	
関係部等	文化観光スポーツ部、教育庁	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	しまくとぅば普及センター(中核的機能)の設置・運営 (文化観光スポーツ部文化振興課)	87,783	順調	平成29年度に設置した「しまくとぅば普及センター」の運営を沖縄県文化協会へ委託し、各地域における人材の養成や活用のコーディネートその他、地域の会話集の作成、しまくとぅば検定の実施、県民からの相談対応等の業務を行った。	県
2	人材養成講座・出前講座の開催 (文化観光スポーツ部文化振興課)	87,783	やや遅れ	「しまくとぅば普及センター」において、中南部地域や北部地域を中心に9地域で人材養成講座を開催したほか、学校や公民館などにおいて出前講座を10件開催した。	県
3	普及に取り組む団体等への支援 (文化観光スポーツ部文化振興課)	87,783	やや遅れ	しまくとぅば普及継承の取組に対する補助事業の公募を2次にわたり行ったところ、1次11件、2次5件の応募があったが、審査の結果、新型コロナウイルス感染症への対策が不十分なことから、採択は1次6件、2次1件となった。採択された団体において、しまくとぅばの講座や劇、コンテスト等の事業が展開された。	県
4	しまくとぅば学習活動の支援 (教育庁県立学校教育課)	0	大幅遅れ	学校設定科目で副読本「高校生のための郷土のことは～沖縄県（琉球）の方言～」等を教材として、授業を実施した。 また、教員の資質向上のため、沖縄県立総合教育センターと連携し、「うちなーぐち実践指導講座」を計画していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、実施しなかった。	県
5	しまくとぅば活用連携協力事業 (教育庁義務教育課)	0	概ね順調	各学校においてしまくとぅばに関する授業を行う際に、「しまくとぅば読本」の活用を促した。また、地域人材の活用が必要な場合には、各学校からの依頼を受け、しまくとぅば普及センターと連携して、その活動を支援し「しまくとぅばの日」を周知するとともに、各学校での実践事例等を紹介した。	県 市町村

II 成果指標の達成状況（D○）

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	しまくとぅばを挨拶程度以上、話す人の割合	58% (25年度)	54.1%	54.6%	49.8%	56.7%	43.2%	79.6%	未達成	82.0%
	担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
	状況説明	しまくとぅばを挨拶程度以上話す人の割合については、43.2%となり前年度から大幅に減少した。新型コロナウイルス感染症拡大による、対面コミュニケーション機会の減少が影響している可能性がある。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	20.0%	➡	施策推進状況	大幅遅れ
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「大幅遅れ」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ・しまくとぅば普及センター(中核的機能)の設置・運営、人材養成講座・出前講座の開催については、県内各地域のことがそれぞれ異なるため、各地域に適したきめ細かい支援が重要である。また、各地域への支援のためには、コーディネート業務が重要となるが「しまくとぅば普及センター」人員は、自身になじみのない地域においては、地域の普及団体等との信頼関係構築に時間を要する。加えて、全県的な取組につながるよう、講師養成講座及びしまくとぅば検定の実施回数及び実施場所を拡充しているが、これらの実施に期間を要している。 ・普及に取り組む団体等への支援については、普及団体がこれまで補助事業に関わったことのない団体等が多く、事務作業そのものについても不慣れな団体がほとんどであることから、補助事業の制度そのものの理解が難しく、事業の執行に多大な支援を要する。 ・しまくとぅば学習活動の支援については、学校現場において、しまくとぅばを系統的に指導できる教員が少ない。また、高等学校は地域をまたいで入学する生徒もいることから、地域単位であれ、統一した「方言」を教えることは難しい。加えて、学校設定科目は、教育課程の範囲内で学校の特色を生かし独自に設定する科目であるため、学校の主体性を最大限尊重することが求められる。 ・しまくとぅば活用連携協力事業については、しまくとぅばの保存、普及、継承については、他課や市町村で似たような事業で取り組まれており、地域に密着した形で行われている。</p> <p>外部環境の分析 ・しまくとぅば普及センター(中核的機能)の設置・運営、人材養成講座・出前講座の開催については、新型コロナウイルス感染症拡大により、対面でのイベント講義が実施困難になっている。また、「しまくとぅば県民意識調査」によると、「しまくとぅば」を話せる人の割合は昨年度より下落した。一方で、しまくとぅばに親しみを感じている人やしまくとぅばは必要であると思う人の割合、しまくとぅばへの理解度は高い割合で推移している。 ・普及に取り組む団体等への支援については、県内団体で応募する団体や地域に偏りがある。新型コロナウイルス感染症対策を事業内に盛り込む必要があり、補助事業を申請することを断念する団体が相次いだ。 ・しまくとぅば学習活動の支援については、県内各地域において、しまくとぅばの語り手が徐々に少なくなっているため、保存普及・継承が困難となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により参集型の講座の開催が困難となった。 ・しまくとぅば活用連携協力事業については、毎年9月18日の「しまくとぅばの日」について各小中学校に周知及び取組の促進を依頼し、「しまくとぅば」の普及継承を促している。</p> <p>[成果指標] 未達成の成果指標の要因分析 ・しまくとぅばを挨拶程度以上、話す人の割合については、しまくとぅばを挨拶程度以上話す人の割合が目標値に達していないことについては、県民が「しまくとぅば」の重要性を認識しつつも、しまくとぅばが日常生活の中で話す機会や聞く機会が十分ではないことが大きな要因と考えられる。特に令和2年度の場合は新型コロナウイルス感染症拡大のため、対面コミュニケーション機会の減少が影響している可能性がある。</p>

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組] ・しまくとぅば普及センター(中核的機能)の設置・運営、人材養成講座・出前講座の開催については、公民館を含む市町村、市町村文化協会などの文化関係団体等と連携を図り、各実施主体も主体的にしまくとぅば普及活動に取り組んでいただくよう、働きかけを強化する。 ・普及に取り組む団体等への支援については、各団体の事業について、どのような年代層をターゲットとしているかを補助申請時に確認し、若い世代に向けた事業について積極的に採択する。また、補助事業者に対して、事務処理に関する手引きや感染症拡大防止対策ガイドライン等を周知し、計画に沿った事業実施及び予算執行等を行うよう支援する。 ・しまくとぅば学習活動の支援については、教育課程説明会等において、学習指導要領の範囲内において、副読本を教材として活用する学習指導計画について説明する。また、「うちなーぐち実践指導講座」を引き続き開催するとともに、本講座について周知を図り、積極的に参加を呼びかける。加えて、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら講座を開設できるように努める。 ・しまくとぅば活用連携協力事業については、「しまくとぅば読本」の効果的な活用について文化振興課と連携を図り、担当者連絡会に参加し、学校での利活用促進に繋がる内容を検討する。また、「しまくとぅばの日」について今後も周知を図り、学校の実態に応じて、学校行事やクラブ活動等で「しまくとぅば」を取り入れられるようにし（具体的な取組、事例や情報の提供など）、希望する市町村には、事例などを情報提供する。</p> <p>[成果指標] ・しまくとぅばを挨拶程度以上、話す人の割合については、「しまくとぅば普及センター」を中心に、地域の文化協会、市町村及び教育機関等とより連携・強化を図りながら、若年層、子どもたちがしまくとぅばの大切さや親しみが持てるよう、ことわざや歌を題材にしたしまくとぅば普及活動等に取組むとともに、各実施主体に対しては、主体的にしまくとぅば普及に取り組む働きかけを強化する。特にコロナ禍の現状においては、Webの利用による取組の促進を図る。</p>

「施策」総括表

施策展開	1-(4)-ア	沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり
施策	② 伝統行事の伝承・復元	
対応する主な課題	②各地域、各島々に伝わる祭事等の伝統行事をはじめ、琉球料理等の伝統的な生活文化が徐々に失われつつあり、沖縄文化が体感できる環境は徐々に薄れてきている。特に、離島や過疎地域においては、人口の減少に伴い祭りの簡素化や後継者不足などが課題となっている。	
関係部等	文化観光スポーツ部、教育庁	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1	地域の文化継承・発信支援事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	10,901	大幅遅れ	県内各地域の伝統行事、伝統芸能、しまくとぅば等の普及・継承についての座談会を無観客で1回実施した。また、例年は開催している「特選沖縄の伝統芸能」(普段は地域の祭事等でしか披露されていない各地域の伝統芸能を一カ所に集め、国立劇場おきなわで披露する公演)は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。	県 文化協会
2	伝統行事保存継承事業 (教育庁文化財課)	2,098	順調	令和2年11月に大分県で開催された第61回九州地区民俗芸能大会へ当間伝統芸能保存会(南城市)を派遣した。また、大会での進行等を支援した。国庫補助事業は、西表島の節祭衣装新調事業と塩屋湾のウンガミ修理新調事業の進め方について文化庁との調整や交付申請書・実績報告書の作成を支援した。	保存会等
3	デジタルミュージアム推進事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	19,889	順調	無形文化遺産のひとつである伝承話の記録を保存・継承・活用するため、平成28年度に選定した優良民話80話の中から24話の動画コンテンツを制作した。また、令和元年度に制作した動画コンテンツの上映会を行うとともに、デジタル民話のサイトを構築し、動画コンテンツとデータベースをWEBで配信した。	県
4	沖縄食文化の保存・普及・継承 (文化観光スポーツ部文化振興課)	17,406	順調	「沖縄の伝統的な食文化の普及推進計画」に基づき、沖縄の伝統的な食文化の普及啓発活動を行う担い手を育成するため、過去に担い手育成講座を受講した「琉球料理伝承人」を対象にフォローアップ講座の動画配信を行ったほか、WEBサイトやガイドブックを活用して、広く伝統的な食文化の魅力の情報を発信した。	県
5	沖縄文化の継承、発展及び発信 (文化観光スポーツ部文化振興課)	0	順調	令和2年3月に「琉球歴史文化の日」の制定について11月1日が候補日として発表された。それに伴い琉球歴史文化の日を定めた琉球歴史文化の日条例の制定に向け取り組んだ。	県

II 成果指標の達成状況 (D○)

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	市町村文化協会会員数	12,854名 (H23年度)	14,176名	13,998名	125,295名	14,099名	11,866名	19,285名	未達成	20,000名
	担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
	状況説明	各市町村において、新型コロナウイルス感染症拡大のためのイベント中止が相次ぎ、通常の文化活動も制限されることから、会員数が大幅減少した。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	80.0%
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

〔主な取組〕

内部要因の分析

- ・地域の文化継承・発信支援事業については、地域文化継承に関して、文化関連団体間の横の連携が取れていない。また、各地の取組について情報交換できるような場がない。
- ・伝統行事保存継承事業については、九州地区民俗芸能大会への応募や国庫補助事業等の活用において、市町村担当者への周知方法を改善する必要がある。また、保存会等が行う国庫補助事業については、事業開始前から事業実施中も保存会等との調整を綿密に行う必要がある。
- ・デジタルミュージアム推進事業については、制作した動画やWEBサイトにおいて、多くの人に鑑賞してもらうため広報を行う必要がある。
- ・沖縄食文化の保存・普及・継承については、県民が伝統的な食文化の価値を再認識するとともに観光資源として活用するために、琉球料理に触れる機会の増や、伝統的な食文化の情報発信が必要である。
- ・沖縄文化の継承、発展及び発信については、先人たちが創り上げてきた沖縄県の歴史及び文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成を目指すとともに、新たな歴史や文化を自らの手で創造していく意識を醸成するため、琉球歴史文化の日条例を制定した。

外部環境の分析

- ・地域の文化継承・発信支援事業については、各地域の住民が、自らの地域の伝統行事伝統芸能の重要性や価値を共有できていない。また、娯楽の多様化に伴い、自らの地域の伝統行事伝統芸能への関心が薄れている。コロナ禍により、各種のイベント中止が相次いでいる。
- ・伝統行事保存継承事業については、少子高齢化により、伝統行事を継承する人材が減少している地域もみられる。
- ・デジタルミュージアム推進事業については、本島及び離島地域でも「しまくとぅば」を話す人が減少し、生活の中での次世代への継承が難しくなっているため、「しまくとぅば」の保存活用に継続的に取り組む必要性が高まっている。
- ・沖縄食文化の保存・普及・継承については、沖縄の伝統的な食文化を継承する人材の高齢化等やライフスタイルの変化などから、琉球料理を提供する老舗のお店が少なくなり、県民が琉球料理を食べる機会が少なくなっている。
- ・沖縄文化の継承、発展及び発信については、令和元年10月31日に首里城が焼失し、国内外に大きな衝撃と深い悲しみを与えた。首里城が沖縄の歴史や文化のシンボルであり、県民のアイデンティティと深く結びついていることを改めて認識させられるものであった。

〔成果指標〕

未達成の成果指標の要因分析

- ・市町村文化協会会員数については、各市町村において、新型コロナウイルス感染症拡大のためのイベント中止が相次ぎ、文化活動も制限されることから、会員数が大幅減少した。

IV 施策の推進戦略案（Action）

〔主な取組〕

- ・地域の文化継承・発信支援事業については、引き続き各地域の特色の違いを再発見し愛着を持ってもらうため、文化の基層であり、地域ごとに特色がある「しまくとぅば」を絡めたシンポジウムや、地域の伝統芸能等を集めた公演を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底の上で開催する。また、地域の伝統芸能等に関するテーマを1つ取り上げた講演会を開き、複数の地域を招いて情報交換の場を提供することで、県民1人1人が自身の地域の伝統文化を見つめ直すよう機運醸成を図る。
- ・伝統行事保存継承事業については、市町村文化財保護行政担当研修会等において、九州地区民俗芸能大会については映像資料や記録集を用いて、国庫補助事業については過去の取組事例の紹介や対象となる事業について説明を行い、これらの事業を活用するメリット等を周知する。また、令和4年度の九州地区民俗芸能大会（沖縄大会）に向けて、派遣団体募集及び決定を今年度内に実施する。
- ・デジタルミュージアム推進事業については、館内外での上映会の機会を増やし、動画コンテンツのWeb配信や活用法について効果的な発信を行う。また、子供達が鑑賞する機会を増やすため、チラシ等を配布し学校への周知活動を行う。
- ・沖縄食文化の保存・普及・継承については、県民が伝統的な食文化の価値を再認識するため、学校現場と連携を図り、小学生やその保護者が琉球料理に触れる機会を増やす。また、観光資源として位置づけるため、琉球料理を提供するお店の認証や効果的なプロモーションについて検討する。
- ・沖縄文化の継承、発展及び発信については、琉球歴史文化の日条例を制定したことを踏まえ、翌年度以降は記念事業（シンポジウム等）を実施する等して、広く県内へ周知を図る。

〔成果指標〕

- ・市町村文化協会会員数については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、新規会員の獲得に向け、未結成の市町村において文化協会が結成されるよう、沖縄県文化協会をとおして引き続き働きかけを行う。

「施策」総括表

施策展開	1-(4)-ア	沖縄の文化の源流を確認できる環境づくり
施策	③ 文化財の適切な保存	
対応する主な課題	③「琉球王国のグスク及び関連遺産群」をはじめ、沖縄の先人たちの英知が刻まれた貴重な文化財を適切に保護し、後世に引き継いでいくことが重要な課題である。	
関係部等	教育庁、土木建築部、文化観光スポーツ部、総務部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○指定文化財の適切な保存・活用				
1	702	順調	琉球舞踊の保持者記録(聞き取り調査、演舞記録)、九州地区民俗芸能大会の記録集を作成。琉球古典箏曲において、映像等の記録作成の支援。また、無形文化財・無形民俗文化財を保存継承するための基礎・基本を示す教則的なものとして活用した。	保存会 保持者
2	358	順調	令和3年3月に文化財保護審議会を開催し、史跡1件の調査結果報告と無形文化財(芸能)2件の諮問を行った。	県
3	370,469	概ね順調	国指定史跡において20件の保存修理事業を実施し、石積の解体や修復工事、災害復旧工事、調査測量、史跡公園整備などを実施した。各事業の整備委員会に出席し、整備方法や整備基本計画、基本設計の策定において指導助言を行った。	県 市町村
4	0	未着手	渡嘉敷村、渡名喜村、竹富町(西表島)、北大東村、宮古島市(2回)、石垣市において全7公演、約1,700名の児童生徒を対象とした組踊等の無形文化財(芸能)の鑑賞会を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全公演中止となった。	県
5	147,190	順調	第三者委員会による首里城火災に関する再発防止策等報告書がとりまとめられた。また、城郭内に火災残存物や復元のあゆみ等を紹介できるよう、首里城復興展示室や大型映像設備(世誇殿)を設置した。	県
6	58,522	やや遅れ	首里杜館の利便性向上のための検討業務および大型映像装置等の整備および首里城復旧・復興に向けたイベントに取り組んだ。	県

○埋蔵文化財の発掘調査、戦災文化財の復元、在外文化財の調査・返還					
7	埋蔵文化財の発掘調査 (教育庁文化財課)	453,234	順調	令和2年度の埋蔵文化財緊急調査費国庫補助事案件数は26件であり、その中で約60件の発掘調査を実施した。本事業では埋蔵文化財の表面踏査や試掘・確認調査及び記録保存調査を実施し、報告書等の刊行によって各種開発事業者や県民へ周知を図ると共に、協議・調整及び遺跡保存の資料に資することができた。	県 市町村
8	円覚寺跡保存整備 (教育庁文化財課)	26,944	順調	円覚寺三門の復元工事を発注し、石階段の修復と三門の遺構保護に伴う埋め戻し、環境整備等を実施した。円覚寺跡整備委員会はコロナの影響を考慮し、会議は開催せずに、指導が可能な委員に現状の確認と整備指導を受けた。那覇市と建築基準法第3条適用の除外を受けて、三門の復元を目指し、手続きの準備を行っている。	県
9	琉球王国文化遺産集積・再興事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	65,590	順調	戦災等により失われた琉球王国時代の有形無形の文化財の模造復元製作に取り組み、令和2年度は木彫2件、漆芸2件、三線1件の5件(累計65件)が完成した。また復元資料を紹介する展覧会を宮古島市、石垣市、首里城公園で開催し、関連催事では製作者による報告会を開催した。	県
10	在外琉球王国文化財里帰り事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	0	大幅遅れ	新型コロナウイルスの感染拡大のため、米国の博物館等での現地調査を中止した。	県
○新沖縄県史や歴代宝案の編集・刊行					
11	史料編集事業 (教育庁文化財課)	17,679	順調	各専門部会において、『各論編現代』は原稿の検討、『同言語』はモデル原稿等の内容検討を行った。『各論編芸能』は5名の委員を委嘱し専門部会を設置した。『ビジュアル版沖縄戦』は、掲載する証言や紙面内容の検討を行った。中国第一歴史檔案館との学術交流は新型コロナ感染症対策のため中止となった。	県
12	琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業 (教育庁文化財課)	52,355	順調	『歴代宝案訳注本第8冊』『歴代宝案参考資料22 訳注本第8冊語注一覧表』『歴代宝案校訂本第1冊(活字本)』『中琉歴史関係檔案』6冊(令和元年度繰越し3冊含む)、『新訂版歴代宝案の葉』(英語版、簡体字版、繁体字版)各1冊、合計12冊の刊行を行った。また、表奏文書満文翻訳の原稿校閲委託を行った。	県
○琉球政府文書等の適切な保存					
13	琉球政府文書デジタル・アーカイブ推進事業 (総務部総務私学課)	224,835	順調	琉球政府文書11,010簿冊のデジタル化を行い、劣化資料については紙力強化など必要な修復措置を行った。またデジタル化した資料については、書誌情報の登録及び個人情報等保護措置を行い、21,728簿冊をインターネットで公開した。	県
14	在米沖縄関係資料収集公開事業 (総務部総務私学課)	5,998	未着手	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により米国国立公文書館の利用ができなかったため、資料の収集を中止したが、過年度までに収集し翻訳整理した資料について、個人情報利用制限等の審査を行う等公開用データを作成し、令和3年度の公開に向け、ホームページを改修した。	県
○駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査					
15	基地内埋蔵文化財分布調査 (教育庁文化財課)	70,934	概ね順調	普天間飛行場に所在する伊佐上原遺跡群A地点及び伊佐上原第一古墓群の西側部分について、確認調査を実施した。また、これまでに実施した普天間飛行場内の試掘調査で得られた資料について整理作業を行った。	県 市

II 成果指標の達成状況（D o）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	文化財の指定件数	1,345件 (H23年度)	1,402件	1,409件	1,413件	1,428件	1,434件	1,440件	93.7%	1,450件
	担当部課名	教育庁文化財課								
	状況説明	令和2年度の指定件数は、前年度に比べ6件増加し1434件となったが、計画地には届かなかった。								
2	史跡等への訪問者数	327.7万人/ 年 (H22年)	387.7万人/ 年	393.2万人/ 年	401.9万人/ 年	371.4万人/ 年	128.1万人/ 年	383.7万人/ 年	未達成	390.0万人/ 年
	担当部課名	教育庁文化財課								
	状況説明	H29年度の時点でR3目標値を達成し、その後も順調に増加したが、R元年度の首里城火災により減少し計画値を下回った。R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問者の中心である国内・国外旅行者が激減し、計画値を大きく下回った。								

III 施策の推進状況の分析（C h e c k）

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（P l a n・D o）	60.0%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
II 成果指標の達成状況（D o）	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○指定文化財の適切な保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無形文化財記録作成事業について、これまで作成した琉球舞踊の映像記録集は、保持者の経歴実演等残す資料として作成しているが、記録した資料に関しては、時間が経つにつれ価値が増すものであるため、現時点では作成した映像記録の活用は十分されていない。 ・県文化財保護審議会の開催については、文化財の指定に限らず、文化財の保護にかかる懸念事項が生じた際には、必要に応じて文化財保護審議会の意見を聞く可能性がある。 ・史跡等の整備については、整備事業は委員会において整備の方針を決定していくが、その内容が指定文化財の整備として不適切なものにならないよう留意する。また、文化財担当職員数を含む文化財保護行政のスキルに対して事業内容が負担荷重となっている市町村があるので、整備の方針や申請書等の文書について特に留意して指導助言を行う。 ・組踊等教育普及事業については、鑑賞校については年度ごとに募集、選定しているため、応募校数と鑑賞する児童生徒の総数に変動がある。また、開催校の規模によって三密を回避した公演の調整が必要である。加えて、ワークショップについては、学校側と日程の調整がつかず開催できないことがある。さらには、低学年の児童において、組踊のせりふ（琉球の古語）の理解が難しいようである。 ・首里城復旧・復興事業については、本事業の計画となる首里城復興基本計画が令和3年3月に策定されたので、その計画期間の設定や目指す将来像の実現に向けて、事業進捗を図る必要がある。 ・首里城公園活性化推進事業については、通常事業として県営首里城公園の整備が進められており、首里杜館においても長寿命化に関する改修を進めている。 <p>○埋蔵文化財の発掘調査、戦災文化財の復元、在外文化財の調査・返還・埋蔵文化財の発掘調査については、市町村の埋蔵文化財専門職員は、現場数及び調査面積に対して少数であることに加え、文化財全般の業務も兼ねるため、緊急の埋蔵文化財発掘調査が大規模もしくはは同時多発的に生じた場合には対応が難しい。また近年、一部の市町村で埋蔵文化財専門職員の定年退職及び管理職昇進に伴う新規採用が行われているが、大規模調査に際して新採用職員の経験不足が懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円覚寺跡保存整備については、円覚寺三門は、構造上台風や地震に対する耐性や、火災等の対策について、懸念される部分がある。また、遺構の保護方法及び、仏殿等が所在する三門後方部分の境内の整備並びに活用方法について、今後、整備委員会で検討する必要がある。 ・琉球王国文化遺産集積・再興事業については、復元資料を展示する「手わざ」展では、模造復元資料を通して琉球王国の文化や復元した手わざ（技術）及びその製作工程を幅広く紹介するための発信方法を工夫する必要がある。 <p>○新沖縄県史や歴代宝案の編集・刊行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史料編集事業については、学校教育の中で、沖縄県史を利活用する教員が少ない。また、県史を利活用して、県民が郷土の歴史自然文化について、理解が深まるよう県史事業の周知が必要である。 ・琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業については、ウェブサイトの公開にあたって、県民や利用者が容易にシステムを理解し利用できる、操作性の良いシステムの構築が課題である。また、魅力あるデジタルアーカイブを維持できるよう、将来においてコンテンツを増やせるよう拡張性の高いデジタルアーカイブの構築が課題である。

○琉球政府文書等の適切な保存

・琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業については、資料のデジタル画像の質が悪い場合は公開データに適さない場合もあることから、再撮影や撮影要件の調整が必要であり、公文書館指定管理者とデジタル画像について連携して、保管及び公開を行う必要がある。
 ・在米沖縄関係資料収集公開事業については、利用者ニーズの高い資料を優先的に収集する等、最終的に収集資料を運用することとなる公文書館指定管理者の公開基準に合わせる必要があるため、引き続き、県、事業受託者及び指定管理者との連携が必要である。

○駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査

・基地内埋蔵文化財分布調査については、返還跡地利用計画の円滑化には埋蔵文化財の把握が不可避となるが、米軍施設内は制約が多く、十分な調査が進んでいない。また、跡地利用計画の策定に先立ち埋蔵文化財の調査が必要だが、県基地所在市町村ともに諸開発に伴う調査も多く、基地内調査に当たる埋蔵文化財専門職員数が不足している。

外部環境の分析

○指定文化財の適切な保存・活用

・無形文化財記録作成事業については、映像記録集等は、保持者の経歴実演等残す資料として作成しているが、伝承者研修は実際に保持者の指導のもと研修を実施しているため、資料活用の機会が少ない。

・県文化財保護審議会の開催については、文化財に関する県民の関心が高まっており、様々なものを文化財に指定してほしいとの要望がある。

・史跡等の整備については、新型コロナ感染防止のため整備委員会を紙面開催にしたことにより整備方法の決定が遅れたり、米国での情報収集ができなかったなどの理由から、次年度に繰越す事業が3件あった。国庫補助事業の交付額の割合が減少傾向にあるため、整備計画の見直しが必要となっている。

・組踊等教育普及事業については、沖縄本島では、「国立劇場おきなわ」等で組踊、琉球舞踊の伝統芸能の公演が数多く実施されているが、離島地域においては地理的要因等により組踊等伝統芸能を鑑賞する機会が少ない状況がある。新型コロナウイルス感染拡大防止において、離島への移動が困難な状況が生じた。

・首里城復旧・復興事業については、国が令和2年3月に策定した首里城の復元工程に合わせ、関係機関や地域住民等との連携協働して、事業進捗を図る体制構築が求められている。

・首里城公園活性化推進事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設閉鎖や来園者の減少がある。首里城復興基本計画の策定が進められている。また、首里城正殿等の復旧復興に向けた取組が行われている。

○埋蔵文化財の発掘調査、戦災文化財の復元、在外文化財の調査・返還

・埋蔵文化財の発掘調査については、平成25年の嘉手納飛行場以南の米軍基地14施設と区域の土地返還合意を受け、移転先の施設建設に伴う発掘調査や跡地関係市町村の跡地利用計画の策定が急務となる。今後、体制が未整備の市町村から県に対して埋蔵文化財保存措置の依頼が増加するとともに、各種開発への対応増も予想される。

・円覚寺跡保存整備については、円覚寺三門の構造上の台風や地震に対する耐性は、構造補強を行うことで、対策を行っている。また、令和元年10月31日未明の首里城正殿等火災があったことから、円覚寺三門の復元に際しても、円覚寺跡復元整備委員会において、消防計画等を策定し、審査を受けたい。加えて、現在、円覚寺三門の復元工事を進めており、今後の境内の整備や活用方法について、整備委員会で検討する必要がある。

・琉球王国文化遺産集積・再興事業については、沖縄への観光客の増加や首里城火災等により、琉球王国時代の美術工芸品等の文化財やその復元に対する関心が高まっている。また、新型コロナ感染拡大に鑑み、展覧会の開催に当たっては県イベント等実施ガイドラインを遵守するなど感染防止対策に万全を期す。

・在外琉球王国文化財里帰り事業については、新型コロナウイルスの感染拡大のため、海外渡航ができなかった。また、米国における新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、現地調査を予定していた博物館等も休館となり、調査の受け入れが不可となった。

○琉球政府文書等の適切な保存

・琉球政府文書デジタル・アーカイブズ推進事業については、インターネットの普及に伴い、遠隔地からの資料閲覧の利便性向上が求められることから、引き続き、多様なニーズに対応するため掲載資料の充実を図り、資料公開を行う必要がある。

・在米沖縄関係資料収集公開事業については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により米国国立公文書館が利用できないなど、事業実施に支障が生じることから、同館の利用状況等に注視する必要がある。またインターネット公開に向けて、資料のわかりやすい翻訳やその解説の充実及び利用拡大に向けた周知内容等を引き続き検討する必要がある。

○駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査

・基地内埋蔵文化財分布調査については、コロナ禍により、米軍担当者との連絡方法が年度途上で変更となり、調整に遅れが生じるケースがある。毎年のように米軍施設内での調査条件が変更となるため、その調整に時間を要し、調査期間が短縮されている。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

・文化財の指定件数については、文化財の指定に際しては、文化財保護審議会等において調査及び審議を慎重に行う必要がある。また、長期にわたる基礎調査や充実した審議を必要とする場合があるほか、市町村指定については各市町村によって状況も異なることから、結果として計画どおりに指定が進んでいない。

・史跡等への訪問者数については、新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問者の中心である国内・国外旅行者が激減した。特に、緊急事態宣言（4月～5月中旬、8月）では各史跡の閉園により訪問者は皆無であった。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○指定文化財の適切な保存・活用

- ・無形文化財記録作成事業については、これまでに作成した映像や記録集を無形文化財の普及啓発において効果的に活用できるよう支援をする。
- ・県文化財保護審議会の開催については、文化財保護審議会及び専門部会の各委員や市町村教育委員会文化財担当者、文化財の所有者等との意見交換を進め、指定文化財の保護と新たな文化財の指定に向けた情報収集を行う。
- ・史跡等の整備については、整備委員会において、委員会前後に市町村と委員、県文化財課で調整を行い、内容確認を密に実施する。また、必要に応じて文化庁調査官との調整を促す。委員会以外にも現地へ出向き、事業の進捗の確認を行う。加えて、市町村の事業に目を配り、担当職員との連携を密にする。さらに、史跡等の整備における現代工法による整備が県内で1件しかないため、文化庁及び先進県から情報を収集し、県内の整備事業に反映させる。
- ・組踊等教育普及事業については、コロナ禍において離島でも感染症対策を講じた安全な公演が実施できるよう、感染症対策における最新の情報を収集して委託業者と研究を重ね、実施校および市町村教育委員会等と連携を図る。また、ワークショップの効果について理解と周知を図り、関係市町村教育委員会や開催校と実施に向けての日程調整を行う。加えて、委託業者と低学年の児童でも理解できやすい字幕の表現を研究する。
- ・首里城復旧・復興事業については、令和3年度の検討委員会の意見をもとに、火災の再発防止策や首里社地区の整備計画、中城御殿跡の整備計画の策定と体制構築に取り組む。
- ・首里城公園活性化推進事業については、令和3年度は、適正なスケジュールにおいて設計および工事をを行い、首里社館の利便性向上を進める。

○埋蔵文化財の発掘調査、戦災文化財の復元、在外文化財の調査・返還

- ・埋蔵文化財の発掘調査については、市町村が行う埋蔵文化財の周知や開発事業者との事前協議へ協力助言を行うとともに、研修会を開催するなど、一層の連携強化を図る。特に嘉手納飛行場以南の基地返還に伴う跡地利用計画等の円滑化及び、埋蔵文化財の調査体制強化については、国や県内部で連携し、市町村に対し体制強化について助言を継続して行う。また、県や文化庁等が開催する研修会等への参加を促し、文化財担当職員の知識技能の一層の向上を図る。
- ・円覚寺跡保存整備については、文化庁と保存活用計画や三門背後の境内の整備計画の策定の必要性並びに重要性について引き続き協議を行う。また、これまでに県内の史跡等で保存活用計画や整備計画等の策定を受注した業者の情報等の収集を行う。今後、文化庁の補助を受けるために国庫補助事業の計画を立案し、引き続き要望を行う。
- ・琉球王国文化遺産集積・再興事業については、琉球王国文化の理解の向上、事業成果の活用の促進のため、手わざによって復元した資料を紹介する展覧会等をはじめ、製作工程で得られた知見等を発表する報告会や講演会、ワークショップ等を県内外で開催する。
- ・在外琉球王国文化財里帰り事業については、新型コロナウイルスの感染状況及び海外渡航に係る情報収集の把握に努める。また、調査予定の博物館等との連絡調整を継続し、調査体制の構築に万全を期す。

○新沖縄県史や歴代宝案の編集・刊行

- ・史料編集事業については、県史刊行物の効果的利活用方法について、関係課と連携し、引き続き教職員研修会や授業実践等、学校教育での利活用促進につながるよう提案する。また、県のホームページ、報道機関等を活用し、県史発行事業の広報と周知を継続して行うとともに、県民が郷土の歴史自然文化について親しみ、理解を深めることができるよう公開講座出前講座を実施する。
- ・琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業については、令和3年12月のウェブサイトの公開を目指し、デジタルアーカイブ構築運営の先進事例における取り組みや工夫を踏まえ、幅広い利用者層に対応した、利用しやすく満足度の高いシステムの構築が行えるよう努める。

○琉球政府文書等の適切な保存

- ・琉球政府文書デジタル・アーカイブ推進事業については、効率的な事業推進のため、進捗管理を徹底するとともに、撮影対象簿冊の形態により異なる撮影方法の検討等の課題について、県、事業受託者及び公文書館指定管理者間で情報共有を図り改善策について協議する体制を整える。また公開する資料については、資料に関連付けた写真の掲載や、時宜を捉えた資料を紹介することにより、多様な利用を促進する。
- ・在米沖縄関係資料収集公開事業については、事業の実施にあたり、公開に向けた写真動画の収集、解説（翻訳）作成、個人情報利用制限内容の確認等に関する課題を共有し、対応策について協議するため、引き続き県、事業受託者及び公文書館指定管理者との間で第三者における協力体制の構築を図る。また、資料の公開に向けては、資料閲覧状況や利用者アンケートを参考に分析するなど利用拡大を図るため県民等への効果的な周知内容等の検討を行う。

○駐留軍用地跡地の利用に伴う埋蔵文化財に関する調査

- ・基地内埋蔵文化財分布調査については、基地内調査とその他開発に伴う調査の双方に対応し得る埋蔵文化財専門職員数が確保できるよう、関係機関への丁寧な説明と理解向上を図り、発掘調査体制の強化に努める。また、国や米軍とは、可能な限り早期に基地内調査についての情報収集や調整、各種申請の開始に努める。

[成果指標]

- ・文化財の指定件数については、新たな指定に向けて、候補物件の情報収集を行うとともに、文保審から調査指示が出されている物件については、調査を進める。
- ・史跡等への訪問者数については、史跡内の石畳や案内板等の整備（多言語化含む）、歴史資料館の新設、史跡等を活用したイベントの開催、首里城正殿等復興を見せる一般公開は進んでいるため、新型コロナウイルス感染症予防対策及び状況改善により、グスク群全体の訪問者の総数は今年度よりは増加になると予想される。

「施策」総括表

施策展開	1-(4)-イ	文化の担い手の育成
施策	① 伝統文化の後継者育成・確保	
対応する主な課題	② 伝統芸能や伝統工芸の後継者となる伝承者養成は一朝一夕にできるものではなく、長年にわたる技術や技芸の修練と研鑽が必要であり、長期的・継続的な取組が求められる。	
関係部等	教育庁	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
○伝承者・後継者の養成					
1	伝承者養成・技術錬磨事業 (教育庁文化財課)	2,984	順調	国・県指定無形文化財(芸能、工芸)の伝承者を養成するために研修等の経費を一部を補助することにより支援した。	県 保存会
○多様な機会を通じて技能習得ができる環境の構築					
2	伝統行事保存継承事業 (教育庁文化財課)	2,098	順調	令和2年11月に大分県で開催された第61回九州地区民俗芸能大会へ当間伝統芸能保存会(南城市)を派遣。また、大会での進行等を支援した。国庫補助事業は、西表島の節祭衣装新調事業と塩屋湾のウングミ修理新調事業の進め方について文化庁との調整や交付申請書・実績報告書の作成を支援。	保存会等

II 成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 伝承者養成・技術錬磨事業における伝承者養成数(累計)	1,519人 (H23年度)	8,301人	9,712人	11,194人	12,742人	14,321人	13,901人	達成	15,301人
担当部課名	教育庁文化財課								
状況説明	令和2年度の計画値を達成した。								

III 施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%	➡	施策推進状況	順調
II 成果指標の達成状況 (Do)	100.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策は、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ○伝承者・後継者の養成 ・「組踊」「琉球舞踊」等の伝承者養成事業については、研修生の人数が過大であるため、全員で効果的な研修を実施するには、研修会場や稽古場、発表会の持ち方等に課題がある。また、工芸技術の伝承者養成事業等は、限られた予算で、伝承者の養成が確実に行われている。</p> ○多様な機会を通じて技能習得ができる環境の構築 ・伝統行事保存継承事業については、九州地区民俗芸能大会への応募や国庫補助事業等の活用において、市町村担当者への周知方法を改善する必要がある。また、保存会等が行う国庫補助事業については、事業開始前から事業実施中も保存会等との調整を綿密に行う必要がある。 外部環境の分析 ○伝承者・後継者の養成 ・伝承者養成・技術錬磨事業については、無形文化財(芸能)は、生活様式や言語状況の変化等により、常に消滅変容の危険と隣り合わせである。また、工芸技術は、現状を維持しているものの、離島地域北部地域での高齢化、過疎化が伝承者養成事業の実施に影響を及ぼす可能性が高まっており、対策が必要である。加えて、高齢者が多く参加する伝承者養成事業において、徹底した感染症対策が求められる。 ○多様な機会を通じて技能習得ができる環境の構築 ・伝統行事保存継承事業については、少子高齢化により、伝統行事を継承する人材が減少している地域もみられる。
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○伝承者・後継者の養成

- ・「組踊」「琉球舞踊」等の研修生が多い伝承者養成事業については、感染症対策を徹底し、コロナ渦でもより効果的な研修が実施できるよう保存会事務局と連絡調整をしながら、その内容や方法等について具体的計画的に検討する。
- ・工芸技術は、工芸の種別ごとに抱える課題が異なるため、課題解消に向けての方法や内容等について保存会事務局と連絡調整をしながら具体的計画的に検証する。

○多様な機会を通じて技能習得ができる環境の構築

- ・伝統行事保存継承事業については、市町村文化財保護行政担当研修会等において、九州地区民俗芸能大会については映像資料や記録集を用いて、国庫補助事業については過去の取組事例の紹介や対象となる事業について説明を行い、これらの事業を活用するメリット等を周知する。また、令和4年度の九州地区民俗芸能大会（沖縄大会）に向けて、派遣団体募集及び決定を今年度内に実施する。

「施策」総括表

施策展開	1-(4)-イ	文化の担い手の育成
施策	② 創造的芸術文化の発展を担う人材の育成	
対応する主な課題	②伝統芸能や伝統工芸の後継者となる伝承者養成は一朝一夕にできるものではなく、長年にわたる技術や技芸の修練と研鑽が必要であり、長期的・継続的な取組が求められる。 ③子どもたちをはじめ多くの県民が、国内外の優れた文化技術を鑑賞できる機会が十分ではないため、文化創造活動の尊さや芸術の感動を体感できる環境づくりが課題である。 ④幅広い芸術を専門的に学ぶ教育機関である県立芸術大学については、アーツマネジメントなど芸術に関連した分野への就業又は起業を促すカリキュラムの設置などにより、教育機能を充実していくことが求められている。	
関係部等	文化観光スポーツ部、教育庁	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実				
1 文化芸術創造発信力強化支援事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	0	未着手	令和元年度で終了。後継事業無し。	県 民間
2 沖縄県芸術文化祭事業費 (文化観光スポーツ部文化振興課)	5,242	順調	新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年11月に開催予定であった文化祭本展および移動展覧会は中止となった。 代替として書道・写真・美術の各部門審査員と過年度受賞者の作品を展示する特別展を、令和3年3月に開催するほか、美術鑑賞の手引きとなる動画の作成・放映とパンフレットの作成・配付を行った。	県 文化振興会
3 九州芸術祭事業費 (文化観光スポーツ部文化振興課)	1,350	順調	九州芸術祭文学賞として、未発表の文学作品(小説)の公募を行い、最優秀作は「文学界」(文藝春秋)に掲載された。また沖縄県芸術文化祭舞台部門として宮古島市において伝統芸能公演を行った。	県 文化振興会
4 文化振興事業費 (教育庁文化財課)	565	順調	文化庁、県、市町村教育委員会及び学校等との共催により鑑賞機会提供事業を実施した。内容は、ミュージカル、オーケストラ、児童劇、音楽などの鑑賞やワークショップ・共演を実施した。また、離島・へき地の児童生徒に芸術鑑賞提供するため、石垣市で2公演(木管五重奏)実施した。	国 県 関係団体
5 青少年文化活動事業費 (教育庁文化財課)	4,990	大幅遅れ	文化活動の発表の場を確保するとともに各分野の技術向上を図るため、県中学校文化連盟及び県高等学校文化連盟の強化費、大会運営費、派遣費に関する補助を行った。多くの県外大会が中止やネット開催となり、派遣人数は大幅に減少した。	県
6 伝統芸能公演への支援 (文化観光スポーツ部文化振興課)	63,730	順調	県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに若手実演家の育成を図るため、国立劇場おきなわや各市町村と連携しかりゆし芸能公演を16回、重要無形文化財保持者等公演を1回、合計17公演実施した。 (コロナ感染拡大防止による中止12公演)	県 文化振興会
7 地域の文化芸術振興事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	9,758	順調	離島・過疎地域等における文化芸術舞台公演の鑑賞機会を提供するため、恩納村・宜野座村・本部町・伊平屋村・伊是名村の計5ヶ所で実演家による文化芸術舞台公演もしくはリモート形式による双方向動画の放映を行った。また、国立劇場おきなわの巡回公演については本島北部向けに動画収録と放映を行った。	県 国立劇場お きなわ 民間

○沖縄県立芸術大学の教育機能の充実					
8	沖縄県立芸術大学における研究活動の支援 (文化観光スポーツ部文化振興課)	0	順調	大学院修士課程修了以上の研究業績を有する等一定の要件を満たし、研究活動の継続を希望する卒業生28名を、附属研究所共同研究員として受入れることで研究活動を支援している。また、職業への興味・関心を高める科目や、学生が自らの進路を設計する科目を設置してしており、令和2年度は167名の学生が受講した。	県 沖縄県立芸術大学
9	沖縄県立芸術大学における教育研究活動の推進 (文化観光スポーツ部文化振興課)	180,787	順調	沖縄県立芸術大学において、カリキュラムに沿った授業等の教育活動の実施、及び教員による研究活動を推進した。令和元年度は124名(学部94名、大学院30名)の卒業生、修了生を送り出した。	国 日本学術振興会 民間 沖縄県立芸術大学
10	沖縄県立芸術大学における就職支援 (文化観光スポーツ部文化振興課)	6,859	順調	令和2年度は、昨年度訪問した企業を中心に求人情報の収集及び学生の特性PRを実施。また、学内合同企業説明会を1回開催(10社参加)。	県 沖縄県立芸術大学

II 成果指標の達成状況 (D○)

1	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値 R2(C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			
	沖縄県芸術文化祭参加者数	6,290人 (22年度)	8,607人	7,733人	8,090人	8,402人	984人	9,629人	未達成	10,000人
	担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
	状況説明	令和2年度においてはコロナ禍により芸術文化祭本展の開催が中止となり、代替イベントとして小規模の特別展を開催した。特別展の入場者数はのべ883人、舞台部門の入場者数は101人。実績値は、これらの合計である984人とした。								
2	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値 R2(C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			
	文化庁等提供事業芸術鑑賞児童生徒数	11,834人 (H23年度)	9,382人	12,954人	11,881人	20,034人	14,870人	12,883人	達成	13,000人
	担当部課名	教育庁文化財課								
	状況説明	各教育委員会との連携を図り、本事業を周知したことで、応募校の増加につながった。この取組を継続したことによって、鑑賞児童数が増加し、計画値を上回った。								
3	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値 R2(C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			
	沖縄県高等学校総合文化祭、中学校総合文化祭等への参加者数	11,600人/年 (H23年度)	10,946人/年	11,788人/年	12,199人/年	12,251人/年	7,057人/年	12,410人/年	未達成	12,500人/年
	担当部課名	教育庁文化財課								
	状況説明	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための大会の中止や規模縮小により、参加数の大幅減となった。								
4	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値 R2(C)	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			
	県立芸術大学卒業者の就職率(起業含む)	58% (H23年度)	60.4% H29.3卒	77.6% H30.3卒	67.3% H31.3卒	81.1% R2.3卒	67.8% R3.3卒	64.3%	達成	65.0%
	担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
	状況説明	令和2年度の就職率(令和3年4月27日現在)は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、昨年度より13.3%落ち込んだが、令和2年度の計画値である64.3%を達成した。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	80.0%
II 成果指標の達成状況（Do）	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

○文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実

- ・文化芸術創造発信力強化支援事業については、当該事業は、平成28年度実施「県単補助金に関する基礎調査」により令和元年度で終了となった。
- ・文化振興事業費については、本県は、学力向上対策が最重要課題であり、このため各学校とも授業時数の確保等が優先される傾向が見られる。行政説明会や小中学校校長研修会等で事業の周知は進んでいるが、市町村によって応募学校の差が見られる。
- ・青少年文化活動事業費については、離島生徒の参加において、県内大会そして県外大会と航空機や船等の利用が必須のため保護者の経済的負担が大きい。また、中文連及び高文連に専門部がない様々な分野に人気が集まり、小グループで楽しみながら活動している。
- ・伝統芸能公演への支援については、チケットの販売は、各公演団体が独自に行っており、団体の規模等により販売数に差異がある。また、インターネット等によるチケット販売は行っていない。
- ・地域の文化芸術振興事業については、補助金額が低く、入場料をとってはいけない等、制度を活用する団体にとって、現状として利用しにくい制度になっている。

○沖縄県立芸術大学の教育機能の充実

- ・沖縄県立芸術大学における研究活動の支援については、卒業後の進路として、継続して創作・活動演奏活動に取り組むため、アルバイトなど「短期就労」を進路として選択する学生も存在する。
- ・沖縄県立芸術大学における就職支援については、県立芸術大学学生が希望する職種は、自らの専門性を活かせるような分野であり、一般職総合職のような求人が多い分野ではないため、選択肢が限られてくる。芸術のプロを目指す学生にとっては、卒業後も技術を向上させていかなければならず、研究活動を継続するため、そもそも就職を考えていないことがある。

外部環境の分析

○文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実

- ・文化芸術創造発信力強化支援事業については、採択団体の一つが、人数編成を工夫し少人数で多くの離島を巡ったことで、開催回数を増やすことができた。県内オーケストラ団体が経験を積み、自ら公演を開催できるようになってきたことで、公演の機会が増えてきた。
- ・沖縄県芸術文化祭事業費については、新型コロナウイルス感染症により、多人数が集まる展示会などが開催困難となっている。また、出品者が高齢化していることが課題になっている。
- ・九州芸術祭事業費については、応募作品数が横ばい傾向にある。
- ・文化振興事業費については、他県に比べても離島が多いことなどから、準備に要する時間や移動時間がかかるため開催回数が限られ、芸術文化に触れる機会がまだまだ足りない。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため公演中止の可能性もある。
- ・青少年文化活動事業費については、新型コロナウイルス感染症状況によっては、大会の中止、規模縮小等の可能性がある。
- ・伝統芸能公演への支援については、イベントのチケット購入については、インターネットによる購入も普及している。
- ・地域の文化芸術振興事業については、県内の新型コロナウイルス感染症にかかる状況から、集客をとまなう公演開催が困難となっている。離島北部地域においては、伝統芸能公演の鑑賞機会が少ない。国立劇場まで行かないと伝統芸能公演が鑑賞できない。また、離島北部地域における伝統芸能の担い手が少ないことから、自主的な公演開催につなげることができない。

○沖縄県立芸術大学の教育機能の充実

- ・沖縄県立芸術大学における研究活動の支援については、沖縄労働局が発表した令和3年1月末時点での就職内定状況によれば、新規大卒者の県内での内定率は57.9%で前年同月比2.2ポイント増加したのに対し、県外就職内定率は62.7%で3.8ポイント減少している。
- ・沖縄県立芸術大学における教育研究活動の推進については、国の高大接続改革実行プランと併せて新型コロナウイルス等の感染症拡大に対応した入学者選抜試験の実施が求められている。
- ・沖縄県立芸術大学における就職支援については、有効求人倍率が前年同月と比べ下回っている。（平成31年1月 1.23倍→令和2年1月 1.11倍）

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・沖縄県芸術文化祭参加者数については、コロナ禍により芸術文化祭本展の開催が中止となり、目標値を達成することができなかった。
- ・沖縄県高等学校総合文化祭、中学校総合文化祭等への参加者数については、県中学校総合文化祭や県高等学校総合文化祭は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための大会の中止や規模縮小により、参加者数の大幅減となった。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○文化芸術の鑑賞機会・公演機会の充実

- ・文化芸術創造発信力強化支援事業については、本事業は令和元年度で終了したが、他事業において離島地域でのクラシック公演が可能になるよう募集要綱等の改正を行った。
- ・沖縄県芸術文化祭事業費については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する取組を徹底した上で、本展等の開催を行えるよう努める。また、引き続き、来場者および出品者の関心を引くような広報の方策を検討実施するなどの工夫を行う。加えて、若い世代への認知を高めるため、引き続き県内大学への周知に取り組む。
- ・九州芸術祭事業費については、県及びマスコミ等の広報媒体を活用し、広報周知の強化を図る。
- ・文化振興事業費については、行政説明会や市町村教育委員会担当者への事業の周知を継続し、併せて各学校への周知や応募の呼びかけを実施する。また、応募数の少ない市町村には応募を再度呼びかける。加えて、過去、県内での実施実績のある芸術団体個人に働きかけ、新たな学校が応募できるように支援する。
- ・青少年文化活動事業費については、中文連においても高文連同様、共催大会を派遣補助対象大会として拡大を図り、保護者経済的な負担を軽減するために引き続き支援を行う。また、県高校総合文化祭等への参加者数を増やすために高文連と連携し、吹奏楽部門等の運搬費補助について継続して支援を行う。加えて、中文連、高文連に対して、新型コロナウイルス感染症に係るイベント等実施ガイドライン等の周知、支援を行う。
- ・伝統芸能公演への支援については、従来の公演団体によるチケット販売方法も維持しつつ、文化振興会のホームページで、インターネットによるチケット販売を行う。
- ・地域の文化芸術振興事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る施策を徹底した上で、本島北部および離島における文化芸術の鑑賞機会を創出する。また、離島北部地域において、国立劇場おきなわで実施している伝統芸能公演を実施し伝統芸能に興味関心を持つ機会を提供する。

○沖縄県立芸術大学の教育機能の充実

- ・沖縄県立芸術大学における研究活動の支援については、引き続き、学生自ら進路をデザインするカリキュラムを設置するほか、就職支援アドバイザー等を活用し、小さい大学ならではの、学生一人ひとりに対するきめ細かな進路相談等を行う。
- ・沖縄県立芸術大学における教育研究活動の推進については、今後も国の高大接続改革実行プランに基づき、大学が個別に行う入学者選抜試験の改革を適切に進める。併せて、新型コロナウイルス等の感染症拡大状況も考慮しながら入学者選抜試験を実施する。
- ・沖縄県立芸術大学における就職支援については、引き続き、大学が設置している就職支援アドバイザーと本事業の就職コーディネーターが連携し、事業を通じて得られた有益な情報を共有する。また、引き続き、学内合同企業説明会は、クリエイティブ系を必要としている県内外の企業に参加を促すことで、就職先のマッチングが図られる取組に繋げる。

[成果指標]

- ・沖縄県芸術文化祭参加者数については、今回はイレギュラーな要因により目標を達成することが出来なかったが、引き続き参加者増への取り組みを行っていく。
- ・沖縄県高等学校総合文化祭、中学校総合文化祭等への参加者数については、中文連においても高文連同様、共催大会を派遣補助対象大会として拡大を図り、離島生徒が大会へ参加しやすくなるように引き続き支援を行う。

「施策」総括表

施策展開	1-(4)-ウ	文化活動を支える基盤の形成
施策	① 芸術文化活動拠点の活用・充実	
対応する主な課題	①県内には、伝統芸能の保有者やアーティストが活躍できる場が少なく、その力が生かされていらないなど、芸術文化創造活動を支える仕組みが十分とはいえないことから、関係機関が連携し、文化芸能活動を支える仕組みを充実させる必要がある。 ②国立劇場おきなわ、県立博物館・美術館等については、県民等が利活用しやすい環境づくりが課題となっている。また、新たな文化発信交流拠点の整備に向けて取り組む必要がある。	
関係部等	文化観光スポーツ部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 伝統芸能公演への支援 (文化観光スポーツ部文化振興課)	63,730	順調	県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに若手実演家の育成を図るため、国立劇場おきなわや各市町村と連携しかりゆし芸能公演を16回、重要無形文化財保持者等公演を1回、合計17公演実施した。 (コロナ感染拡大防止による中止12公演)	県 文化振興会
2 博物館・美術館の管理運営 (文化観光スポーツ部文化振興課)	105,934	大幅遅れ	収蔵資料を展示する常設展・コレクション展のほか、企画展・特別展を計13回開催した。また、学芸員講座、バックヤードツアー、文化講座等を実施した。	県
3 文化発信交流拠点の整備 (文化観光スポーツ部文化振興課)	0	順調	グローバルな文化の受信・発信機能、プロフェッショナルな芸能の創造・継承機能、専門人材の育成機能を持つ文化発信交流拠点の整備に向けて、都市計画等に関する条件整理や調整を進め、実施計画策定業務に取り組んだ。	県

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 国立劇場おきなわの入場者数	62,497人 (H23年度)	50,636人	61,153人	58,417人	54,792人	11,827人	63,850人	未達成	64,000人
担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
状況説明	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの公演が中止となったため、入場者数も大幅に減となっている。								
成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
2 県立博物館・美術館の入場者数	452,502人 (H22年度)	435,239人	508,822人	504,894人	577,528人	160,000人	495,250人		
担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
状況説明	沖縄の自然や歴史・芸術文化に関する収蔵資料を展示する常設展・コレクション展をはじめ、今年度は本県の自然環境や染織文化等にスポットをあてた特別展、企画展及び沖縄出身の画家や写真家の展覧会を実施した。また、各種催事の開催に取り組んだが、新型コロナウイルス感染拡大による2度の臨時休館やイベントの中止、縮小等のため誘客ができず目標を達成できなかった。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	66.7%
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能公演への支援について、チケットの販売は、各公演団体が独自に行っており、団体の規模等により販売数に差異がある。また、インターネット等によるチケット販売は行っていない。 ・博物館・美術館の管理運営については、開館から13年が経過し、施設や展示設備の経年劣化が見られる。 ・文化発信交流拠点の整備については、施設整備基本計画において施設整備エリアとして決定したエリアは、都市計画決定を受けた都市緑地であることから、都市計画関連の条件整理や調整に時間を要する。また、当該都市緑地の整備の事業主体は浦添市である。関係団体との意見交換において、状況の変化に対応した計画の変更等が必要ではとの意見があった。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能公演への支援については、イベントのチケット購入については、インターネットによる購入も普及している。 ・博物館・美術館の管理運営については、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明なため、国外、県外からの利用者の増加が見込めない。 ・文化発信交流拠点の整備については、平成30年度には琉球新報ホールが整備され、令和3年11月には那覇市に文化芸術劇場が開場する予定であり、那覇市内における劇場機能が強化される。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立劇場おきなわの入場者数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、自主公演30公演のうち13公演が中止となり、実施公演についても客席を50%以下に減らしての開催となった。また、貸劇場公演のについても、中止や延期・収容率を減らしての開催など、同様の対応が必要となったことから、劇場への集客が困難であった。 ・県立博物館・美術館の入場者数については、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による沖縄県緊急事態宣言に伴う臨時休館（4月10日から5月20日、8月2日から9月5日）や、イベント等の開催制限により、県内容はもとより、県外、国外からの利用者が激減したことによるものである。

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能公演への支援については、従来の公演団体によるチケット販売方法も維持しつつ、文化振興会のホームページで、インターネットによるチケット販売を行う。 ・博物館・美術館の管理運営については、施設や展示設備の修繕等を計画的に実施し、県民等の利用しやすい環境を整える。また、指定管理者と連携し、県内容、特に、県内小中高、学校関係者の利用促進を図るため、周知広報に努めるとともに、コロナ禍に鑑みWEBを活用した動画配信等の情報発信に取り組む。 ・文化発信交流拠点の整備については、関係機関との意見交換、施設のあり方等について調整を進め、実施計画の策定に向けて取り組む。 <p>[成果指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立劇場おきなわの入場者数については、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着いた後には、より多くのお客様に劇場に足を運んでいただけるよう、県による国立劇場おきなわ鑑賞層拡大事業等を活用した事業やSNS等を利用した劇場PRなどを行い、国立劇場おきなわの公演を知る機会の少ない年齢層や県外・海外観光客などの集客を図る。 ・県立博物館・美術館の入場者数については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、指定管理者と連携し、県内容、特に、県内小中高、学校関係者の利用促進を図るため、周知広報に努めるとともに、コロナ禍に鑑みWEBを活用した動画配信等の情報発信に取り組む。
--

「施策」総括表

施策展開	1-(4)-ウ	文化活動を支える基盤の形成
施策	② 社会全体で文化活動を支える基盤の構築	
対応する主な課題	①県内には、伝統芸能の保有者やアーティストが活躍できる場が少なく、その力が生かされていらないなど、芸術文化創造活動を支える仕組みが十分とはいえないことから、関係機関が連携し、文化芸能活動を支える仕組みを充実させる必要がある。 ③地域の文化は、文化関係団体をはじめ、県民、NPO・ボランティア、企業など多様な主体の参画により支えられ発展していくことから、文化関係機関相互が連携し情報交換等を行いながら、文化の保全・継承・発展に対する県民の関心や意識を高め、沖縄社会全体で文化活動を支える環境を構築することが求められる。	
関係部等	文化観光スポーツ部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
1	しまくとぅば普及センター(中核的機能)の設置・運営 (文化観光スポーツ部文化振興課)	87,783	順調	平成29年度に設置した「しまくとぅば普及センター」の運営を沖縄県文化協会へ委託し、各地域における人材の養成や活用とのコーディネートその他、地域の会話集の作成、しまくとぅば検定の実施、県民からの相談対応等の業務を行った。	県
2	沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	145,288	順調	県内文化関係団体を対象に、文化芸術活動の持続化に向けた課題解決の取組、魅力的な創造発信を行う取組、文化芸術資源を活用して地域の諸課題の解決を図る取組を公募し、89件採択、補助金を交付した。 採択された取組について、補助を行うとともに文化の専門人材によるハンズオン支援を行った。	県
3	沖縄県文化振興会への支援と連携 (文化観光スポーツ部文化振興課)	63,730	順調	県民及び来県者に伝統芸能の鑑賞機会を提供するとともに若手実演家の育成を図るため、国立劇場おきなわや各市町村と連携しかりゆし芸能公演を16回、重要無形文化財保持者等公演を1回、合計17公演実施した。 (コロナ感染拡大防止による中止12公演)	県 文化振興会
4	地域の文化継承・発信支援事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	10,901	大幅遅れ	県内各地域の伝統行事、伝統芸能、しまくとぅば等の普及・継承についての座談会を無観客で1回実施した。また、例年は開催している「特選沖縄の伝統芸能」(普段は地域の祭事等でしか披露されていない各地域の伝統芸能を一カ所に集め、国立劇場おきなわで披露する公演)は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となった。	県 文化協会

II 成果指標の達成状況 (D○)

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A) R2(C)			
1	県が支援した文化芸術関連イベントの来場者数	149,527人 (H23年度)	114,994人	164,478人	167,671人	324,595人	18,331人	147,253人	未達成	147,000人
	担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
	状況説明	令和2年度実施の文化芸術関連イベント37件に対し、支援(後援)を行ったところ、18,331人の来場があった。								
2	県文化協会加入率	63.4% (H23年度)	65.8%	65.8%	65.8%	68.3%	68.3%	70.0%	74.2%	70.7%
	担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
	状況説明	令和元年12月に伊江村文化協会が発足したが、計画地には届かなかった。県内41市町中、28市町村において、地域文化協会が発足している。今後も未発足市町村に文化協会をとらして結成するよう働きかけていく。								

III 施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	75.0%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
II 成果指標の達成状況 (Do)	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ・しまくとぅば普及センター(中核的機能)の設置・運営については、県内各地域のことがそれぞれ異なるため、各地域に適したきめ細かい支援が重要である。また、各地域への支援のためには、コーディネート業務が重要となるが「しまくとぅば普及センター」人員は、自身になじみのない地域においては、地域の普及団体等との信頼関係構築に時間を要する。全県的な取組につながるよう、講師養成講座及びしまくとぅば検定の実施回数及び実施場所を拡充するとしているが、これらの実施に期間を要している。 ・沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業については、引き続き、本県の多様で豊かな文化芸術活動の持続的発展を支える環境の形成を推進する。 ・沖縄県文化振興会への支援と連携については、チケットの販売は、各公演団体が独自に行っており、団体の規模等により販売数に差異がある。また、インターネット等によるチケット販売は行っていない。 ・地域の文化継承・発信支援事業については、地域文化継承に関して、文化関連団体間の横の連携が取れていない。各地の取組について情報交換できるような場がない。</p> <p>外部環境の分析 ・しまくとぅば普及センター(中核的機能)の設置・運営については、新型コロナウイルス感染症拡大により、対面でのイベント講義が実施困難になっている。「しまくとぅば県民意識調査」によると、「しまくとぅば」を話せる人の割合は昨年度より下落した。一方で、しまくとぅばに親しみを感じている人やしまくとぅばは必要であると思う人の割合、しまくとぅばへの理解度は高い割合で推移している。 ・沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、イベントを企画する主催者等は、感染防止対策が業種毎に策定された「業種別ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」に基づきイベントを実施する必要がある。 ・沖縄県文化振興会への支援と連携については、イベントのチケット購入については、インターネットによる購入も普及している。 ・地域の文化継承・発信支援事業については、各地域の住民が、自らの地域の伝統行事伝統芸能の重要性や価値を共有できていない。娯楽の多様化に伴い、自らの地域の伝統行事伝統芸能への関心が薄れている。コロナ禍により、各種のイベント中止が相次いでいる。</p> <p>[成果指標] 未達成の成果指標の要因分析 ・県が支援した文化芸術関連イベントの来場者数については、新型コロナウイルス感染症の影響で各イベント等が中止及び延期になったためである。 ・県文化協会加入率については、未発足地域の内、伊江村において伊江村文化協会が発足したが、他の地域においてはまだ未結成である。</p>

IV 施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組] ・しまくとぅば普及センター(中核的機能)の設置・運営については、公民館を含む市町村、市町村文化協会などの文化関係団体等と連携を図り、各実施主体も主体的にしまくとぅば普及活動に取り組んでいただくよう、働きかけを強化する。 ・沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業については、採択された事業者に対して、「業種別ガイドライン」等に基づきイベントを実施するように委託を行っている文化振興会と連携しながら事業の進捗管理をこまめに行うとともに、事業の周知のためのシンポジウムや相談会については、県内の感染状況やイベントの性質、医療提供体制への影響などを勘案し、必要に応じて、ホームページへの動画掲載等の代替案を検討する。 ・沖縄県文化振興会への支援と連携については、従来の公演団体によるチケット販売方法も維持しつつ、文化振興会のホームページで、インターネットによるチケット販売を行う。 ・地域の文化継承・発信支援事業については、引き続き各地域の特色違いを再発見し愛着を持ってもらうため、文化の基層であり、地域ごとに特色がある「しまくとぅば」を絡めたシンポジウムや、地域の伝統芸能等を集めた公演を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を徹底の上で開催する。また、地域の伝統芸能等に関するテーマを1つ取り上げた講演会を開き、複数の地域を招いて情報交換の場を提供することで、県民1人1人が自身の地域の伝統文化を見つめ直すよう機運醸成を図る。</p> <p>[成果指標] ・県が支援した文化芸術関連イベントの来場者数については、新型コロナウイルス感染症対策をしたイベントについて後援していく。 ・県文化協会加入率については、沖縄県文化協会をとおして、関係団体へ挨拶回りをしたり、イベントへの参加や協力を呼びかけたりする等、文化協会未結成の市町村へ働きかけを行う。</p>
--

「施策」総括表

施策展開	1-(4)-エ	文化の発信・交流
施策	① 国内外における文化交流の推進と発信力の強化	
対応する主な課題	①文化は交流により育まれ、互いの文化を理解しあうことにより発展するため、国際的な文化交流イベントから草の根レベルの交流活動まで幅広い取組を強化していくことが求められている。 ②沖縄は魅力的な文化資源に恵まれているが、こうした文化資源の魅力を効果的に発信していくための基盤が不十分であり、発信力の強化が課題である。 ③先人が築き上げた伝統文化である沖縄空手の保存・継承・発展のために、沖縄空手会館を拠点とした国内外への情報発信や空手愛好家の受入体制強化、後継者育成が必要である。	
関係部等	教育庁、文化観光スポーツ部、企画部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○沖縄文化を軸とした国内外との交流・発信				
1	0	未着手	新型コロナウイルス感染症による事業中止。	県
2	0	未着手	新型コロナウイルス感染症による事業中止。	県
3	0	大幅遅れ	平成25年度から公益財団法人沖縄県文化振興会が世界エイサー大会実行委員会の事務局を務めている。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、大会の開催は中止となったが、世界エイサー大会実行委員会を開催し、エイサーの普及啓発及び団体間の相互交流等について意見交換を行った。	文化振興会
4	0	順調	音楽イベントへの知事挨拶1件など側面的支援により、県内外や海外へ沖縄音楽の魅力を発信した。	県
5	9,276	順調	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響により、観光客誘客のPR及び舞台公演の実施が難しい状況下にあったため、舞台公演等の自粛期間中において、実演家やテクニカルスタッフを活用し、沖縄の伝統芸能分野における広報用映像や多言語字幕等のソフトを作成した。	県
6	131,532	大幅遅れ	令和2年度より、国際セミナーは沖縄空手の世界大会における「沖縄空手セミナー」と併せて行うこととした。 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、空手の日記念演武祭は規模を縮小して実施し、また、空手指導者の派遣は事業内容を見直し沖縄空手指導者のセミナー映像を制作した。	県
7	9,003	順調	『無形文化財・民俗文化財編』の刊行に際して、本事業では新たに指定になった文化財を加えて、県民が文化財に親しみを持つような、デザイン性を重視した編集を行う。さらに、本事業で収集した文化財情報および写真を基礎データとして今後の沖縄の歴史、文化財の普及、啓発活動に活用していく。	県
8	45,135	大幅遅れ	沖縄～奄美群島の航空運賃及び航路運賃を支援し低減し、支援した運賃の利用者数が、航空路10,259人、航路17,050人となった。	県

9	沖縄文化の継承、発展及び発信 (文化観光スポーツ部文化振興課)	0	順調	令和2年3月に「琉球歴史文化の日」の制定について11月1日が候補日として発表された。それに伴い琉球歴史文化の日を定めた琉球歴史文化の日条例の制定に向け取り組んだ。	県
○文化発信交流拠点の形成					
10	文化発信交流拠点の整備 (文化観光スポーツ部文化振興課)	0	順調	グローバルな文化の受信・発信機能、プロフェッショナルな芸能の創造・継承機能、専門人材の育成機能を持つ文化発信交流拠点の整備に向けて、都市計画等に関する条件整理や調整を進め、実施計画策定業務に取り組んだ。	県
11	琉球王国文化遺産集積・再興事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	65,590	順調	戦災等により失われた琉球王国時代の有形無形の文化財の模造復元製作に取り組み、令和2年度は木彫2件、漆芸2件、三線1件の5件(累計65件)が完成した。また復元資料を紹介する展覧会を宮古島市、石垣市、首里城公園で開催し、関連催事では製作者による報告会を開催した。	県

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 文化交流を目的に海外へ派遣した生徒数(累計)	10人 (23年度)	391人	465人	535人	599人	599人	631人	94.8%	700人
担当部課名	教育庁文化財課								
状況説明	本事業は、芸術文化交流を目的に海外へ生徒を派遣しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、海外へ派遣することができなかった。派遣した生徒数は、昨年度からの累計599人のままで、計画値に届かなかった。								
2 県が支援した文化交流イベントの来場者数	14,960人 (23年度)	31,240人	47,531人	34,419人	75,748人	49,022人	37,496人	達成	40,000人
担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
状況説明	令和2年度は、沖縄芸能などを通じて県外との文化交流を図るイベント7件に対し支援(後援)を行った結果、1,043人の来場があった。								
3 世界エイサー大会の来場者数	64,900人 (23年度)	5,621人	1,920人	1,500人	0人	0人	1,800人	未達成	6,000人
担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
状況説明	世界のウチナーンチュ大会を盛り上げるため、コンテスト形式の大会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。								
4 県外・海外からの空手関係者来訪数	80人 (24年度)	1,188人	6,453人	7,169人	8,871人	71人	8,400人	未達成	9,400人
担当部課名	文化観光スポーツ部空手振興課								
状況説明	新型コロナウイルス感染症拡大により、県外・海外からの空手関係者の来訪が著しく減少した。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	54.5%
II 成果指標の達成状況（Do）	25.0%



施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
--------	------------------------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

○沖縄文化を軸とした国内外との交流・発信

- ・芸術文化国際交流、書道（グローバル・リーダー育成海外短期研修事業）については、当事業を実施するにあたり、県高等学校文化連盟、専門部及び旅行社と密に連携を図り、相互理解を深め、情報の共有化と互いの役割分担を明確にする必要がある。
- ・世界エイサー大会開催支援事業については、世界エイサー大会については、平成22年度から平成24年度までの3年間は県主導による実行委員会で実施し、「エイサーを活用した新たなイベントの創出」、「エイサーの魅力国内外へ発信」、「エイサー団体の相互交流」といった事業目的を一定程度達成した。また、平成25年度からは民間主導型へ移行し、県として側面的な支援を行っている。
- ・沖縄の音楽産業振興の推進については、過去に県主導で実施した音楽イベントは民間へ移管しているが、今後とも音楽産業の発展に資する支援が必要となる。
- ・文化観光戦略推進事業については、引き続き、外国人観光客に向けた沖縄の文化芸能を活用した観光コンテンツのプロモーションを実施する必要がある。
- ・沖縄空手の振興については、沖縄空手を振興するため策定した沖縄空手振興ビジョン及び同ロードマップに基づき、空手関係イベントや沖縄空手会館を拠点とした利活用事業等を展開した。
- ・みんなの文化財図鑑刊行事業については、推定された文化財の中には、数百点の資料を有する文化財もあり、各文化財ごとに状況が異なるため、写真撮影や説明文の内容など、工夫の必要がある。
- ・沖縄・奄美連携交流促進事業については、H30の実態調査から、利用者は「仕事」、「観光」、「帰省」など交流目的の利用が多く、事業目的に沿った利用がなされている。
- ・沖縄文化の継承、発展及び発信については、先人たちが創り上げてきた沖縄県の歴史及び文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成を目指すとともに、新たな歴史や文化を自らの手で創造していく意識を醸成するため、琉球歴史文化の日条例を制定した。

○文化発信交流拠点の形成

- ・文化発信交流拠点の整備については、施設整備基本計画において施設整備エリアとして決定したエリアは、都市計画決定を受けた都市緑地であることから、都市計画関連の条件整理や調整に時間を要する。また、当該都市緑地の整備の事業主体は浦添市である。加えて、関係団体との意見交換において、状況の変化に対応した計画の変更等が必要ではとの意見があった。
- ・琉球王国文化遺産集積・再興事業については、復元資料を展示する「手わざ」展では、模造復元資料を通して琉球王国の文化や復元した手わざ（技術）及びその製作工程を幅広く紹介するための発信方法を工夫する必要がある。

外部環境の分析

○沖縄文化を軸とした国内外との交流・発信

- ・芸術文化国際交流、書道（グローバル・リーダー育成海外短期研修事業）については、新型コロナウイルス感染症等による感染拡大防止のため、航空便運航状況など渡航制限がありうる。現地交流校との受入日程調整が必要となる。
- ・世界エイサー大会開催支援事業については、大会の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。
- ・沖縄の音楽産業振興の推進については、民間主導型の音楽イベントが各地域で開催されており、音楽イベントの多様化が進んでいる。
- ・文化観光戦略推進事業については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、舞台公演を企画する主催者等は、感染防止対策が業種毎に策定された「業種別ガイドライン」及び「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県イベント等実施ガイドライン」に基づきイベントを実施する必要がある。
- ・沖縄空手の振興については、空手が2020年東京オリンピックの正式種目となったことから、「空手発祥の地沖縄」を世界に発信する絶好の機会が生まれた。
- ・みんなの文化財図鑑刊行事業については、文化財の保護は市町村単位で行っている。無形文化財民俗文化財は伝承は保存会が主体的に行っている。
- ・沖縄・奄美連携交流促進事業については、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産登録後は国内外の関心を集めることが予想される。
- ・沖縄文化の継承、発展及び発信については、令和元年10月31日に首里城が焼失し、国内外に大きな衝撃と深い悲しみを与えた。首里城が沖縄の歴史や文化のシンボルであり、県民のアイデンティティと深く結びついていることを改めて認識させられるものであった。

○文化発信交流拠点の形成

- ・文化発信交流拠点の整備については、平成30年度には琉球新報ホールが整備され、令和3年11月には那覇市に文化芸術劇場が開場する予定であり、那覇市内における劇場機能が強化される。
- ・琉球王国文化遺産集積・再興事業については、沖縄への観光客の増加や首里城火災等により、琉球王国時代の美術工芸品等の文化財やその復元に対する関心が高まっている。また、新型コロナ感染拡大に鑑み、展覧会の開催に当たっては県イベント等実施ガイドラインを遵守するなど感染防止対策に万全を期す。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・文化交流を目的に海外へ派遣した生徒数（累計）については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、事業を中止した。
- ・世界エイサー大会の来場者数については、平成25年度からは民間主導型へ移行し、県として側面的な支援を行っている。
- ・県外・海外からの空手関係者来訪数については、新型コロナウイルス感染症の世界規模での拡大により、県外・海外からの空手関係者の来訪が著しく減少した。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○沖縄文化を軸とした国内外との交流・発信

- ・芸術文化国際交流、書道（グローバル・リーダー育成海外短期研修事業）については、高文連、専門部、旅行社と密に連携を図るとともに、派遣国の文化交流に精通する方々から意見を伺い、より良い本研修、または代替研修に繋げる。また、これまでに派遣されたOBや引率教諭、ファシリテーターを十分に活用し、派遣生徒各自の目標設定をしっかりと、目的意識や達成感の高揚に努める。
- ・世界エイサー大会開催支援事業については、民間主導の事務局による関係団体及び市町村との連携強化や、過去の事業実施で培ってきたエイサーの交流ネットワークを活用した文化交流が推進できるよう側面支援を行う。
- ・沖縄の音楽産業振興の推進については、音楽産業を側面的に支援することで、県内外や海外へ沖縄音楽の魅力を発信し沖縄音楽産業の振興に資する取組を行う。
- ・文化観光戦略推進事業については、外国人観光客を対象とした県内公演の情報発信を継続的に行うとともに、外部環境の変化に留意しながら、県内での公演鑑賞を行いやすい環境を整える。
- ・沖縄空手の振興については、「沖縄空手振興ビジョンロードマップ」PDCAを踏まえ、行政、空手関係者、経済界等が引き続き密に連携して沖縄空手の保存継承発展を図る各施策を推進する。
- ・みんなの文化財図鑑刊行事業については、義務教育が終了した中学生3年生が理解できる内容にまとめ、文化財普及書の分かりづらさを改善する。また、文化財を理解するための平面図や図解を作成し、掲載する。加えて、写真撮影は、事前調査や撮影工程、文化財の取り扱い等を綿密な計画を立てて効率化を図る。
- ・沖縄・奄美連携交流促進事業については、2021年度には、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録が審査される予定であり、登録後は国内外の関心を集め、両地域間の更なる交流促進が予想される一方、本事業はR3年度で終了予定であることから、R4年度以降の事業のあり方の検討、鹿児島県との意見交換を行う。
- ・沖縄文化の継承、発展及び発信については、琉球歴史文化の日条例を制定したことを踏まえ、翌年度以降は記念事業（シンポジウム等）を実施する等して、広く県内へ周知を図る。

○文化発信交流拠点の形成

- ・文化発信交流拠点の整備については、関係機関との意見交換、施設のあり方等について調整を進め、実施計画の策定に向けて取り組む。
- ・琉球王国文化遺産集積・再興事業については、琉球王国文化の理解の向上、事業成果の活用の促進のため、手わざによって復元した資料を紹介する展覧会等をはじめ、製作工程で得られた知見等を発表する報告会や講演会、ワークショップ等を県内外で開催する。

[成果指標]

- ・文化交流を目的に海外へ派遣した生徒数（累計）については、新型コロナウイルス感染症状況を注視し、本研修の派遣時期を検討する。
- ・世界エイサー大会の来場者数については、令和3年度の目標値達成のため、世界のウチナーンチュ大会において大きな大会が開催できるよう側面的支援を行っていく。
- ・県外・海外からの空手関係者来訪数については、オンライン等を活用して「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信することで、アフターコロナにおける県外・海外からの空手関係者の来訪に繋げる。

「施策」総括表

施策展開	1-(5)-ア	文化資源を活用したまちづくり
施策	① 地域文化資源の発掘及び相互交流の推進	
対応する主な課題	①文化資源は人々を魅了し惹きつける力を持っているが、こうした文化資源の持つ様々な価値や魅力に地域の人々が気づかないことも少なからずあるため、地域外との交流を通じて地域文化の掘り起こしを図っていく必要がある。	
関係部等	文化観光スポーツ部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 地域の伝統行事の保存継承や活用を図る取組 （文化観光スポーツ部文化振興課）	10,901	概ね順調	県内各地域の伝統行事、伝統芸能、しまくとぅば等の普及・継承についての座談会を1回実施した。また、普段は地域の祭事等でしか披露されていない各地域の伝統芸能を一カ所に集め、国立劇場おきなわで披露する公演「特選沖縄の伝統芸能」については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により中止された。	県 文化協会
2 文化情報等プラットフォーム形成推進事業 （文化観光スポーツ部文化振興課）	0	順調	県内各地で開催されている様々な伝統芸能・地域行事をはじめとしたイベントの情報などを一元化した情報発信ツールとして、Webサイト「しまかる」の保守管理及び運営を公益財団法人沖縄県文化振興会に引き継いだ。	県 市町村

II 成果指標の達成状況（Do）

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 伝統行事の伝承・復元等に関する公演等の入場者数（累計）	0人 (H23年度)	3,406人	4,376人	5,258人	6,193人	6,193人 R元年度	5,419人	達成	6,021人
担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
状況説明	新型コロナウイルス感染症拡大のため「特選 沖縄の芸能」をはじめとするイベントが中止となり、シンポジウムに関しても感染症対策のため無観客開催としたことから、入場者数はゼロ人となった。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	50.0%	➡	施策推進状況	順調
II 成果指標の達成状況（Do）	100.0%			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「順調」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統行事の保存継承や活用を図る取組については、地域文化継承に関して、文化関連団体間の横の連携が取れていない。また、各地の取組について情報交換できるような場がない。 文化情報等プラットフォーム形成推進事業については、県内各地で開催されている様々な伝統芸能地域行事をはじめとしたイベント情報を広く発信する必要がある。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統行事の保存継承や活用を図る取組については、各地域の住民が、自らの地域の伝統行事伝統芸能の重要性や価値を共有できていない。また、娯楽の多様化に伴い、自らの地域の伝統行事伝統芸能への関心が薄れている。加えて、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、各地域とも開催が難しくなっている。

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の伝統行事の保存継承や活用を図る取組については、引き続き各地域の特色・違いを再発見してもらい、愛着を持ってもらうため座談会や、地域の伝統芸能等を集めた公演を開催する。また、重要文化財などに指定されていない地域の伝統芸能行事などに着目し、複数の地域の伝統芸能行事（地域）の現状等を聞き取り調査を行い、各地域における伝統芸能行事の普及継承の現状課題等を把握し、情報発信を行うことで県民1人1人が自身の地域の伝統文化を見つめ直すことができるよう機運醸成を図る。 文化情報等プラットフォーム形成推進事業については、引き続き、Webサイト「しまかる」の保守管理及び運営を公益財団法人沖縄県文化振興会に実施してもらう。
--

「施策」総括表

施策展開	1-(5)-ア	文化資源を活用したまちづくり
施策	② 地域文化を活用したまちづくりの促進	
対応する主な課題	①文化資源は人々を魅了し惹きつける力を持っているが、こうした文化資源の持つ様々な価値や魅力に地域の人々が気づかないことも少なからずあるため、地域外との交流を通じて地域文化の掘り起こしを図っていく必要がある。 ②沖縄県内では、一部市町村においてエイサーや地域の食文化を活用した地域づくりが進められているが、さらなる地域活性化を目指し、地域の個性豊かな文化資源を取り入れたまちづくりの取組を推進することが必要である。	
関係部等	土木建築部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施主体
1	都市公園における風景づくり (土木建築部都市公園課)	646,901	順調	沖縄らしい文化的な歴史資産、風土および自然と共生する憩いの場を創出するため、首里城公園において、文化財調査、レストセンター改修、中城公園、浦添大公園において、園路、広場整備を行った。	国 県
2	古民家の保全・継承 (土木建築部住宅課)	2,119	順調	建築関係技術者向けの講演会で、沖縄の伝統木造住宅（古民家）に係る講演を行い古民家の再生・活用の普及・啓発を行った。	県 市町村 関係団体

II 成果指標の達成状況（Do）

No.	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数	521人/年 (H23年度)	10,011人/年	8,685人/年	15,375人/年	13,820人/年	140人/年	11,752人/年	未達成	13,000人/年
	担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
	状況説明	令和2年度は、2件の市町村主催の文化芸術関連イベントに対し支援（後援）を行ったところ、140人の来場があった。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	100.0%	➡	施策推進状況	取組は順調だが、成果は遅れている
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。
[主な取組] 内部要因の分析 ・都市公園における風景づくりについては、中城公園において、用地取得や物件補償で、事業への理解が得られないことや代替地を確保できない等の理由から、地権者等の同意を得るまでに長時間を要している。また、発掘調査を並行しながら公園整備を進めている箇所については、貴重な文化財が発見された場合は詳細に調査を行う必要があることから、計画的な整備が難しい状況にある。
外部環境の分析 ・古民家の保全・継承については、伝統的軸組構法で木造住宅を建築できる大工や職人が、需要減少のためにほとんどいなくなっている。また、古材活用の課題として、古民家の解体、古材の加工や処理、保管や展示に手間と費用がかかり、販売価格が新材の利用に比べ割高である。
[成果指標] 未達成の成果指標の要因分析 ・県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数については、新型コロナウイルス感染症の影響で各イベント等が中止及び延期になったため。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

- ・都市公園における風景づくりについては、都市公園における風景づくりについては、引き続き公園用地取得に向け、地権者等の同意が得られるよう粘り強く交渉を続けるとともに、市町村を通じて地元自治会、関係者等の協力を得ながら事業を推進する。また、整備の効果が早期に発現できるよう部分的な供用開始に取り組む。
- ・発掘調査を担当する関係機関と連絡調整を密に行い、文化財に対して適切な対応を図りながら、事業を推進する。
- ・古民家の保全・継承については、古民家の再生に係る大工や職人を増加させるために建築技術者に向けて広く広報を行う。
- ・古民家の需要増及び古材の流通促進に資するため、シンポジウムの開催や「古民家再生活用部会」（都市計画モノレール課）への参加等、県民に対して古民家の魅力を引き続き発信することとする。

[成果指標]

- ・県が支援した市町村主催の文化芸術関連イベントの来場者数については、新型コロナウイルス感染症対策をしたイベントについて後援する。

「施策」総括表

施策展開	1-(5)-イ	伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興
施策	① 伝統工芸産業の継承・発展	
対応する主な課題	①本県の多様で豊かな伝統工芸を継承・発展していくためには、技術・技法の継承と高度化、後継者の育成、原材料の安定確保、販路の開拓等といった課題への取組とともに、それらを網羅した拠点となる場が必要であるが、工芸事業者や産地組合等の経営基盤は脆弱であり、独自で対応することが困難な状況にある。 ②伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるためには、消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発と、効果的な製品開発を進める環境の構築が求められている。	
関係部等	商工労働部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
○沖縄工芸の杜(仮称)の整備					
1	工芸産業振興基盤の整備 (商工労働部ものづくり振興課)	2,080,715	順調	R元年度に開始した建設工事を引き続き行うとともに、展示工事を開始した。	県
○安定的な生産基盤の確立					
2	後継者等人材の育成 (商工労働部ものづくり振興課)	26,648	順調	各産地が行う後継者育成事業に対し、講師謝金に1/4、教材等諸費に1/3の補助を行った。また、紅型、織物、木工、漆工といった4分野における若手工芸技術者に対しては、基礎的及び専門的な技術研修を行い、高度な技術を持った人材を育成した。	県 市町村 産地組合
3	県工芸士の認定 (商工労働部ものづくり振興課)	632	順調	工芸産地組合長又は市町村長からの推薦を受けた工芸従事者10名について、外部有識者等で構成される認定委員会による書類審査、作品審査を行い、沖縄県工芸士として7名を沖縄県工芸士として認定した。	県
4	原材料の安定確保 (商工労働部ものづくり振興課)	20,883	やや遅れ	本県工芸品の原材料供給業者の確保・育成及び技術力向上を図るため、喜如嘉の芭蕉布に使用される芭蕉糸の採織技術者の育成研修、糸芭蕉及び琉球藍の栽培・管理技術などの試験研究を実施。また、琉球藍の染料製造工程および染色性に関する試験研究、苧麻糸に関するヒアリング調査を実施した。	県
5	工芸産業パワーアップ事業 (商工労働部ものづくり振興課)	33,895	順調	R2年度はR元年度から継続して3組合に対してハンズオン支援と補助を行った。	県 産地組合
○新たな需要と販路の開拓					
6	織物検査事業 (商工労働部ものづくり振興課)	20,795	順調	県内10箇所(那覇市、宮古島市、石垣市、沖縄市、大宜味村、読谷村、南風原町、久米島町、与那国町)に「沖縄県伝統工芸製品検査員」を11人配置して染織物工芸品の検査を実施した。R2年度の検査数は、8,268点であった。	県
7	沖縄工芸ふれあい広場事業 (商工労働部ものづくり振興課)	3,000	順調	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年行っている集客型のイベントは行わず、インターネットを活用したイベントを開催した。	県 市町村 産地組合

8	沖縄県工芸公募展 (商工労働部ものづくり振興課)	1,528	順調	沖縄の優れた工芸品を広く一般に紹介することにより生産者の意欲の高揚、技術、デザイン開発力、競争力向上を図るため、工芸品を公募し、表彰及び展示会を実施した。	県
9	沖縄工芸ブランド戦略策定事業 (商工労働部ものづくり振興課)	17,131	順調	ブランド戦略の策定及びブランドロゴ等の制定	県

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)			
1	工芸産業従事者数	1,707人 (22年度)	1,812人	1,791人	1,770人	1,661人	1,661人 R元年度	1,971人	未達成	2,000人
	担当部課名	商工労働部ものづくり振興課								
	状況説明	工芸産業従事者数は年度により増減はあるものの横ばい状況である。工芸産業においては生活様式の変化に伴う市場ニーズへの対応、生産従事者の高齢化や後継者不足、良質な原材料の確保などの課題がある。								
成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)			
2	工芸品生産額	41.3億円 (H22年度)	40.1億円	40.2億円	38.9億円	37.1億円	37.1億円 R元年度	62.6億円	未達成	65.0億円
	担当部課名	商工労働部ものづくり振興課								
	状況説明	工芸品生産額は年度により増減はあるものの横ばい状況である。工芸産業においては、生活様式の変化に伴う市場ニーズへの対応、生産従事者の高齢化や後継者不足、良質な原材料の確保などの課題がある。								
成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)			
3	従事者一人当たりの工芸品生産額	2,422千円 (H22年度)	2,216千円	2,244千円	2,200千円	2,201千円	2,201千円 R元年度	3,212.2千円	未達成	3,300千円
	担当部課名	商工労働部ものづくり振興課								
	状況説明	従事者一人あたりの工芸品生産額は、年度により増減はあるものの横ばい状況である。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	88.9%
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%



施策推進状況	取組は順調だが、 成果は遅れている
--------	----------------------

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「取組は順調だが、成果は遅れている」である。

[主な取組]

内部要因の分析

○沖縄工芸の社（仮称）の整備

・工芸産業振興基盤の整備については、令和元年度からの建設工事を開始したことから、令和3年度末の供用開始予定となる。

○安定的な生産基盤の確立

・後継者等人材の育成については、従事者の高齢化等で、従事者の離職がある。また、原材料の確保難、生産技術習得に長時間を要する。加えて、後継者育成修了後の収入が安定しない。
 ・県工芸士の認定については、市町村推薦による場合、市町村担当による候補者の技術力の把握が難しいため、候補者の技術力にバラつきがある。
 ・原材料の安定確保については、人材育成については、自己判断で作業が行えるまでには継続した指導が必要である。また、植物の育成状況に関わる実証実験を含むため、成果を出すまでには期間を要する。原材料（琉球藍）生産者と利用者（染織産地組合）との交流促進が必要である。

○新たな需要と販路の開拓

・織物検査事業については、時代や環境、産地の状況の変化等により、検査規格に実情と異なる部分が生じており、産地組合から見直しの要望がある。
 ・沖縄工芸ふれあい広場事業については、ふれあい広場の催事内容等については、工芸産地事業協同組合で構成される産地調整会議において決めることになるが、開催場所等の選定にあたっては多くの産地の意見が集約できるよう留意する。
 ・沖縄県工芸公募展については、育成部門の設置により応募者は増えたが、一般の応募者数が伸び悩んでいる。R2年度 応募者 99名（一般 56名、育成 43名）R1年度 応募者 89名（一般 43名、育成 46名）H30年度 応募者 90名（一般 59名、育成 41名）
 ・沖縄工芸ブランド戦略策定事業については、本県の伝統工芸産業に係る生産額及び従事者数は近年は減となっている。

外部環境の分析

○沖縄工芸の社（仮称）の整備

・工芸産業振興基盤の整備については、豊見城市が行っている豊見城城址公園の整備の計画変更があることから、随時調整を行う必要がある。

○安定的な生産基盤の確立

・後継者等人材の育成については、観光入域者の増による業界の人材需要の増加により、観光産業への人材の流出が増えている。現代の消費動向が和装用品から洋装用品への変化により、着尺や帯などの和装用品の販売不振がみられる。
 ・県工芸士の認定については、毎年、産地組合、市町村に対し推薦依頼を行っているが、組合に所属していない工芸従事者に関しては事業周知が十分でない。
 ・原材料の安定確保については、苧麻系の生産者不足も顕著であるため、その課題解決に向けた取組が求められている。琉球藍葉の育成方法や泥藍の精製技法の普及に加え、泥藍を染め液として調整する技術についても、研究を進め使用者に結果を還元していくことが求められている。
 ・工芸産業パワーアップ事業については、新型コロナウイルスの影響により、支援する組合の経営状況が悪くなっており、インターネットのさらなる活用などの取り組みも必要である。

○新たな需要と販路の開拓

・織物検査事業については、染織従事者は昭和57年度には、2,734人、平成元年度1,494人、平成28年度870人と減少傾向にあり、伝統工芸製品検査員の確保が困難になりつつある。
 ・沖縄工芸ふれあい広場事業については、毎年度、同時期同場所で開催していることから、認知度も高くなり、会場は多くの来場者で賑わっている。しかし、染織等の反物帯等を求める客（裕福層）が多くを占め、まだまだ、陶器漆器ガラス染織小物等を購入する一般客の割合が少ない。
 ・沖縄県工芸公募展については、来場者数については、会場や周辺の関連イベントの開催状況で大きく変動する。 R1年度 802名（11月1日～11月4日）4日間（文化の日）県立博物館美術館 H30年度 841名（11月1日～11月4日）4日間（文化の日）県立博物館美術館 H29年度 280名（11月30日～12月3日）4日間 沖縄タイムスビル
 ・沖縄工芸ブランド戦略策定事業については、本県伝統的工芸品の国指定数は16品目となっており、都道府県別では全国3位の多さとなっているが、沖縄県と伝統工芸産業のイメージがリンクされていない。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

・工芸産業従事者数については、県において人材育成に取り組んでいるものの、技術・技法の習得に長期間を要することから定着には時間を要する。また、事業者側においては需要の減少により雇用を継続できないなどの課題を抱えている。
 ・工芸品生産額については、工芸産業においては、生活様式の変化に伴う市場ニーズへの対応、生産従事者の高齢化や後継者不足、良質な原材料の確保などの課題がある。
 ・従事者一人当たりの工芸品生産額については、県内工芸産業においては、本県の特色である作業工程のほとんどが手作業であることや、経営形態が零細・個人工房が多くを占めることが、近年の労働者不足の影響を更に高め、工芸産業従事者の離職や高齢化が進んだことにより、需要に対して生産が追いつかない現状が要因と考えられる。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○沖縄工芸の杜（仮称）の整備

・工芸産業振興基盤の整備については、関係部署との調整を行い、施設の設置及び管理に関する条例の制定、指定管理者の選定に向けて継続して作業を進める。

○安定的な生産基盤の確立

・後継者等人材の育成については、育成した人材が一定水準の収入が得られ、継続的に従事できる環境の整備が求められていることから、一定の技術水準に達するまでは、産地組合が生産環境を提供することや研修及び育成プログラム修了後の雇用形態等を勘案し、他の制度を活用するなど、長期スパンによる指導体制や雇用の確保に向けた支援を継続する。

・県工芸士の認定については、市町村に対し、日頃からの組合に所属しない工芸事業者の把握を促し、組合とも情報共有を図り、認定基準を満たす工芸従事者の推薦に繋げる。

・原材料の安定確保については、芭蕉系の生産技術者の育成と、糸芭蕉の栽培管理採織技術の試験研究を継続して実施する。

・泥藍製造工程の改善及び藍建て技術や染色性に関する試験研究の継続と、技術移転のためのマニュアル化に向けた取り組みを進める。

・苧麻糸の手續み技術者確保のための人材育成支援や、紡績技術に関する調査を実施する。

・各原材料に関する情報共有のための部会委員会を実施する。

・工芸産業パワーアップ事業については、組合の事業期間を確保し効果的に実施するため、早期の補助金の交付決定を行う。また、継続して、マーケティングやデザイン等の専門家を派遣し、組合に事業運営でノウハウを蓄積する。

○新たな需要と販路の開拓

・織物検査事業については、産地組合への日頃からの呼び掛けや早めの募集を行い、検査員の確保に努める。

・沖縄工芸ふれあい広場事業については、令和3年度以降の開催時期場所（東京関西沖縄等）については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、令和3年5月頃に産地調整会議を開催し検討する。

・インターネットを活用しつつ、一般来場者の誘客を強化するため、集客効果が見込める会場内での様々なイベントプログラムを組み込むなど、引き続き来場者誘客に向けてのアプローチを検討する。

・沖縄県工芸公募展については、R3年度は予算の都合上実施しない。また、R4年度の実施に向けて公募に関する周知方法の強化や各賞の構成、展示会コンセプトなどを再検討する。

・展示会の認知度向上及び来場者増のための広報を検討する。

・沖縄工芸ブランド戦略策定事業については、ブランド戦略に係るコンセプトを県内工芸事業者及び工芸産地組合等が認識し、それに賛同し参加できるよう周知を図る。

[成果指標]

・工芸産業従事者数については、従事者数の増加を図るため、人材の確保と育成、原材料の安定確保、製品開発能力の強化及び販路の拡大等の取組を支援する。

・工芸品生産額については、工芸品生産額の増加を図るため人材の確保と育成、原材料の安定確保、製品開発力の強化及び販路の拡大等の取組を支援する。

・従事者一人当たりの工芸品生産額については、工芸従事者の生産額増加のためには、技術力やデザイン性の向上により品質および商品価値を高めつつ、製造工程の見直しや経営改善、販路開拓など多角的な支援を行う。

「施策」総括表

施策展開	1-(5)-イ	伝統工芸品等を活用した感性型ものづくり産業の振興
施策	② 感性型ものづくり産業の育成	
対応する主な課題	①本県の多様で豊かな伝統工芸を継承・発展していくためには、技術・技法の継承と高度化、後継者の育成、原材料の安定確保、販路の開拓等といった課題への取組とともに、それらを網羅した拠点となる場が必要であるが、工芸事業者や産地組合等の経営基盤は脆弱であり、独自で対応することが困難な状況にある。 ②伝統工芸を持続的に発展できる産業として競争力を高めるためには、消費者の感性に働きかける魅力のある感性型製品の開発と、効果的な製品開発を進める環境の構築が求められている。	
関係部等	商工労働部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○感性型製品の開発支援					
1	工芸製品新ニーズモデル創出事業 (商工労働部ものづくり振興課)	8,269	順調	離島の3事業者を含む6事業者を採択し、流通やマーケティング、試作品開発、販路開拓等の支援を行った。支援対象の工芸事業者により現代の消費者ニーズに対応した完成度の高い商品が38アイテム開発された。また、本島中部、南部、石垣の3地域で工房運営セミナーを開催した。	県
2	アクティブラーニング型工芸事業 業力養成事業 (商工労働部ものづくり振興課)	10,386	順調	自己プロデュース力や製品開発力を向上させる「工芸事業企画コース」で20名、二次加工技術を向上させる「伝統工芸活用技術コース」で7名を育成した。	県
○工芸技術分野の研究開発の推進					
3	工芸研究事業 (商工労働部ものづくり振興課)	1,005	概ね順調	工芸振興センターにおいて、工芸技術に関する試験研究の業務を遂行し、工芸業界にその成果を技術移転することで生産技術の向上及び工芸製品の品質の維持改善等を図り、工芸産業の振興と発展の寄与する。	県
4	技術支援事業 (商工労働部ものづくり振興課)	1,371	大幅遅れ	工芸産地組合及び染物・織物、漆芸、木工芸、その他工芸製品生産者、従事者向けの講習会の開催、専門職員による現場指導、県内外からの技術相談や情報提供を行った。	県

II 成果指標の達成状況（D o）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
1	工芸品生産額	41.3億円 (22年度)	40.1億円	40.2億円	38.9億円	37.1億円	37.1億円 R元年度	62.6億円	未達成	65.0億円
	担当部課名	商工労働部ものづくり振興課								
	状況説明	工芸品生産額は年度により増減はあるものの横ばい状況である。工芸産業においては、生活様式の変化に伴う市場ニーズへの対応、生産従事者の高齢化や後継者不足、良質な原材料の確保などの課題がある。								
2	従事者一人当たりの工芸品生産額	2,422千円 (H22年度)	2,216千円	2,244千円	2,200千円	2,201千円	2,201千円 R元年度	3,212.2千円	未達成	3,300千円
	担当部課名	商工労働部ものづくり振興課								
	状況説明	従事者一人あたりの工芸品生産額は、年度により増減はあるものの横ばい状況である。								

III 施策の推進状況の分析（C h e c k）

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（P l a n ・ D o）	50.0%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
II 成果指標の達成状況（D o）	0.0%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○感性型製品の開発支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工芸製品新ニーズモデル創出事業については、補助金の交付決定が9月となり、補助事業の実施期間が6ヶ月と短期間であったため、補助事業者のスケジュールがタイトとなった。 ・アクティブラーニング型工芸事業力養成事業については、委託事業のカリキュラム内容が充実したことにより、受講生の学びの習得も順調である。本事業はR2年度で終了するが、他の事業等で人材育成を支援する。 <p>○工芸技術分野の研究開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工芸研究事業については、令和3年度中に新施設（工芸の杜）への工芸振興センター移転に向け、開所からおよそ40年近い研究資料の整理を平行して実施している。また、新施設での業務サービスへの円滑な移行をイメージしながら、本事業（研究業務）を検討実施をした。 ・技術支援事業については、漆芸並びに染織業界の技術流通改善等の支援。 <p>外部環境の分析</p> <p>○感性型製品の開発支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工芸製品新ニーズモデル創出事業については、本事業の支援を受けて工房経営の改善や取引先が増加した事業者が出て来ており、成果が現れてきている。また、工房運営セミナーの開催や、事業者募集の説明会や成果報告会で支援を受けた事業者を招き体験談を紹介する機会を設けたことで、工芸事業者に工房運営に対する関心が広がり始めている。 ・アクティブラーニング型工芸事業力養成事業については、令和3年度に工芸産業拠点施設（おきなわ工芸の杜）が供用開始となる。 <p>○工芸技術分野の研究開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工芸研究事業については、コロナ禍により、工芸事業者における経済状況および生産環境が厳しい状況にある。また、廃業などはまだ多くないものの、現状が長期化に及べば危機的な状況にシフトする可能性が大である。上記の影響から、工芸事業者においては基礎的、将来的な投資活動が停滞しており、「耐える」姿勢が見受けられる。 ・技術支援事業については、県内工芸品の産地組合、個人企業の多くは、商品の生産に特化し、販路を長年問屋に委ねているため、作り手による消費者のニーズに適合した商品開発が十分できていない。消費者意識は時代と共に変化する。商品の品質やデザイン、その変化に対応する技術力や意識改革などの講習が求められている。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、工芸事業者への受注が低下。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工芸品生産額については、工芸産業においては、生活様式の変化に伴う市場ニーズへの対応、生産従事者の高齢化や後継者不足、良質な原材料の確保などの課題がある。 ・従事者一人当たりの工芸品生産額については、県内工芸産業においては、本県の特徴である作業工程のほとんどが手作業であることや、経営形態が零細・個人工房が多くを占めることが、近年の労働者不足の影響を更に高め、工芸産業従事者の離職や高齢化が進んだことにより、需要に対して生産が追いつかない現状が要因と考えられる。
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○感性型製品の開発支援

- ・ 工芸製品新ニーズモデル創出事業については、補助金の公募、審査、採択の手続きに係るスケジュールを早期に行えるよう検討する。
- ・ 効果的な製品開発を進める環境の構築には安定した工房運営が前提となることから、工芸事業者の工房運営に対する関心や意識をさらに高める。
- ・ アクティブラーニング型工芸事業力養成事業については、工芸の社供用開始後を踏まえ、本施設を活用した実践的な人材育成に取り組む。

○工芸技術分野の研究開発の推進

- ・ 工芸研究事業については、新施設（工芸の杜）への工芸振興センター移転に向け、これまでの研究資料の整理を行うとともに、業務サービスの円滑な移行に努める。また、市場ニーズの変化を見極め、今後の収益強化につながる研究テーマの設定に向け検討を行う。加えて、工芸事業者の収益維持拡大を図るべく、県内工芸産地及び関連事業所との連携強化や情報共有、県内外研究機関の研究内容やデータ等の情報提供に努める。
- ・ 技術支援事業については、コロナの収束が大きな課題であるが、本年の経験を踏まえ大規模ではなく講習会の分散開催等（複数回に分ける）を行う。また、県内工芸組合並びに個人企業へ向けた技術力、生産額向上を目的に商品開発の技術支援と研究等を行う。加えて、新規顧客を獲得するための商品プランニング等を目的とした技術講習会を行う。さらには、リモートでの対応が可能な座学形式の講習会や技術指導については、体制を整え実施を検討する。

[成果指標]

- ・ 工芸品生産額については、工芸品生産額の増加を図るため人材の確保と育成、原材料の安定確保、製品開発力の強化及び販路の拡大等の取組を支援する。
- ・ 従事者一人当たりの工芸品生産額については、工芸従事者の生産額増加のためには、技術力やデザイン性の向上により品質および商品価値を高めつつ、製造工程の見直しや経営改善、販路開拓など多角的な支援を行う。

「施策」総括表

施策展開	1-(5)-ウ	文化コンテンツ産業の振興
施策	① 文化観光コンテンツの創出・育成	
対応する主な課題	②本県には、琉球舞踊や空手などの、世界に誇れる優れた文化資源があり、これらは地域振興の資源として大きな可能性を秘めているが、文化を産業化するノウハウをもった人材が少なく、またビジネスを支える環境が不十分であることから、文化資源の多くが観光をはじめ産業化に結びついていない。 ③文化の産業化にあたっては、守るべき伝統文化を大切に継承しつつ、エンターテインメント性など新たな魅力が備わった文化コンテンツを創造し、伝統文化と新しい文化が相乗効果を生み出していくことが重要である。	
関係部等	文化観光スポーツ部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○マグネットコンテンツの確立				
1 文化観光戦略推進事業 (文化観光スポーツ部文化振興課)	9,276	大幅遅れ	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の影響により、観光客誘客のPR及び舞台公演の実施が難しい状況下にあつたため、舞台公演等の自粛期間中において、実演家やテクニカルスタッフを活用し、沖縄の伝統芸能分野における広報用映像や多言語字幕等のソフトを作成した。	県

II 成果指標の達成状況 (D○)

1	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A) R2(C)			
	観光客の「文化観光」の比率	10.8% (H24年度)	11.2%	11.8%	11.8%	13.9%	11.6% R元年度	28.1%	4.6%	30.0%
	担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
	状況説明	観光統計実態調査の「旅行中に行った活動」のうち「伝統工芸・芸能体験」、「イベント」、「伝統行事」、「コンサート」の項目をあわせた数値は、11.6% (令和元年度) であり、計画値を下回っている。								
2	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A) R2(C)			
	観光客の「娯楽・入場費」の消費単価	7,831円 (H22年度)	6,925円	6,485円	7,033円	7,033円	6,647円 R元年度	8,883円	未達成	9,000円
	担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
	状況説明	観光統計実態調査「一人当たり観光客全体消費単価」のうち「娯楽・入場費」の数値は、6,647円であり、計画値を下回っている。これは、「文化観光」が沖縄の観光メニューの一つとして十分に認知されていないためと考えられる。								

Ⅲ 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	0.0%
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%



施策推進状況	大幅遅れ
--------	------

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「大幅遅れ」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ○マグネットコンテンツの確立 ・文化観光戦略推進事業については、観光誘客を目的とした沖縄の文化を活かした類似的な舞台公演が県内各地で実施されつつある。</p> <p>外部環境の分析 ○マグネットコンテンツの確立 ・文化観光戦略推進事業については、「文化観光」が沖縄の観光メニューの一つとして十分に認知されていないと考えられる。</p> <p>[成果指標] 未達成の成果指標の要因分析 ・観光客の「文化観光」の比率については、前年度と同様、観光客の活動内容では「観光地めぐり」や「保養・休養」、「ショッピング」や「海水浴・マリレジャー」等が高い割合を示しており、「文化観光」が沖縄の観光メニューの一つとして十分に認知されていないと考えられる。 ・観光客の「娯楽・入場費」の消費単価については、「文化観光」が沖縄の観光メニューの一つとして十分に認知されていないためと考えられる。</p>
--

Ⅳ 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組] ○マグネットコンテンツの確立 ・文化観光戦略推進事業については、県内各地で実施されている類似的な取り組みを行っている自治体や団体と意見交換を行うなど連携を図り、観光誘客につなげる。</p> <p>[成果指標] ・観光客の「文化観光」の比率については、文化観光戦略推進事業における取組を進め、沖縄の文化・芸能を活用した観光コンテンツのプロモーションを行うとともに、公演鑑賞を行いやすい環境を整え、文化観光メニューの認知度の向上を図る。 ・観光客の「娯楽・入場費」の消費単価については、文化観光戦略推進事業における取組を進め、沖縄の文化・芸能を活用した観光コンテンツのプロモーションを行うとともに、公演鑑賞を行いやすい環境を整え、文化観光メニューの認知度の向上を図る。</p>
--

「施策」総括表

施策展開	1-(5)-ウ	文化コンテンツ産業の振興
施策	② 文化資源を活用したコンテンツ及びビジネスの創造	
対応する主な課題	①生活様式、風俗、慣習、伝統行事など、日々の生活に内在する文化資源は、産業利用のポテンシャルを有しており、これらの文化資源を活用する取組の促進を図ることが求められる。	
関係部等	文化観光スポーツ部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 文化資源を活用した新事業の創出 (文化観光スポーツ部文化振興課)	145,288	順調	県内文化関係団体を対象に、文化芸術活動の持続化に向けた課題解決の取組、魅力的な創造発信を行う取組、文化芸術資源を活用して地域の諸課題の解決を図る取組を公募し、89件採択、補助金を交付した。 採択された取組について、補助を行うとともに文化の専門人材によるハンズオン支援を行った。	県

II 成果指標の達成状況 (Do)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度	目標値
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)	達成状況	R3
1 文化コンテンツ関連産業事業所数	257事業所 (H21年度)	261事業所	261事業所	261事業所	261事業所	261事業所	258事業所	達成	258事業所
担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
状況説明	県内の文化コンテンツ関連事業所数は261事業所となっており、計画値を達成している。								
成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度	目標値
2 県が支援したビジネスの事業化件数(累計)	3件 (H23年度)	19件	16件	19件	21件	89件	27件	達成	30件
担当部課名	文化観光スポーツ部文化振興課								
状況説明	上記計画値等は「沖縄文化芸術を支える環境形成推進事業」にかかる補助金交付件数である。文化芸術活動の持続的発展に資する取組を県内文化関係団体より89件採択し、支援した。								

III 施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	100.0%
II 成果指標の達成状況 (Do)	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策は、主な取組のすべてが「順調」で、成果指標のすべてが目標値を「達成」としており、順調に施策を推進している。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・文化資源を活用した新事業の創出については、事業の周知を県内の離島を含め、広い範囲に引き続き図る必要がある。

外部環境の分析

- ・文化資源を活用した新事業の創出については、文化芸術振興基本法の改正により平成29年6月施行となった文化芸術基本法では、文化芸術に関する施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならないこととされている。

IV 施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・文化資源を活用した新事業の創出については、令和2年度に引き続き本事業による支援事例をweb上で紹介するほか、支援事例集の配布を通じて、事業趣旨の周知徹底を図る。
- ・離島を含み、県内各地に、地域の多様な主体(企業、教育機関、医療福祉機関、NPO等)向けに、文化芸術資源を活用する取組への意欲喚起に向けたセミナー等を開催する。

「施策」総括表

施策展開	1-(6)-ア	沖縄らしい風景づくり
施策	① 良好な景観創出のための仕組みづくり	
対応する主な課題	②各地域が有する自然、歴史、風土等を生かした沖縄らしい良好な景観の形成に向けては、市町村や地域住民が方向性を共有し、主体的に参画できる仕組みの構築が不可欠である。 ③風景づくり、景観形成を推進するにあたって、良質な公共空間の創出により地域の景観形成を先導するとともに、良質な景観形成に関する専門的な知識を有する人材育成や技術開発を行う必要がある。	
関係部等	土木建築部、農林水産部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○市町村の景観行政団体への移行				
1 沖縄らしい風景づくり促進事業 (景観行政団体への移行促進) (土木建築部都市計画・モノ ルール課)	6,651	順調	市町村の景観行政団体移行に向けての助言等を5町村(東村、金武町、嘉手納町、南大東村、多良間村)に対して行った。	県 市町村
○市町村の景観計画等策定支援				
2 沖縄らしい風景づくり促進事業 (景観計画策定及び景観地区指 定の支援) (土木建築部都市計画・モノ ルール課)	6,651	やや遅れ	景観地区指定に向けて取り組んでいる1市1町2村(浦添市、竹富町、北大東村、恩納村)に対して、指定に係る助言等を行った。 また、竹富町、北大東村に関しては指定手続に着手した。	県 市町村
○景観評価システムの構築				
3 沖縄らしい風景づくり促進事業 (景観アセスメント構築、実 施) (土木建築部都市計画・モノ ルール課)	38,332	概ね順調	「沖縄県景観検討の基本方針(H29本格運用版)」に基づき、道路3事業、公共建築2事業、河川1事業、海岸2事業(計8事業)を対象に景観アセスメントとして景観評価システムの本格運用を実施した。	県
○風景づくりリーダー育成とモノづくりの促進				
4 沖縄らしい風景づくり促進事業 (地域景観の形成を図る人材の 育成) (土木建築部都市計画・モノ ルール課)	38,332	順調	平成24年度に策定した「沖縄の風景づくりに係る人材育成計画」に基づき、県内6地区(首里金城地区、壺屋地区、浜比嘉地区、宇豊見城地区、浦添前田地区、竹富島地区)において風景づくりサポーター及び地域景観リーダー並びに県内市町村の景観行政コーディネーター育成のための講習会等を開催した。	県
○景観資源を活かした農地・農村の整備				
5 農村集落基盤・再編・整備事業 (農林水産部農地農村整備課)	193,485	順調	今帰仁西地区(今帰仁村)他2地区において、農業生産基盤および農村生活環境の整備に対する補助を行った。	県 市町村

II 成果指標の達成状況 (D○)

	成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2 (A)	R2 (C)		
1	市町村景観行政団体数	21団体 (H23年度)	32団体	32団体	34団体	36団体	36団体	38団体	88.2%	41団体
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
	状況説明	市町村景観行政団体数は、沖縄らしい風景づくり促進事業などの取組により、R2年度実績値36団体となり、計画値（38団体）を達成できなかった。								
2	景観地区数	3地区 (H23年度)	5地区	8地区	8地区	9地区	9地区	19地区	37.5%	24地区
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
	状況説明	景観地区数は、沖縄らしい風景づくり促進事業などの取組により、令和2年度実績値9地区となり、計画値（19地区）を達成できなかった。								
3	景観アセスメント数	0件 (H23年度)	28件	37件	45件	50件	58件	70件	82.9%	80件
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
	状況説明	景観アセスメント数は、R2年度の計画値70件に対して実績値58件と概ね順調に進んでいるが、対象事業の選定や進捗について担当課との調整に時間を要したことにより、計画値（70件）を達成することができなかった。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	60.0%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ○市町村の景観行政団体への移行 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観行政団体への移行促進）について、離島等の中小町村では、予算や人員の制限から、景観行政団体の移行に向けた取組に時間を要する。</p> <p>○市町村の景観計画等策定支援 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観計画策定及び景観地区指定の支援）については、景観地区指定に向けて、地域住民との合意形成を図る市町村へ継続して的確な助言支援を行う必要がある。</p> <p>○景観評価システムの構築 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観アセスメント構築、実施）については、景観評価システムの目的や仕組み等について、県事業担当者の知識を深化させることが必要である。また、景観評価システムの対象となる事業について、予算要求事務のスケジュールに留意しつつ早い段階から事業課と連携する必要がある。</p> <p>○風景づくりリーダー育成とモノづくりの促進 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（地域景観の形成を図る人材の育成）について、地域人材育成の円滑な実施にあたっては、地元市町村及び実施地区との連携が必要不可欠である。</p> <p>○景観資源を活かした農地・農村の整備 ・農村集落基盤・再編・整備事業については、計画等策定時或いは事業遂行時において発生した用地取得の課題や作付調整の課題について、解決に時間を要し、事業遂行に支障をきたすことが懸念される。</p> <p>外部環境の分析 ○市町村の景観行政団体への移行 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観行政団体への移行促進）については、国立公園指定等の効果により、市町村の景観に対する意識が高まっている。また、市町村総合計画といった上位計画の改訂作業も始まり、景観行政団体の移行時期を見送る自治体が出ている。</p> <p>○市町村の景観計画等策定支援 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観計画策定及び景観地区指定の支援）について、景観地区の指定にあたっては地域住民との合意形成が必要のため、市町村は地域住民の景観への関心を高める必要がある。</p> <p>○景観評価システムの構築 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観アセスメント構築、実施）については、県内には景観設計の十分な経験及び技術力をもつコンサルタントが少なく、景観評価システムを円滑に運用するには、県内技術者の育成が不可欠である。</p> <p>○風景づくりリーダー育成とモノづくりの促進 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（地域景観の形成を図る人材の育成）について、風景・まちなみづくりに対する地域住民の関心を高めるには、長期的な視点から継続的な取組が求められる。風景づくりに係る人材育成後、育成された人材が活動を実施できる体制が整備されていない。</p> <p>○景観資源を活かした農地・農村の整備 ・農村集落基盤・再編・整備事業については、整備箇所について、豪雨による現場条件等の変化により工事の進捗に影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>[成果指標] 未達成の成果指標の要因分析 ・市町村景観行政団体数について、内部要因は、隣接市町村と連携した広域景観等の視点から景観行政団体移行の必要性を整理し、基礎調査の実施に向けて積極的に働きかける必要がある。また外部要因は、離島等の中小町村では、予算や人員の制限から、景観行政団体の移行に向けた取組に時間を要する。市町村総合計画といった上位計画の改訂作業も始まり、景観行政団体の移行時期を見送る自治体が出ている。 ・景観地区数について、内部要因は、景観地区指定に向けて、地域住民との合意形成を図る市町村へ継続して的確な助言・支援を行う必要がある。また外部要因は、景観地区の指定にあたっては地域住民との合意形成が必要のため、市町村は地域住民の景観への関心を高める必要がある。風景・まちなみづくりに対する地域住民の関心を高めるには、長期的な視点から継続的な取組が求められる。 ・景観アセスメント数について、内部要因は、景観評価システムの目的や仕組み等について、県事業担当者の知識を深化させることが必要である。また、景観評価システムの対象となる事業について、予算要求事務のスケジュールに留意しつつ早い段階から事業課と連携する必要がある。加えて、外部要因は、県内には景観設計の十分な経験及び技術力をもつコンサルタントが少なく、景観評価システムを円滑に運用するには、県内技術者の育成が不可欠である。</p>

IV 施策の推進戦略案（Action）

〔主な取組〕

○市町村の景観行政団体への移行

・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観行政団体への移行促進）については、未移行の5町村に対して実施した個別ヒアリングを踏まえ、関係町村の移行に向けた作業状況を引き続きフォローアップして課題についての指導助言を行うとともに、広域景観等の視点から移行の必要性を整理し、基礎調査の実施に向けて積極的に働きかけるなど、景観行政団体移行の推進に取り組む。

○市町村の景観計画等策定支援

・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観計画策定及び景観地区指定の支援）については、市町村との連携強化を図るため意見交換を密に行い、市町村の景観まちづくりに関する取り組み（地域住民を対象とした講演会や勉強会等）に県内外の風景づくりアドバイザーを派遣する等、景観地区の指定等に向けて市町村へ助言・支援を行う。なお、風景づくりアドバイザーの派遣に当たっては、関係市町村の要望くみ取りや早期日程調整等に留意するとともにweb会議の積極活用により効率化を図る。

○景観評価システムの構築

・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観アセスメント構築、実施）については、景観評価システムの円滑な運用に向けて、引き続き、景観検討の前年度から事業課との連携強化を図る。
 ・実務を通じて県事業担当者や県内コンサルタントの技術力向上を図るため、引き続き、有識者を交えた景観アドバイス会議（各事業×2回程度）等を開催する。また、景観評価システムに係る実務的な研修等の実施を検討する。

○風景づくりリーダー育成とモノづくりの促進

・沖縄らしい風景づくり促進事業（地域景観の形成を図る人材の育成）については、地域住民の景観への関心を高めるため、地元市町村及び実施地区と連携を図りながら各地区で景観形成に向けた活動やワークショップ等を開催し、地域景観協議会設立に向け引き続き取り組む。

○景観資源を活かした農地・農村の整備

・農村集落基盤・再編・整備事業については、引き続き円滑な事業執行に向けて市町村の担当者へのヒアリングを定期的に開催するなど関係機関と連携を行い、事業効果の早期発現及び当該年度予算の繰越削減に努める。また、事業の交付決定前着手の積極的活用を促す。

〔成果指標〕

・市町村景観行政団体数については、未移行の5町村に対して実施した個別ヒアリングを踏まえ、関係町村の移行に向けた作業状況を引き続きフォローアップして課題についての指導助言を行うとともに、広域景観等の視点から移行の必要性を整理し、基礎調査の実施に向けて積極的に働きかけるなど、景観行政団体移行の推進に取り組む。

・景観地区数については、市町村との連携強化を図るため意見交換を密に行い、市町村の景観まちづくりに関する取り組み（地域住民を対象とした講演会や勉強会等）に県内外の風景づくりアドバイザーを派遣する等、景観地区の指定等に向けて市町村へ助言・支援を行う。なお、風景づくりアドバイザーの派遣に当たっては、関係市町村の要望くみ取りや早期日程調整等に留意するとともにweb会議の積極活用により効率化を図る。

・景観アセスメント数については、景観評価システムの円滑な運用に向けて、引き続き、景観検討の前年度から事業課との連携強化を図る。また、実務を通じて県事業担当者や県内コンサルタントの技術力向上を図るため、引き続き、有識者を交えた景観アドバイス会議（各事業×2回程度）等を開催する。加えて、景観評価システムに係る実務的な研修等の実施を検討する。

「施策」総括表

施策展開	1-(6)-ア	沖縄らしい風景づくり
施策	② 景観資源の保全・再生・利用	
対応する主な課題	②各地域が有する自然、歴史、風土等を生かした沖縄らしい良好な景観の形成に向けては、市町村や地域住民が方向性を共有し、主体的に参画できる仕組みの構築が不可欠である。 ④河川や海岸などの水辺は、水と緑の貴重な空間や憩いの場としてのニーズが高まっているとともに景観を構成する重要な要素であることから、良好な水辺環境・景観の創出が求められている。 ⑤観光地や市街地において、電柱等が景観形成を阻害していることから、無電柱化の推進が求められている。 ⑥景観を形成する古民家や集落は、都市化や老朽化などで失われつつあり、古民家の保全に向けた技術者の育成や資材の確保等の取組が求められている。	
関係部等	土木建築部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○質の高い公共空間の創造				
1 沖縄らしい風景づくり促進事業 (景観地区指定の支援) (土木建築部都市計画・モノ レール課)	6,651	大幅遅れ	景観地区指定に向けて取り組んでいる1市1町2村(浦添市、竹富町、北大東村、恩納村)に対して、指定に係る助言等を行った。 また、竹富町、北大東村に関しては指定手続に着手した。	県 市町村
○景観・環境・利用に配慮した河川・海岸・公園等の整備				
2 自然環境に配慮した河川の整備 (土木建築部河川課)	2,900,398	概ね順調	国場川、小波津川など19河川にて、環境・景観に配慮した多自然川づくりにむけた用地補償及び護岸工事等を行った。	県
3 景観・親水性に配慮した海岸の整備 (土木建築部海岸防災課)	532,918	順調	うるま市の中城湾海岸(豊原地区)(L=128m)において、景観・親水性に配慮した海岸整備を行った。	県
4 都市公園における風景づくり (土木建築部都市公園課)	646,901	順調	沖縄らしい文化的な歴史資産、風土および自然と共生する憩いの場を創出するため、首里城公園において、文化財調査、レストセンター改修、中城公園、浦添大公園において、園路、広場整備を行った。	国 県
○無電柱化の推進				
5 無電柱化推進事業 (土木建築部道路管理課)	746,723	概ね順調	無電柱化整備総延長について、令和2年度は国が1.3km、県が1.3km、市町村が2.2km、合計で4.8kmを整備した。	国 県 市町村
○古民家の保全・再生・利用				
6 古民家の保全・継承 (土木建築部住宅課)	2,119	順調	建築関係技術者向けの講演会で、沖縄の伝統木造住宅(古民家)に係る講演を行い古民家の再生・活用の普及・啓発を行った。	県 市町村 関係団体

II 成果指標の達成状況 (D○)

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	景観地区数	3地区 (H23年度)	5地区	8地区	8地区	9地区	9地区	19地区	37.5%	24地区
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
	状況説明	景観地区数は、沖縄らしい風景づくり促進事業などの取組により、令和2年度実績値9地区となり、計画値(19地区)を達成できなかった。								
2	自然環境に配慮した河川整備の割合	63.2% (H23年度)	67.5%	67.6%	67.8%	67.9%	67.9%	69.5%	74.6%	70.2%
	担当部課名	土木建築部河川課								
	状況説明	河川の水辺環境の保全・再生に向けて、19河川において河川の護岸工事等を行った結果、自然環境に配慮した河川整備の割合は67.9%となり、目標値を1.6ポイント下回った。								
3	景観・親水性に配慮した海岸整備の延長	4,850m (H23年度)	9,054m	9,381m	9,693m	11,397m	11,525m	9,557m	達成	10,080m
	担当部課名	土木建築部海岸防災課								
	状況説明	景観・親水性に配慮した海岸整備の延長は、うるま市の中城湾港海岸(豊原地区)の取組により、基準値4,850mに対し改善幅6,675m、現状値11,525m(前年度から128mの推進)となり、令和2年度目標値9,557mを達成し、主な課題の改善に寄与している。								
4	歴史景観と調和する都市公園の供用面積	32.0ha (H22年度)	33.5ha	33.9ha	35.0ha	35.7ha	35.7ha	33.5ha	達成	56.9ha
	担当部課名	土木建築部都市公園課								
	状況説明	歴史景観と調和する都市公園の供用面積について、首里城公園、中城公園、浦添大公園の公園利用に供する施設を整備し、計画値33.5haに対し、実績値35.7haとなり目標を達成した。R3目標の供用開始に向け着実に進捗している。								
5	無電柱化整備総延長(良好な景観形成)	109km (H23年)	143.2km	149.0km	154.7km	159.7km	164.5km	167.2km	95.4%	173.2km
	担当部課名	土木建築部道路管理課								
	状況説明	無電柱化整備総延長について、令和2年度は国が1.3km、県が1.3km、市町村が2.2kmを整備し、合計で4.8kmとなり、年度別計画6.0kmに対し概ね順調な状況であるが、令和2年度の計画値167.2kmに対して目標値は164.5kmで未達成となっている。								

III 施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%
II 成果指標の達成状況 (Do)	40.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

○質の高い公共空間の創造

- ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観地区指定の支援）については、景観地区指定に向けて、地域住民との合意形成を図る市町村へ継続して的確な助言支援を行う必要がある。

○景観・環境・利用に配慮した河川・海岸、公園等の整備

- ・自然環境に配慮した河川の整備については、河川整備は、下流側から整備するという事業の特殊性から、事業効果をあげるには多大な期間を要する。
- ・景観・親水性に配慮した海岸の整備については、本県の海岸は、海水浴、ダイビング、散策、行事など、様々な利用形態があり、景観や親水性に配慮した海岸を整備するにあたっては、海岸ごとの利用形態や問題点を把握することが必要がある。
- ・都市公園における風景づくりについては、中城公園において、用地取得や物件補償で、事業への理解が得られないことや代替地を確保できない等の理由から、地権者等の同意を得るまでに長時間を要している。また、発掘調査を並行しながら公園整備を進めている箇所については、貴重な文化財が発見された場合は詳細に調査を行う必要があることから、計画的な整備が難しい状況にある。

○無電柱化の推進

- ・無電柱化推進事業については、次期無電柱化推進計画（令和3年度以降）の策定に向け、「沖縄ブロック無電柱化推進協議会」において、検討が進められている。

外部環境の分析

○質の高い公共空間の創造

- ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観地区指定の支援）について、景観地区の指定にあたっては地域住民との合意形成が必要なため、市町村は地域住民の景観への関心を高める必要がある。また、景観地区指定に向けて、市町村は関係機関と調整のうえ計画的に取り組む必要がある。

○景観・環境・利用に配慮した河川・海岸、公園等の整備

- ・自然環境に配慮した河川の整備については、河川環境を再生し、回遊性生物等を復元するためには、流域全体で環境を再生する必要がある。

○無電柱化の推進

- ・無電柱化推進事業については、国の「防災減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策」により、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化を推進する。

○古民家の保全・再生・利用

- ・古民家の保全・継承については、伝統的軸組構法で木造住宅を建築できる大工や職人が、需要減少のためにほとんどいなくなっている。古材活用の課題として、古民家の解体、古材の加工や処理、保管や展示に手間と費用がかかり、販売価格が新材の利用にくらべ割高である。

[成果指標]

未達成の成果指標の要因分析

- ・景観地区数について、内部要因は、景観地区指定に向けて、地域住民との合意形成を図る市町村へ継続して的確な助言・支援を行う必要がある。また、外部要因は、景観地区の指定にあたっては地域住民との合意形成が必要なため、市町村は地域住民の景観への関心を高める必要がある。風景・まちなみづくりに対する地域住民の関心を高めるには、長期的な視点から継続的な取組が求められる。
- ・自然環境に配慮した河川整備の割合については、用地買収の交渉に時間を要しており、河川整備に遅れが生じている。
- ・無電柱化整備総延長（良好な景観形成）については、電線共同溝の整備にあたり、関係機関との調整に時間を要したことが要因の一つと考えられる。

IV 施策の推進戦略案（Action）

[主な取組]

○質の高い公共空間の創造

・沖繩らしい風景づくり促進事業（景観地区指定の支援）については、市町村との連携強化を図るため意見交換を密に行い、市町村の景観まちづくりに関する取り組み（地域住民を対象とした講演会や勉強会等）に県内外の風景づくりアドバイザーを派遣する等、景観地区の指定等に向けて市町村へ助言・支援を行う。なお、風景づくりアドバイザーの派遣に当たっては、関係市町村の要望くみ取りや早期日程調整等に留意するとともにweb会議の積極活用により効率化を図る。

○景観・環境・利用に配慮した河川・海岸、公園等の整備

・自然環境に配慮した河川の整備については、河川事業において、地元住民の理解を深め、協力を得るため、引き続き事業説明会等を開催する。
 ・景観・親水性に配慮した海岸の整備については、景観や親水性に配慮した海岸を整備するにあたって、引き続き、必要な事項について意見交換会の実施や聞き取り調査等により有識者や地元の意見を聴取し、可能な限り設計内容に取り入れる。
 ・都市公園における風景づくりについては、引き続き公園用地取得に向け、地権者等の同意が得られるよう粘り強く交渉を続けるとともに、市町村を通じて地元自治会、関係者等の協力を得ながら事業を推進する。また、整備の効果が早期に発現できるように部分的な供用開始に取り組む。加えて、発掘調査を担当する関係機関と連絡調整を密に行い、文化財に対して適切な対応を図りながら、事業を推進する。

○無電柱化の推進

・無電柱化推進事業については、次期無電柱化推進計画及び実施路線について関係機関（国、県、市町村、電線管理者）と連携を図り、無電柱化の推進に取り組む。

○古民家の保全・再生・利用

・古民家の保全・継承については、古民家の再生に係る大工や職人を増加させるために建築技術者に向けて広く広報を行う。また、古民家の需要増及び古材の流通促進に資するため、シンポジウムの開催や「古民家再生生活用部会」（都市計画モノレール課）への参加等、県民に対して古民家の魅力を引き続き発信することとする。

[成果目標]

・景観地区数については、市町村との連携強化を図るため意見交換を密に行い、市町村の景観まちづくりに関する取り組み（地域住民を対象とした講演会や勉強会等）に県内外の風景づくりアドバイザーを派遣する等、景観地区の指定等に向けて市町村へ助言・支援を行う。なお、風景づくりアドバイザーの派遣に当たっては、関係市町村の要望くみ取りや早期日程調整等に留意するとともにweb会議の積極活用により効率化を図る。

・自然環境に配慮した河川整備の割合については、引き続き用地交渉を行い、河川整備の進捗を図る。

・無電柱化整備総延長（良好な景観形成）については、目標値の達成に向け、引き続き、事業の推進及び取り組みの強化を図る。

「施策」総括表

施策展開	1-(6)-イ	花と緑あふれる県土の形成
施策	① 県民一体となった全島緑化の推進	
対応する 主な課題	①森林、都市緑化、公園緑化など緑化の対象は広範囲に及ぶため、行政のみならず、地域住民、企業等との協働による県民一体となった緑化の推進が必要である。	
関係部等	環境部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 美ら島づくり行動計画推進事業 (団体支援等) (環境部環境再生課)	0	順調	「緑の美ら島づくり行動計画」に基づき、県の各緑化施策を総合的に推進するため、緑化施策に資する企業等の緑化活動の支援(緑化技術講習会の開催等)を行った。また、緑化活動団体の支援を通じて優良花木等の増殖技術の普及を行った。	県
2 全島みどりと花いっぱい運動事業 (環境部環境再生課)	7,732	順調	「『一島一森』で花と緑の美ら島づくり」をスローガンに全島緑化県民運動の普及啓発及び県土緑化への積極的な参加を推進した。県民主体の継続的な緑化活動を支援するため、各種緑化活動を支援した。	県 市町村等
3 緑化推進費 (環境部環境再生課)	12,041	概ね順調	緑豊かな住みよい環境づくりのため、県植樹祭、学校緑化コンクール及び緑の少年団の育成・支援等を実施し、県土緑化の普及啓発に取り組んでいる。	県

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 県民による緑化活動件数	55件 (H23年度)	60件	61件	62件	67件	65件	64件	達成	65件
担当部課名	環境部環境再生課								
状況説明	県民による緑化活動件数については、令和2年度 65件と、計画値を達成した。緑化の普及啓発や緑化活動の推進により、県内における緑化活動の活性化等が図られている。								

III 施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	66.7%
II 成果指標の達成状況 (Do)	100.0%



施策推進状況	順調
--------	----

(2) 施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。

[主な取組]

内部要因の分析

- ・美ら島づくり行動計画推進事業（団体支援等）については、緑化を推進するための部局横断的な取組が十分でない。
- ・全島みどりと花いっぱい運動事業については、緑化を推進するための部局横断的な取組が十分でない。
- ・緑化推進費については、県土緑化の重要性を普及啓発するための重要なイベントであることから、今後も継続して開催していくために、次代を担う児童生徒が積極的に参加するよう教育機関と連携した情報発信を図る。

外部環境の分析

- ・美ら島づくり行動計画推進事業（団体支援等）については、緑化活動団体から、緑化技術の情報提供等による継続した支援が求められている。
- ・全島みどりと花いっぱい運動事業については、開発や都市化の進展に伴い、都市周辺や郊外において、緑化活動に供することができる場所を探すことが難しくなっている。また、企業との協働による花の名所づくりにおいて、緑化活動に積極的に取り組む企業等が少ない。
- ・緑化推進費については、植樹祭で教育機関との連携や緑の少年団の育成指導などを行うことにより、県民へ緑化の重要性を普及啓発することにつながる。

IV 施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・美ら島づくり行動計画推進事業（団体支援等）については、緑化活動に関する技術書をインターネット等を通じて広く提供するほか、緑化技術講習会を継続して開催することによりインターネットでは伝えにくい情報を補完し、緑化活動支援の充実を図る。
- ・全島みどりと花いっぱい運動事業については、長期的な取組を実施する必要があるため、「沖縄県全島緑化県民運動推進会議」を継続して開催し、県民一体となった緑化活動に取り組み、県庁内部においては、緑化活動に対する認識を深め、横断的な取組につながるよう努める。
- ・企業、学校、地域住民が行う緑化活動に支援を行い、緑化の意義や大切さの理解を広め、関心を高める。また、CO2吸収量認証制度の運用等を通して、企業の緑化活動を広くアピールし、更なる参加を促す。
- ・緑化推進費については、緑の少年団の取り組み紹介や新規団の結成などを積極的に支援するとともに、緑の少年団の体験交流学習会を引き続き実施する。

「施策」総括表

施策展開	1-(6)-イ	花と緑あふれる県土の形成
施策	② 都市、道路、郊外及び農山村の緑化	
対応する主な課題	①森林、都市緑化、公園緑化など緑化の対象は広範囲に及ぶため、行政のみならず、地域住民、企業等との協働による県民一体となった緑化の推進が必要である。 ②沖縄らしい熱帯・亜熱帯性の花木等を活用し、市街地や観光地をはじめ、その地域にふさわしい緑地の創出が必要である。 ③主要な道路及び観光地へのアクセス道路等の沿道空間において、道路緑化及び植栽管理強化による沖縄らしい風景の創出・沿道等の周辺環境に配慮したアメニティ空間の創出が求められている。 ④郊外部では、良好な自然環境、営農環境と調和を図りながら集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の整備を行う必要がある。	
関係部等	土木建築部、環境部、農林水産部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○緑の基本計画の策定					
1	市町村緑化推進支援事業 (土木建築部都市公園課)	0	概ね順調	沖縄県広域緑地計画(改定計画)の周知等を行い、市町村へ「緑の基本計画」策定及び更新の取組を促した。	県
○都市公園の整備					
2	都市公園における緑化等の推進 (土木建築部都市公園課)	2,374,204	順調	県営公園及び市町村営公園において、環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所の空間創出に向けて用地取得や園路、広場等の整備を行った。	国 県 市町村
○道路の緑化					
3	沖縄フラワークリエイション事業 (土木建築部道路管理課)	423,881	順調	国際通りや首里城等の観光地へアクセスする41路線(80km)について、緑化(草花等)・重点管理を実施した。	県
4	主要道路における沿道空間の緑化事業 (土木建築部道路管理課)	1,219,928	順調	主要道路(290km)について、沿道空間における除草や道路植栽・街路樹の剪定等を実施した。	県
○郊外及び農山村等の緑化					
5	美ら島づくり行動計画推進事業 (団体支援等) (環境部環境再生課)	0	順調	「緑の美ら島づくり行動計画」に基づき、県の各緑化施策を総合的に推進するため、緑化施策に資する企業等の緑化活動の支援(緑化技術講習会の開催等)を行った。また、緑化活動団体の支援を通じて優良花木等の増殖技術の普及を行った。	県
6	県民の森管理事業 (農林水産部森林管理課)	8,274	順調	県民の森公園内で修繕が必要な箇所(トイレ、浄化槽)について工事を実施し、利用者の安全確保・利便性向上を目指した。	県
7	平和創造の森公園管理事業 (環境部環境再生課)	3,867	順調	多くの人々が緑に親しみ自然とふれあえる憩いの場、県民の健康増進及び自然学習の場として、利用者が潤いと安らぎを体感できる緑地空間の形成を図るため、平和創造の森公園内の緑化等の施設整備及び維持管理を行っている。	県

II 成果指標の達成状況（D○）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値 R2(C)	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元				
1	都市計画区域内緑地面積	62,536ha (H18年度)	75,056ha H23年度	75,056ha H23年度	75,056ha H23年度	75,775ha H28年度	75,775ha H28年度	69,013ha	達成	69,013ha
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
	状況説明	都市計画区域内緑地面積については、平成22年度に都市計画区域が増加したこと等から、現状値の緑地面積は基準値より増加している。実績値75,775ha（平成28年度）は計画達成している。								
2	都市計画区域における一人当たりの都市公園面積	10.6㎡/人 (H22年度)	10.8㎡/人	10.9㎡/人	10.9㎡/人	11.2㎡/人	11.0㎡/人 R元年度	11.1㎡/人	80.0%	11.2㎡/人
	担当部課名	土木建築部都市公園課								
	状況説明	都市計画区域内における一人当たりの都市公園面積について、環境緑化や自然の保全、緑とふれあう憩いの場所の空間創出に向けて用地取得や園路、広場等を整備したことにより、計画値11.1㎡/人に対し、直近の実績値（令和元年度）は11.2㎡/人となっている。なお、令和2年度実績は11.0㎡/人となる見込である。								
3	主要道路における緑化延長	0km (H23年)	280km	280km	285km	290km	290km	295km	98.3%	300km
	担当部課名	土木建築部道路管理課								
	状況説明	雑草の刈払い後に除草剤を使用することで、効率的・効果的な雑草対策に取り組んでおり、除草回数 の低減などに繋がっている。令和2年度は290kmと計画値（295km）を概ね達成した。								
4	県民による緑化活動件数	55件 (H23年度)	60件	61件	62件	67件	65件	64件	達成	65件
	担当部課名	環境部環境再生課								
	状況説明	県民による緑化活動件数については、令和2年度65件と、計画値を達成した。緑化の普及啓発や緑化活動の推進により、県内における緑化活動の活性化等が図られている。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	85.7%
II 成果指標の達成状況（Do）	50.0%



施策推進状況	概ね順調
--------	------

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ○緑の基本計画の策定 ・市町村緑化推進支援事業については、都市計画区域内市町村において、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する緑の基本計画を策定できるが、未策定の市町村や更新が行われていない市町村がある。</p> <p>○都市公園の整備 ・都市公園における緑化等の推進については、公園整備を行うにあたり公園用地の確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等の理由から、地権者の同意を得るまでに長期間を要している。</p> <p>○道路の緑化 ・沖縄フラワークリエイション事業については、沖縄観光のイメージアップのため、観光地までの主要アクセス道路について、年間を通して花と緑のある良好な道路空間を創出し、道路景観の向上と維持させる取り組みが求められている。 ・主要道路における沿道空間の緑化事業については、沿道環境に配慮した道路空間の創出のため、年4回程度の除草作業が必要であり、路線の状況に合わせて除草回数を増やしたり、雑草の刈払い後に除草剤を散布するなど、効率的・効果的な植栽管理が必要である。また、街路樹の剪定について、道路利用者の安全性確保を優先し、交差点部など必要最小限しか行えず、適正管理の観点からは改善すべき点が多い。</p> <p>○郊外及び農山村等の緑化 ・美ら島づくり行動計画推進事業（団体支援等）については、緑化を推進するための部局横断的な取組が十分でない。 ・県民の森管理事業については、開設から30年以上が経過していることから、施設の老朽化や社会的要請、利用者ニーズの変化により、本来の役割を十分に果たせていない施設もあり、大規模な改修が必要な時期となっている。 ・平和創造の森公園管理事業については、平和創造の森公園は供用開始してから20年以上が経ち、施設の随所に老朽化劣化が見られる。</p> <p>外部環境の分析 ○郊外及び農山村等の緑化 ・美ら島づくり行動計画推進事業（団体支援等）については、緑化活動団体から、緑化技術の情報提供等による継続した支援が求められている。 ・県民の森管理事業については、やんばる地域の世界自然遺産登録やSDGsの取り組み推進が求められる中、森林や森林の適切な管理への関心が高まっており、林業体験や森林環境教育分野の充実が求められる。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から施設の利用制限が必要な場合がある。一方で、人が密集しないアウトドア活動に注目が集まっている。 ・平和創造の森公園管理事業については、R1年12月に全国育樹祭が開催されたことから、お手植え木をはじめ、公園の利用頻度が増えることが予想される。</p> <p>[成果指標] 未達成の成果指標の要因分析 ・都市計画区域における一人当たりの都市公園面積については、公園整備を行うにあたり公園用地の確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないことや代替地が確保できない等の理由から、地権者の同意を得るまでに長期間を要している。 ・主要道路における緑化延長については、主要道路における、緑化、重点管理においては、街路樹の管理も課題となっている。また、令和2年度は街路樹の害虫被害が多発し、その対応に追われたため、緑化、重点管理延長は目標295kmに対し、290kmとなっている。</p>

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組] ○緑の基本計画の策定 ・市町村緑化推進支援事業については、県内各市町村と緑地保全等について意見交換を行い、「緑の基本計画」の策定及び更新など、良好な自然環境等の保全を図る取組を促進する。</p> <p>○都市公園の整備 ・都市公園における緑化等の推進については、公園整備による緑化において、引き続き公園用地取得に向け、地権者等の同意が得られるよう粘り強く交渉を続けるとともに、市町村を通じて地元自治会、関係者等の協力を得ながら事業を推進する。また、整備の効果が早期に発現できるよう部分的な供用開始に取り組む。</p> <p>○道路の緑化 ・沖縄フラワークリエイション事業については、定期的なパトロール等により生育開花の状況を継続的に確認し、植栽箇所環境条件に応じた適切な花木や草花を各季節で開花できるように選定や管理方法、育成点検、灌水手法について検証し、各土木事務所や造園業者と連携して改善策を検討しながら、品質確保と向上を図る。 ・道路ボランティア団体への支援普及啓発により、住民と行政の協働による「美しい道路環境づくり」を推進する。 ・主要道路における沿道空間の緑化事業については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン」に基づいた管理を継続し、新たな雑草防除及び景観形成に有用な植物の導入試験により効果があった手法について、実施範囲を拡大することにより、長期間良好な沿道景観の維持、除草回数の軽減を図る。また、路線ごとの課題を整理したうえで優先順位をつけて街路樹の剪定を行う。 ・道路ボランティアの普及啓発に向けて、民間を活用した手法を試行的に行い効果を検証を行う他、ボランティアへの表彰を行う。</p> <p>○郊外及び農山村等の緑化 ・美ら島づくり行動計画推進事業（団体支援等）については、緑化活動に関する技術書をインターネット等を通じて広く提供するほか、緑化技術講習会を継続して開催することによりインターネットでは伝えにくい情報を補完し、緑化活動支援の充実を図る。 ・県民の森管理事業については、県民の森公園内で修繕が必要な箇所、利用者の安全確保に必要な場所を優先に整備する。また、令和3年度に施設の内装展示工事を実施する。 ・平和創造の森公園管理事業については、老朽化劣化が見られる施設の維持修繕に継続して取り組み、利用者の利便性の向上及び園内の安全性の確保を図る。</p> <p>[成果指標] ・都市計画区域における一人当たりの都市公園面積については、引き続き地権者等の同意が得られるよう粘り強く交渉を続けるとともに、市町村を通じて地元自治会、関係者等の協力を得ながら事業を推進する。また、整備の効果が早期に発現できるよう部分的な供用開始に取り組む。 ・主要道路における緑化延長については、引き続き、雑草の刈払いに加え、除草剤やアレロパシー植物を使用し効率的・効果的な雑草対策に取り組むことで、道路植栽の適正管理を行う。</p>
--

「施策」総括表

施策展開	1-(7)-ア	まちづくりにおけるユニバーサルデザインの推進
施策	① 公共空間等におけるユニバーサルデザインの導入	
対応する主な課題	①高齢者や障害者のためのバリアフリー化にとどまらず、子ども、観光客、外国人なども含め、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を導入した環境づくりが求められている。 ②沖縄県福祉のまちづくり条例施行（平成9年）により、新しい施設のバリアフリー化は進んでいるが、施行以前に整備した施設のバリアフリー化が今後の課題である。 また、建築物、道路、公園、公共交通機関の施設等のバリアフリー化を進め、施設間の移動が容易にできるよう整備することが必要である。	
関係部等	子ども生活福祉部、企画部、土木建築部、文化観光スポーツ部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
1 沖縄県福祉のまちづくり条例によるバリアフリー化の推進 (子ども生活福祉部障害福祉課)	2,470	概ね順調	高齢者や障害者等をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由な行動や社会参加が出来る地域社会を実現するために、福祉のまちづくり条例を運用し、多数の者が利用する公共施設等のバリアフリー化を促した。 条例の運用により、年間130件程度の施設を基準に適合させるよう取り組んでいる。	県 事務処理特 例市
2 公共交通利用環境改善事業 (企画部交通政策課)	107,782	順調	バス停上屋等の整備を行ったが、コロナの影響によるバス事業者の経営状況等を考慮し、今年度のノンステップバス導入は見合わせた。 バスレーン実施拡充を検討するとともに、てだこ浦西駅～沖国大・琉大を結ぶキャンパスバス実証実験を開始した。 自家用車から公共交通への利用転換促進を目的に広報活動を実施した。	県 交通事業者
3 都市公園安全・安心対策緊急支援事業 (土木建築部都市公園課)	2,556,448	概ね順調	県都市公園事業において、バリアフリー化に対応した園路、駐車場等の整備を行った。また、県は、市町村都市公園事業に対して、バリアフリー化に対応した園路等の整備を行うための補助を行った（10市町）。	県 市町村
4 住宅リフォーム促進事業 (土木建築部住宅課)	34,919	概ね順調	助成事業を実施する12市町村（沖縄市等）に対して補助金事業を実施した。また、市町村事業により支援を受けたりフォーム件数は408件（県の支援を受けた246件を含む）であった。	県 市町村
5 浮き桟橋整備事業 (土木建築部港湾課)	0	概ね順調	水納港の既設施設について、財産処分手続きが必要であることから関係機関との調整を行った。	県
6 観光産業におけるバリアフリー化の促進 (文化観光スポーツ部観光振興課)	28,589	順調	バリアフリー対応に係る接遇セミナーを、初級編・中級編・上級編とカテゴリーを設定し計7回開催した。また、食物アレルギー対応に係るセミナーを計3回開催した。 その他、LGBT関係のセミナーを実施した。他にも、バリアフリー観光地としての情報発信を行った。	県
7 地域生活支援事業（専門・広域的事業） (子ども生活福祉部障害福祉課)	19,741	順調	意思疎通支援人材の養成・派遣や、視聴覚障害者に向けた情報提供を実施した。 ○各意思疎通支援者養成研修 ○各意思疎通支援者派遣事業	県
8 福祉のまちづくり推進体制事業、障害者理解促進事業 (子ども生活福祉部障害福祉課)	1,232	大幅遅れ	福祉のまちづくり賞については、条例の主旨の認知向上に繋げるため、当賞に係る募集及び表彰を実施した。また、障害者への理解促進のため、障害者週間のポスター・作文を募集し、表彰を行った。県代表として内閣府に推薦したポスター小学生区分が佳作に選定された。	県

II 成果指標の達成状況（D○）

	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数（累計）	518件 (H23年度)	1,176件	1,291件	1,406件	1,521件 H30年度	1,619件 R元年度	1,672件	95.4%	1,800件
	担当部課名	子ども生活福祉部障害福祉課								
	状況説明	高齢者や障害者等をはじめ、すべての人が安心して生活し、自由な行動や社会参加が出来る地域社会を実現するために、福祉のまちづくり条例を運用し、多数の者が利用する公共施設等のバリアフリー化を促した。条例の運用により、年間130件程度の施設を基準に適合させるように取り組んでいる。								
2	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
	ノンステップバス導入率	1.3% (H22年度)	66.7%	70.1%	72.0%	71.6%	71.6%	70.0%	達成	70.0%
	担当部課名	企画部交通政策課								
	状況説明	ノンステップバスの導入数及び導入率については、計画に沿って着実に増加し、令和2年度末の導入率は、71.6%となっており、令和3年度目標値を前倒して達成している。								
3	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
	都市公園のバリアフリー化率	25.6% (H22年度)	28.6%	30.1%	30.3%	30.3% H30年度	30.3% H30年度	38.3%	37.0%	39.4%
	担当部課名	土木建築部都市公園課								
	状況説明	都市公園のバリアフリー化について、計画値37.1%に対し、直近の実績値（平成30年度）は30.3%となっている。なお、令和元年度の実績値は30.4%となる見込である。								
4	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
	全住宅のバリアフリー化率	32.5% (H20年度)	31.5% H25年度	31.5% H25年度	33.1%	33.1% H30年度	33.1% H30年度	46.6%	4.3%	48.7%
	担当部課名	土木建築部住宅課								
	状況説明	計画値46.6%に対して実績値は33.1%となっており達成できていない。しかし、住宅リフォーム促進事業による取組を行っているため、徐々に改善していると思われる。								
5	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値		R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
	県営住宅のバリアフリー化率	22.8% (H22年度)	26.3%	27.0%	27.2%	28.8%	29.8%	29.6%	達成	30.4%
	担当部課名	土木建築部住宅課								
	状況説明	計画値を達成した。県営新川団地（第2期）が完成し住戸のバリアフリー化が図られ、一定の効果が得られている。								

成果指標名	基準値 (B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2 (A)	R2 (C)		
バリアフリー化のための浮き棧橋設置港湾数	20港 (H23年度)	22港	23港	23港	23港	23港	24港	75.0%	27港
6	担当部課名 土木建築部港湾課								
状況説明	沖縄振興公共投資交付金の予算内示減に伴い事業の進捗に遅れが生じており、令和2年計画値「24港」に対し、実績値は「23港」とどまっている。								

Ⅲ 施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	37.5%	➡	施策推進状況	大幅遅れ
II 成果指標の達成状況 (Do)	33.3%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「大幅遅れ」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県福祉のまちづくり条例によるバリアフリー化の推進については、事前協議の手続きを行った結果、不適合となる施設も一定数ある。また、手続きの対象となる施設の事業者に対し、周知及び催促を行っているところであるが、催促等を行っていても手続きが行われない事例もあり、依然として未協議の施設が見受けられる。 ・公共交通利用環境改善事業については、ノンステップバス導入事業実施にあたって、バス事業者の多額の自己負担を伴うことから、経営状況を踏まえた車両更新計画を注視する必要がある。 ・都市公園安全・安心対策緊急支援事業については、バリアフリー化に対応する公園施設の整備の他、老朽化した公園施設の改築、更新も行っており、効率的、効果的な執行計画の策定が課題となっている。また、既に供用している公園内での整備となることから、施工方法や施工時期について、地元自治会や利用者等との調整に長時間を要している。 ・住宅リフォーム促進事業については、沖縄県としては、全市町村への実施意向をもっているが、市町村側での財政要因等があり、助成実施市町村数は12市町村となっている。(令和元年度から令和2年度にかけて住宅リフォーム助成実施市町村数が1市増加) ・観光産業におけるバリアフリー化の促進については、令和元年度に実施した、沖縄旅行経験者（障害者）に旅行時の満足度等調査によると、バリアフリー満足度は63%、再訪意向度は97%と一定の評価を受けた。一方で、改善点としては、移動（福祉車両道路の整備）、バリアフリー情報の提供、飲食施設の受入整備などが上げられた。また、台湾の旅行社、障害者団体にヒアリング調査を実施したところ、バリアフリー観光地として沖縄が認識されていないなど、認知度が低い現状である。 ・地域生活支援事業（専門・広域的事業）については、意思疎通支援場面において、手話通訳者や要約筆記者の技術の向上が必要である。 ・福祉のまちづくり推進体制事業、障害者理解促進事業については、「福祉のまちづくり賞」については、表彰制度の見直しにより自主応募ができるようになり、応募条件としての側面では応募がしやすくなっているが、表彰制度が長期になってきたことで、過去の受賞事例が多くなり、先進事例という観点からの応募としては難しくなっている。 <p>外部環境の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県福祉のまちづくり条例によるバリアフリー化の推進については、沖縄県福祉のまちづくり条例施行から相当期間が経過したことや福祉のまちづくり推進体制事業などにより条例の認知度は向上している。 ・公共交通利用環境改善事業については、ノンステップバスについては、バス事業者の自己負担額も大きいため、コロナ感染症流行の影響による事業者の経営状況等を考慮して、令和2年度の導入は見合わせた。また、コロナウイルス感染症流行の影響が長期化する恐れがある。加えて、IC乗車券の拡張に関しては、タクシーを含むOKICAの商業展開について具体的な検討が進められるなど、環境の変化が見られる。 ・浮き棧橋整備事業については、工事の実施にあたり、定期船の接岸位置を変更する必要がある。 ・観光産業におけるバリアフリー化の促進については、超高齢社会の到来により、沖縄県を訪れる観光客も比例的にシニア層の観光客の来訪頻度が高まることが予想されるとともに、高齢者、障害者の旅行意欲も高い傾向にある。 ・地域生活支援事業（専門・広域的事業）については、人口の急速な少子高齢化、市民意識の多様化など、社会環境が著しく変化の中で、障害のある人もない人も誰もが自立して安心して暮らせる地域社会を作りあげることが求められている。 ・福祉のまちづくり推進体制事業、障害者理解促進事業については、障害者理解促進事業において、小学生及び中学生部門の応募件数が、学生部門に比べて著しく少ない。また、一般部門に関しては、昨年度と同数の一件のみである。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数（累計）については、事業者に対し沖縄県福祉のまちづくり条例の周知及び理解の促進が課題である。 ・都市公園のバリアフリー化率については、都市公園安全・安心対策緊急支援事業において、バリアフリー化に対応する公園施設の整備の他、老朽化した公園施設の改築、更新も行っており、効率的、効果的な執行計画の策定が課題となっている。また、既に供用している公園内での整備となることから、施工方法や施工時期について、地元自治会や利用者等との調整に長時間を要している。 ・全住宅のバリアフリー化率については、指標の分母が住宅総数であるため、新たに新築される住戸がバリアフリーでない場合は、住宅リフォーム促進事業等を推進しても実績が悪化する可能性がある。 ・バリアフリー化のための浮き棧橋設置港湾数については、沖縄振興公共投資交付金の予算内示減に伴い、事業進捗に遅れが生じている。

IV 施策の推進戦略案 (Action)

[主な取組]

- ・ 沖縄県福祉のまちづくり条例によるバリアフリー化の推進については、公共施設等のバリアフリー化を効果的に進めるために、事前協議から完了検査までの手続きをしっかりと行うことが重要である。また、各土木事務所及び事務処理特例5市が対象となる施設の計画を把握した際には、手続き漏れがないよう事業者へ連絡し、事前協議などの提出を促す。
- ・ 適合施設を増加させるためには、適切な指導助言が必要であり、福祉のまちづくり条例について理解を深めるため、事務担当者会議を開催し、意見交換を行う。
- ・ 公共交通利用環境改善事業については、基幹バス区間における更なるサービス改善に繋げるためにも、定時速達性に資する基幹バスシステムの構築に向け、バス事業者等との意見交換を通じて現状や課題等の共通認識を図るとともに、バスレーン拡充延長について住民意見聴取を含めた検討調査や関係機関との調整を行う。
- ・ IC乗車券の拡張については、沖縄ICカード(株)の取組状況について情報収集を行うとともに、「わった～バス党」を活用してOKICAの利用促進に取り組む。
- ・ 都市公園安全・安心対策緊急支援事業については、都市公園のバリアフリー化については、引き続きバリアフリー化施設の優先度を勘案して、利用者の多い公園や利用頻度の高い施設を選定する等、効率的かつ効果的に整備を推進する。また、施工方法や施工時期について、早期に地元自治会等との合意形成を図り、協力を得ながら事業を推進する。
- ・ 住宅リフォーム促進事業については、令和3年度に事業を実施する市町村の支援を行うとともに、取り組み市町村数の増加に向け周知を行う。
- ・ 浮き桟橋整備事業については、船社との協議を踏まえた施工計画を策定し、定期船が安全に定時運航が確保できるように取り組む。
- ・ 観光産業におけるバリアフリー化の促進については、観光バリアフリー対応の必要性の訴求や外国人スタッフ向けのマニュアル等を作成し、受入体制の強化を図る。また、バリアフリー観光地としての認知度向上等を図るため、インフルエンサー等を招聘するとともに、WEB媒体も活用したプロモーションを実施する。
- ・ 地域生活支援事業(専門・広域的事業)については、県及び各市町村で登録された手話通訳者及び要約筆記者向けに、手話通訳及び要約筆記に関する知識及び技術の習得を図る現任研修を開催する。
- ・ 福祉のまちづくり推進体制事業、障害者理解促進事業については、「福祉のまちづくり賞」については、電話等を介した直接的な声かけを積極的に行うことや広報媒体を利用した表彰の周知(県庁外における掲示場所の増、または新聞広報等)を行い、応募または表彰件数を増やすことにより条例の知名度向上につなげる。
- ・ 障害者理解促進事業については、電話等を介した直接的な呼びかけを積極的に行い、障害者理解促進の更なる浸透を図る。

[成果指標]

- ・ 沖縄県福祉のまちづくり条例適合施設数(累計)について、条例適合施設を更に増やしていくためには、事業者に対し事前協議の際の指導や助言を丁寧に実施し、理解と協力を求めていく必要がある。
- ・ 事務担当者会議で審査機関と意見交換を行うことで整備基準にかかる認識・理解を深める。
- ・ 都市公園のバリアフリー化率については、引き続き地元自治会等の関係者と協力しながら、バリアフリー化対応施設の優先度を勘案し、効率的かつ効果的に整備を推進する。
- ・ 全住宅のバリアフリー化率については、住宅リフォーム促進事業をより一層推進する。
- ・ バリアフリー化のための浮き桟橋設置港湾数については、関係機関へ事業の必要性についての説明を十分に行い予算の確保に努める。

「施策」総括表

施策展開	1-(7)-イ	歩いて暮らせる環境づくりの推進
施策	① 安全で快適な生活環境の創出	
対応する 主な課題	<p>①戦後復興の中、適切な都市計画が実施されなかった歴史的背景から、都市基盤施設の適切な配置ができないままに市街化が進み、密集市街地や非効率な道路網が形成されるなど都市構造にゆがみを抱えており、その改善が求められている。</p> <p>②道路、公園等の公共施設が不十分な地区や低未利用地、建築物の老朽化など都市機能の低下が見られる地区については、老朽建築物の除去、敷地の統合、公共施設の整備、防災機能の改善など、土地の合理的かつ健全な高度利用を行うことにより都市機能の更新を図る必要がある。</p> <p>③狭隘な通学路や歩道のない生活道路等において、交通量が多いにもかかわらず、十分な歩行空間が確保されていないなど危険な状況もあることから、交通弱者である高齢者や子供など歩行者が安全かつ安心して快適に移動できる環境づくりが求められている。</p> <p>④緑陰により強い日差しを和らげ、快適に歩ける歩行空間が求められている一方で、亜熱帯性気候に起因して植栽の成長速度が速く、歩行の妨げとなっている状況が見られることから、道路緑化とあわせて適切な管理を行う必要がある。</p>	
関係部等	土木建築部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度					
No.	主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○身近な公園の整備					
1	歩いていける身近な都市公園の整備 (土木建築部都市公園課)	745,921	順調	県は、住宅地や市街地等における人と自然が共生できる憩いの場形成に向けて、市町村が実施する都市公園事業に対し補助を行った。 市町村は、公園整備に必要な用地取得や、園路及び広場等の整備を行った。	市町村
○安全でゆとりある道路空間の創出					
2	交通安全施設の整備 (土木建築部道路管理課)	229,040	順調	国により指定された事故危険箇所において、国道330号で2箇所の整備を進捗が図れた。 また、市町村等から事故対策要望があった20箇所においても、交通安全施設を整備した。	県
3	歩行空間の整備 (土木建築部道路管理課)	389,178	大幅遅れ	安心して快適に暮らせる歩行空間を整備するため、県管理道路の歩道未整備箇所や狭隘箇所を歩道を0.6km整備した。	県
4	無電柱化推進事業 (土木建築部道路管理課)	746,723	概ね順調	無電柱化整備総延長について、令和2年度は国が1.3km、県が1.3km、市町村が2.2km、合計で4.8kmを整備した。	国 県 市町村
5	街路整備事業 (土木建築部道路街路課)	4,330,496	順調	小祿名嘉地線外1線が供用したほか、汀良翁長線（用地補償等）、豊見城中央線（用地補償等）等の整備を行った。	県

○涼しい歩行空間の創出					
6	道路緑化による沖縄らしい風景の創出 (土木建築部道路管理課)	1,219,928	順調	主要道路(370km)について、沿道空間における除草や道路植栽・街路樹の剪定等を実施した。	県
7	街路樹の植栽・適正管理 (土木建築部道路管理課)	1,219,928	順調	沿道空間における除草や道路植栽・街路樹の剪定等を平均3.4回実施した。	県
○日常生活環境のリニューアル					
8	土地区画整理事業 (土木建築部都市計画・モノレール課)	2,509,895	順調	浦添南第一地区等13地区の建物の移転補償、道路築造及び宅地造成等を促進した。	市町村組合
9	市街地再開発事業等 (土木建築部都市計画・モノレール課、建築指導課)	532,033	順調	農連市場地区においては、令和2年度は施行者(事業組合)が施設建築物の整備、価格確定業務を行った。 上記内容の促進のため、施行者への補助を行った。	県市町村組合 民間

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度達成状況	目標値R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 歩いていける身近な都市公園(街区公園)箇所数	3.2箇所/100ha (H22年度)	3.0箇所/100ha	3.0箇所/100ha	3.0箇所/100ha	3.2箇所/100ha	3.2箇所/100ha R元年度	3.2箇所/100ha	達成	3.3箇所/100ha
	担当部課名	土木建築部都市公園課							
	状況説明	歩いていける身近な都市公園について、公園整備箇所は概ね計画どおりに進捗しており、計画値3.2箇所/100haに対し、直近の実績値(令和元年度)は3.2箇所/100haとなっている。なお、令和2年度実績は3.3箇所/100haとなる見込である。							
2 事故危険箇所の事故発生件数	22件/年 (H24年)	9件/年 H26年	14件/年 H27年	9件/年 H28年	15件/年 H29年	7件/年 H30年	9件/年	達成	9件/年
	担当部課名	土木建築部道路管理課							
	状況説明	交通事故危険箇所について、死傷事故件数が計画値の9.0件/年に対して、7.0件となり、目標を達成できている。							
3 県管理道路の歩道必要箇所設置率(通学路等)	0% (H24年)	16.7%	20.3%	23.7%	33.7%	36.4%	31.3%	達成	35.0%
	担当部課名	土木建築部道路管理課							
	状況説明	具志川環状線等、通学路に指定されている県管理道路において、歩道未整備箇所に歩道を新設したことで、歩道設置率3%増加させ。実績値36.4%となった。 用地買収の難航や物件補償の移転に時間を要したが、R2年計画値31.3%を上回り目標を達成している。							

4	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	無電柱化整備総延長（歩行空間の確保）	109km (H23年)	143.2km	149.0km	154.7km	159.7km	164.5km	167.2km	95.4%	173.2km
	担当部課名	土木建築部道路管理課								
状況説明	無電柱化整備総延長について、令和2年度は国が1.3km、県が1.3km、市町村が2.2kmを整備し、合計で4.8kmとなり、年度別計画6.0kmに対し概ね順調な状況であるが、令和2年度の計画値167.2kmに対して目標値は164.5kmで未達成となっている。									
5	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	土地区画整理事業により整備された宅地面積	1,885ha (H24年)	2,022ha	2,024ha	2,035ha	2,062ha	2,075ha	2,112ha	83.7%	2,137ha
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
状況説明	整備された宅地面積は、2,075haとなっており、基準値（24年）の1,885haから190ha増加し、計画値より37ha少ない実績値となった。									
6	成果指標名	基準値(B)	実績値				計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3	
			H28	H29	H30	R元	R2(A)			R2(C)
	再開発事業により整備された延べ床面積	239,909㎡ (H24年)	239,909㎡	239,909㎡	347,373㎡	377,809㎡	377,809㎡	377,809㎡	達成	377,809㎡
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
状況説明	平成30年度までに、モノレール旭橋駅周辺地区、山里第一地区の施設建築物が完成。農連市場地区においても、令和元年度に全ての施設建築物が完成した。									

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	77.8%	➡	施策推進状況	概ね順調
II 成果指標の達成状況（Do）	66.7%			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「概ね順調」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ○身近な公園の整備 ・歩いていける身近な都市公園の整備については、公園整備を行うにあたり公園用地の確保が必要となるが、用地取得や物件補償において、事業への理解が得られないこと等の理由から、地権者等の同意を得るまでに長時間を要している。</p> <p>○安全でゆとりある道路空間の創出 ・無電柱化推進事業については、次期無電柱化推進計画（令和3年度以降）の策定に向け、「沖縄ブロック無電柱化推進協議会」において、検討が進められている。 ・街路整備事業については、事業の特性上、都市部での事業となることから調整事項が多数あるため、執行機関のマンパワーが不足している。</p> <p>○涼しい歩行空間の創出 ・道路緑化による沖縄らしい風景の創出、街路樹の植栽・適正管理については、主要道路における沿道景観の緑化事業において、沿道環境に配慮した道路空間の創出のため、年4回程度の除草作業が必要であり、路線の状況に合わせて除草回数を増やしたり、雑草の刈払い後に除草剤を散布するなど、効率的効果的な植栽管理が必要である。また、街路樹の剪定について、道路利用者の安全性確保を優先し、交差点部など必要最小限しか行えず、適正管理の観点からは改善すべき点が多い。</p> <p>○日常生活環境のリニューアル ・土地区画整理事業については、換地計画に基づき補償を行うことから、換地先に不満がある地権者との交渉に不測の時間を要している。</p> <p>外部環境の分析 ○身近な公園の整備 ・歩いていける身近な都市公園の整備については、都市公園の機能として、良好な都市環境や緑とふれあう憩いの場等を提供するだけでなく、災害時における防災機能としての役割も見直されており、その必要性も高まっている。</p> <p>○安全でゆとりある道路空間の創出 ・交通安全施設の整備については、平成31年5月に発生した滋賀県大津市において、集団で歩道を通行中の園児らが死傷した交通事故が発生したことで、国からの通知により、道路管理者、保育所、市町村、警察等、関係機関で合同で未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保のため、合同点検を実施し、対策を行うことが求められている。 ・歩行空間の整備については、歩道の整備には沿道地権者の協力が必要不可欠であるが、補償内容について、地権者の理解が得にくい。 ・無電柱化推進事業については、国の「防災減災、国土強靱化のための5ヵ年加速化対策」により、市街地等の緊急輸送道路における無電柱化を推進する。 ・街路整備事業については、近年の路線価上昇に伴い、用地補償費も年々上昇している。労務単価や資材単価が年々上昇している。</p> <p>○日常生活環境のリニューアル ・土地区画整理事業については、住民ニーズの高まりにより、区画整理地区内における、無電柱化や擁壁の追加等が発生した場合、資金計画及び事業計画の見直しが必要となり、事業完了が遅れる場合がある。</p> <p>[成果指標] 未達成の成果指標の要因分析 ・無電柱化整備総延長（歩行空間の確保）については、電線共同溝の整備にあたり、関係機関との調整に時間を要したことが要因の一つと考えられる。 ・土地区画整理事業により整備された宅地面積については、目標の達成に向け、工程管理等の指導に努めているが、事業執行に必要な予算の確保が難しくなっていることや、移転補償の地権者との交渉に不測の時間を要しており、事業進捗が遅れが生じている。</p>
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組] ○身近な公園の整備 ・歩いていける身近な都市公園の整備については、円滑な公園事業用地の取得のためには、地元自治会や関係者等と協力しながら地権者等に公園事業の必要性等を説明する等、市町村に対して、公園事業の進捗を図るための助言を行う。 ・良好な都市環境や緑と憩いの場等の提供だけでなく、災害時の防災機能向上にも寄与する場として都市公園の整備を推進するよう、市町村に対して助言を行う。</p> <p>○安全でゆとりある道路空間の創出 ・交通安全施設の整備については、合同点検で抽出された箇所について、早期に対応可能な箇所は、重点的に交通安全施設の整備を行い危険箇所の削減を図る。 ・歩行空間の整備については、歩道の役割について住民の理解を得ることが重要であり、関係市町村の協力も得ながら、用地交渉を進め、用地取得の承諾や、早期の物件移転に着手していけるよう、沿道地権者に対する十分な説明や情報提供を行う。 ・円滑に歩道整備事業を行うには、地域の協力が必要であるため、事業化の際には、事前に整備協力の同意を取得するよう調整を行う。 ・無電柱化推進事業については、次期無電柱化推進計画及び実施路線について関係機関（国、県、市町村、電線管理者）と連携を図り、無電柱化の推進に取り組む。 ・街路整備事業については、事業完了に至らない場合でも、部分的な開通等により、事業の早期効果発現を図る。</p> <p>○涼しい歩行空間の創出 ・道路緑化による沖縄らしい風景の創出、街路樹の植栽・適正管理については、「沖縄県沿道景観向上技術ガイドライン」に基づいた管理を継続し、新たな雑草防除及び景観形成に有用な植物の導入試験により効果があった手法について、実施範囲を拡大することにより、長期間良好な沿道景観の維持、除草回数の軽減を図る。また、路線ごとの課題を整理したうえで優先順位をつけて街路樹の剪定を行う。加えて、道路ボランティアの普及啓発に向けて、民間を活用した手法を試行的に行い効果検証を行う他、ボランティアへの表彰を行う。</p> <p>○日常生活環境のリニューアル ・土地区画整理事業については、複数年度継続して行われるため、住民説明会など地権者合意形成を密にするよう働きかけることにより、地権者交渉を円滑に進める。また、直接施行を考慮した工程管理の検討を進める。加えて、保留地を早期に処分できるよう、工事及び補償について優先順位を定め、細かな工程管理に留意した工程表に見直すよう、今後も指導する。</p> <p>[成果指標] ・無電柱化整備総延長（歩行空間の確保）については、目標値の達成に向け、引き続き、事業の推進及び取り組みの強化を図る。 ・土地区画整理事業により整備された宅地面積については、土地区画整理事業において、住民説明会など地権者合意形成の取組頻度を密にするよう働きかけることにより、地権者交渉を円滑に進める。また、直接施行（移転意思がない権利者に代わって、施行者自らが移転を行うこと）を考慮した工程管理の検討を行う。</p>
--

「施策」総括表

施策展開	1-(7)-イ	歩いて暮らせる環境づくりの推進
施策	② 住民参加のまちづくりの推進	
対応する主な課題	⑤都市の質の向上を図り、住民にとってより身近で分かりやすいまちづくりを進めるため、住民の関心を高める必要がある。	
関係部等	土木建築部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 （所管部課）	決算 見込額 （千円）	進捗状況	活動概要	実施 主体
○景観計画・地区計画策定の促進				
1 住民参加型都市計画マスタープラン（MP）策定事業 （土木建築部都市計画・モノレール課）	0	順調	3市町と都市計画マスタープラン改定に向けた調整を行った。	県 市町村
2 沖縄らしい風景づくり促進事業 （景観計画策定及び景観地区指定の支援） （土木建築部都市計画・モノレール課）	6,651	やや遅れ	景観地区指定に向けて取り組んでいる1市1町2村（浦添市、竹富町、北大東村、恩納村）に対して、指定に係る助言等を行った。また、竹富町、北大東村に関しては指定手続に着手した。	県 市町村

II 成果指標の達成状況（Do）

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1 住民参加による地区計画策定数	42地区 (H23年度)	56地区	57地区	65地区	68地区	73地区	73地区	達成	76地区
担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
状況説明	住民参加による地区計画策定数については、市町村における地区の詳細なまちづくり手法として進めており、基準値（H23年度）42地区から実績値（R2年度）石垣市空港線沿線地区等を増加した。令和元年度に市町村の意見要望を確認しながら、「市街化調整区域の地区計画ガイドライン」を改定しており、各市町村において地区計画の活用拡大が見込まれている。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	50.0%	➡	施策推進状況	順調
II 成果指標の達成状況（Do）	100.0%			

（2）施策の推進状況の分析

当該施策の推進状況は、「順調」である。
<p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○景観計画・地区計画策定の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型都市計画マスタープラン（MP）策定事業については、具体的な取り組みを進める市町村と意見交換を行ったが、良好な事例の周知についてさらに各市町村へ広げていく必要がある。 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観計画策定及び景観地区指定の支援）については、景観地区指定に向けて、地域住民との合意形成を図る市町村へ継続して的確な助言支援を行う必要がある。 <p>外部環境の分析</p> <p>○景観計画・地区計画策定の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観計画策定及び景観地区指定の支援）については、景観地区の指定にあたっては地域住民との合意形成が必要なため、市町村は地域住民の景観への関心を高める必要がある。

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組]</p> <p>○景観計画・地区計画策定の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民参加型都市計画マスタープラン（MP）策定事業については、現状把握や情報共有等のため市町村都市計画担当との県市町村調整会議を1回実施する。また、引き続き、県外の事例収集を実施し、良好な事例を市町村へ情報提供することで、意識向上を図る。 ・沖縄らしい風景づくり促進事業（景観計画策定及び景観地区指定の支援）については、市町村との連携強化を図るため意見交換を密に行い、市町村の景観まちづくりに関する取り組み（地域住民を対象とした講演会や勉強会等）に県内外の風景づくりアドバイザーを派遣する等、景観地区の指定等に向けて市町村へ助言支援を行う。なお、風景づくりアドバイザーの派遣に当たっては、関係市町村の要望くみ取りや早期日程調整等に留意するとともにweb会議の積極活用により効率化を図る。

「施策」総括表

施策展開	1-(7)-ウ	人に優しい交通手段の確保
施策	① 基幹的な公共交通システムの導入	
対応する 主な課題	①本県は鉄道を有していない唯一の県であり、戦後、本土では鉄道の復旧が行われたにも関わらず、沖縄戦により壊滅した沖縄県営鉄道の復旧は行われなかった。また、広大な米軍基地の存在、無秩序な市街地の形成及び急激な自動車交通の増加などの歴史的・社会的事情を背景に、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせており、「骨格性」、「速達性」、「定時性」等の機能を備えた基幹的な公共交通システムの導入が求められている。 ③沖縄都市モノレールの沖縄自動車道（西原入口）までの早期延長整備を図り、効果的・広域的な利用を推進し、定時定速かつ利便性の高い公共交通ネットワークを形成することにより、那覇都市圏の交通渋滞緩和を図るとともに、総合的な公共交通体系の視点を踏まえた陸上交通の円滑化を促進する必要がある。	
関係部等	企画部、土木建築部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○新たな公共交通システムの導入				
1	81,123	順調	R元年度に実施した費用便益比の検討結果について、R2年8月に学識経験者による検証委員会を開催し、前提条件等について検証を行った。併せて、沖縄の発展に求められる交通体系について考えるシンポジウムの開催やニューズレターの配布を行った。また公共交通の充実に向け、市町村と協働で現状及び課題の整理を行った。	国 県 市町村
○都市モノレールの整備				
2	349,858	順調	てだこ浦西駅付近で道路を供用するとともに、モノレール延長整備に関連する関連道路、街路の整備を行った。	県 市 事業者
3	327,175	大幅遅れ	詳細設計業務を発注し設計を行っている。併せて概略設計に基づき新基地部分の地盤改良工事を南部国道事務所に委託し実施している。	県 那覇市 浦添市 モノレール 事業者

II 成果指標の達成状況 (D○)

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	モノレールの乗客数 35,551人/ 日 (H22年度)	47,463人/ 日	49,716人/ 日	52,355人/ 日	55,766人/ 日	30,044人/ 日	49,441人/ 日	未達成	50,984人/ 日
担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
状況説明	令和2年1月頃に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内外観光客等乗客数が大幅に減少した。								

III 施策の推進状況の分析（Check）

（1）施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	66.7%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
II 成果指標の達成状況（Do）	0.0%			

（2）施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○新たな公共交通システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業については、鉄軌道の沿線のみならず、各地域において鉄軌道の利便性を享受できるよう、将来のフィーダー交通ネットワークの構築を見据え、各圏域における交通の課題等を踏まえた公共交通の充実について、まちづくりの主体である市町村等との協働により検討を進める必要がある。 <p>○都市モノレールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄都市モノレール輸送力増強事業については、隣接する国道工事の仮設工と当該事業で整備する支柱基礎が干渉するため、その対策にかかる事業費増と進捗の遅れが懸念される。 <p>外部環境の分析</p> <p>○新たな公共交通システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業については、鉄軌道の持続的な運営を可能とするためには、駅舎やレール等のインフラ部分を公共が整備保有し、運行会社は運行のみを行う公設民営型の上下分離方式である全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設が不可欠であり、国に求めていく必要がある。費用便益分析の検討結果について、検証委員会において、科学的論理的であると考えられるとの評価を頂いたことから、今後は、当該検討結果を踏まえつつ、国との議論を進めていく必要がある。 <p>○都市モノレールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄都市モノレール延長整備事業については、浦添市が施行する浦添前田駅周辺区画整理事業およびだこ浦西駅周辺区画整理事業の2事業が遅れている。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モノレールの乗客数については、令和2年1月頃に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内外観光客等乗客数が大幅に減少した。
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組]</p> <p>○新たな公共交通システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入促進事業については、新たな沖縄振興のための制度提言に、鉄軌道について盛り込み、これまでの調査結果等も踏まえつつ、鉄軌道導入に向けた国との議論を進める。 ・鉄軌道の早期導入に向け、県民一体となった機運醸成を図って行くため、導入効果等を取りまとめたPVの作成及び学生、一般県民等を対象としたワークショップ等の開催等を行う。 ・各圏域における公共交通の充実に向け、市町村と協働で、連携して取り組む課題の抽出及び課題対応例の把握を行う。 <p>○都市モノレールの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄都市モノレール延長整備事業については、関連する区画整理事業者と連携し、周辺の道路整備を促進させる。 ・沖縄都市モノレール輸送力増強事業については、国道側と工程調整を密に行い、早期に対策案を策定、実施することでコストの縮減や対策に要する期間の短縮を図る。 <p>[成果指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モノレールの乗客数については、新型コロナウイルス感染症の収束等状況変化を見極めつつ、ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組み、安全・安心な公共交通の維持に努める。
--

「施策」総括表

施策展開	1-(7)-ウ	人に優しい交通手段の確保
施策	② 公共交通利用環境の改善	
対応する主な課題	<p>①本県は鉄道有していない唯一の県であり、戦後、本土では鉄道の復旧が行われたにも関わらず、沖縄戦により壊滅した沖縄県営鉄道の復旧は行われなかった。また、広大な米軍基地の存在、無秩序な市街地の形成及び急激な自動車交通の増加などの歴史的・社会的事情を背景に、慢性的な交通渋滞、公共交通の衰退、環境負荷の増大など様々な問題を生じさせており、「骨格性」、「速達性」、「定時性」等の機能を備えた基幹的な公共交通システムの導入が求められている。</p> <p>②沖縄本島の公共交通の骨格となったバス路線は、長大で複雑となっているため利用しづらく、交通渋滞に巻き込まれ定時・定速性が低いため、バス離れが著しく公共交通の確保・維持が大きな課題となっている。</p> <p>④那覇都市圏の交通渋滞は、三大都市圏に匹敵する状況であることから、県民及び観光客の移動利便性向上を図り、モノレールの需要を喚起し、自動車から公共交通への転換を促進させる必要がある。</p> <p>⑥高齢者等の交通弱者は移動制約があるため、車に頼らなくても移動できるような交通システムや交通環境の構築が求められる。</p>	
関係部等	土木建築部、企画部	

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)

令和2年度					
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体	
○沖縄都市モノレール利用環境の整備					
1	幸地IC(仮称)整備事業 (土木建築部都市計画・モノレール課)	1,170,900	概ね順調	用地買収を行ったほか、橋梁下部工工事を2件実施した。橋梁上部工1件をNEXCOに委託した。	県
2	モノレール利用促進対策 (土木建築部都市計画・モノレール課)	83,748	順調	モノレール沿線の観光ガイドブックのスペイン語及びポルトガル語の作成を行った。	県事業者
○バス利用環境の整備					
3	バス利用環境改善事業 (土木建築部道路管理課)	45,020	やや遅れ	宜野湾北中城線の普天間入口の上下線等、外2路線でバス停上屋を合計8基整備した。	県
4	公共交通利用環境改善事業 (企画部交通政策課)	107,782	順調	バス停上屋等の整備を行ったが、コロナの影響によるバス事業者の経営状況等を考慮し、今年度のノンステップバス導入は見合わせた。 バスレーン実施拡充を検討するとともに、てだこ浦西駅～沖国大・琉大を結ぶキャンパスバス実証実験を開始した。 自家用車から公共交通への利用転換促進を目的に広報活動を実施した。	県 交通事業者
5	交通体系整備推進事業 (企画部交通政策課)	51,652	順調	那覇市と連携し、県管理道路におけるシェアサイクルポートの設置や、浦添市と連携して、浦添市内の小学校4校に対して、送迎交通の実態等のヒアリングを実施した。また、次年度のTDMアクションプログラムの改定に向け、これまでの実績のまとめや方針等の整理を行った。	国 県 市町村 交通事業者
6	沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業 (企画部交通政策課)	5,033	大幅遅れ	バス事業者が実施した求人活動に対し補助を行ったほか、大型二種免許未保有者の採用・育成に関し、免許取得期間及び社内研修期間に要する賃金を補助し、路線バス運転手の確保を支援した。	県 交通事業者

II 成果指標の達成状況（D○）

	成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
			H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
1	モノレールの乗客数	35,551人/ 日 (H22年度)	47,463人/ 日	49,716人/ 日	52,355人/ 日	55,766人/ 日	30,044人/ 日	49,441人/ 日	未達成	50,984人/ 日
	担当部課名	土木建築部都市計画・モノレール課								
	状況説明	令和2年1月頃に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内外観光客等乗客数が大幅に減少した。								
2	乗合バス利用者数	80,745人/ 日 (H18年度)	72,495人/ 日 H27年度	72,336人/ 日 H28年度	72,161人/ 日 H29年度	72,531人/ 日 H30年度	71,090人/ 日 R元年度	125,321人/ 日	未達成	130,274人/ 日
	担当部課名	企画部交通政策課								
	状況説明	自動車台数の増加による渋滞発生、それに伴うバスの定時・速達性の低下などで利用者が伸び悩み、乗合バス利用者数は71,090人/日（令和元年度）と、令和2年度計画値（125,321人/日）を達成できなかった。 なお、乗合バスの利用者数は減少傾向に歯止めがかかりつつあり、横ばいとなっている。								
3	ノンステップバス導入率	1.3% (H22年度)	66.7%	70.1%	72.0%	71.6%	71.6%	70.0%	達成	70.0%
	担当部課名	企画部交通政策課								
	状況説明	ノンステップバスの導入数及び導入率については、計画に沿って着実に増加し、令和2年度末の導入率は、71.6%となっており、令和3年度目標値を前倒しで達成している。								

III 施策の推進状況の分析 (Check)

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況 (Plan・Do)	50.0%	➡	施策推進状況	取組は概ね順調だが、 成果は遅れている
II 成果指標の達成状況 (Do)	33.3%			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「取組は概ね順調だが、成果は遅れている」である。</p> <p>[主な取組]</p> <p>内部要因の分析</p> <p>○沖縄都市モノレール利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸地IC(仮称)整備事業については、外国に移住した相続人うち情報が入手できない者がいる。 ・モノレール利用促進対策については、モノレールの運営主体である沖縄都市モノレール株式会社においては安定的経営の基盤づくりに努めているが、観光客等の増減など外的要因に左右されやすい。 <p>○バス利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用環境改善事業については、ノンステップバス導入事業実施にあたっては、バス事業者の多額の自己負担を伴うことから、経営状況を踏まえた車両更新計画を注視する必要がある。 ・交通体系整備推進事業については、TDMアクションプログラムが令和3年度までの計画となっている。市町村等と連携した取組(シェアサイクルMM)により、互いの協力関係を築くことができた。 ・沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業については、現在、路線バス運転手の約7割が50代以上であることから、毎年、定年退職者の補充に追われ、必要な運転手数の確保にまで採用人数が達しない状況が続いている。 <p>外部環境の分析</p> <p>○沖縄都市モノレール利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モノレール利用促進対策については、本県の交通事情は地域的規模的な限界もあり、自動車利用が基本で公共交通利用者が少ない。また、国内外の観光客数の増に伴いモノレールの乗客数は順調に推移していたが、令和2年1月頃から流行した新型コロナウイルス感染症の影響に伴う乗客数の減少により、沖縄都市モノレール株式会社の経営状況は厳しい状況が続いている。 <p>○バス利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス利用環境改善事業については、施工時に、埋設物等の支障物件の移設について占有者との調整に時間を要している。 ・公共交通利用環境改善事業については、ノンステップバスについては、バス事業者の自己負担額も大きいため、コロナ感染症流行の影響による事業者の経営状況等を考慮して、令和2年度の導入は見合わせた。また、新型コロナウイルス感染症流行の影響が長期化する恐れがある。加えて、IC乗車券の拡張に関しては、タクシーを含むOKICAの商業展開について具体的な検討が進められるなど、環境の変化が見られる。 ・交通体系整備推進事業については、新型コロナウイルスの影響により、公共交通利用者が大きく減少している。また、感染リスクを抑える「新しい生活様式」が、国により強く呼びかけられている。 ・沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、バス実車体験等、集合型体験イベントによる説明会開催が困難となっている。また、大型二種免許の受験資格を緩和する改正道路交通法が令和4年6月までに施行されることとなった。これにより、「21歳以上普通免許等保有歴3年以上」であった大型二種免許の受験資格が「19歳以上普通免許等保有歴1年以上」に緩和される。 <p>[成果指標]</p> <p>未達成の成果指標の要因分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モノレールの乗客数については、令和2年1月頃に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、国内外観光客等乗客数が大幅に減少した。 ・乗合バス利用者数については、市街地の拡大などに伴い、自動車保有台数が増加し続けており、その結果、渋滞発生に伴うバスの定時・速達性の低下などの外部要因により、乗合バスの利用者数が減少している。
--

IV 施策の推進戦略案 (Action)

<p>[主な取組]</p> <p>○沖縄都市モノレール利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幸地IC(仮称)整備事業については、事業の円滑な実施を図るため土地開発公社を活用し、必要であれば、期限を設定し土地収用法による収用を検討する。また、迂回路の整備、工事用道路の整備等スケジュールを検討し工事に支障が無いよう周辺整備を整える。 ・モノレール利用促進対策については、今後の新型コロナウイルス感染症の収束等状況変化を見極めつつ、感染防止対策に取り組み、安全安心な公共交通の維持に努める。また、公共交通機関への利用転換やパーク&ライド駐車場(自動車からモノレール等への乗り継ぎ)の利用について、継続的に、各種広報媒体による周知啓発を行う。加えて、当社の経営状況の検証等を関係機関等と定期的に行い、引き続き、必要に応じて取締役会や株主総会において経営安定に向けた業務改善等の提言を行う。 <p>○バス利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス利用環境改善事業については、支障物件の移設について、事前に占有者へ工事の発注時期等の情報を提供し、調整を行うことにより、早期の支障物件の移設を行うことで事業の進捗を図る。 ・公共交通利用環境改善事業については、基幹バス区間における更なるサービス改善に繋げるためにも、定時速達性に資する基幹バスシステムの構築に向け、バス事業者等との意見交換を通じて現状や課題等の共通認識を図るとともに、バスレーン拡充延長について住民意見聴取を含めた検討調査や関係機関との調整を行う。 ・IC乗車券の拡張については、沖縄ICカード(株)の取組状況について情報収集を行うとともに、「わった〜バス党」を活用してOKICAの利用促進に取り組み。 ・交通体系整備推進事業については、アフターコロナを見据えた「次期TDMアクションプログラム」を策定する。また、市町村等と連携した「ファーストラストワンマイル施策」や「MM」を実施する。 ・沖縄県路線バス運転手確保緊急支援事業については、新型コロナウイルス感染症対策に対応しながらの効果的な求人活動について、バス事業者及びバス協会とともに意見交換検討を行う。また、大型二種免許の受験資格緩和を見据え、免許未保有の若年者に特化した取組を検討着手する。 <p>[成果指標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モノレールの乗客数については、新型コロナウイルス感染症の収束等状況変化を見極めつつ、ガイドラインに基づく感染防止対策に取り組み、安全・安心な公共交通の維持に努める。 ・乗合バス利用者数については、集約的都市構造の誘導や拠点地域を育成する交通体系の整備、ノンステップバスの導入やバスレーンの延長、TDM施策などにより乗合バスの利便性向上を図り、計画値及びR3目標値の達成に向けて取り組みを推進する。
--

「施策」総括表

施策展開	1-(7)-ウ	人に優しい交通手段の確保
施策	③ 多様な交通手段の確保	
対応する主な課題	⑤環境や人にやさしい交通手段として自転車利用促進が求められているが、沖縄県では自転車の利用が少ない。また、自転車走行空間が確保されておらず、歩行者や自動車と錯綜して危険な状況があることから、安全・快適な自転車利用環境の整備が必要である。	
関係部等	土木建築部	

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）

令和2年度				
主な取組 (所管部課)	決算 見込額 (千円)	進捗状況	活動概要	実施 主体
○自転車利用環境の整備				
1 自転車利用環境の整備 (土木建築部道路管理課)	33,867	順調	名護本部線等の県管理道路で自転車通行空間を3.7km整備した。 併せて、自転車活用推進のポスターを市町村に配布することで、普及啓発を図った。	県

II 成果指標の達成状況（Do）

成果指標名	基準値(B)	実績値					計画値	R2年度 達成状況	目標値 R3
		H28	H29	H30	R元	R2(A)	R2(C)		
—									
1									
担当部課名	—								
状況説明	—								

III 施策の推進状況の分析（Check）

(1) 施策の推進状況

I 主な取組の進捗状況（Plan・Do）	100.0%	➡	施策推進状況	—
II 成果指標の達成状況（Do）	—			

(2) 施策の推進状況の分析

<p>当該施策の推進状況は、「—」である。</p> <p>[主な取組] 内部要因の分析 ○自転車利用環境の整備 ・自転車利用環境の整備については、自転車利用については、走行環境の整備が十分でない状況にある。</p> <p>外部環境の分析 ○自転車利用環境の整備 ・自転車利用環境の整備については、県内において、自転車を移動手段としての利用状況が低い状況である。</p>
--

IV 施策の推進戦略案（Action）

<p>[主な取組] ○自転車利用環境の整備 ・自転車利用環境の整備については、既に策定されている自転車活用推進計画や自転車ネットワーク計画を基に、国や県、市町村と連携して自転車通行空間の整備を行う。また、国の自転車施策に関する情報の提供を行うとともに、市町村に対して計画策定に向けた支援を行う。</p>
